

**第2期西海市  
子ども・子育て支援事業計画**



## はじめに

近年、全国的な少子高齢化や核家族化の進展、生活用式の多様化、地域のつながりが希薄化するなど、子どもや子育て世代を取巻く環境は大きく変化しており、それに伴う子育て支援に対するニーズの多様化が進んでまいりました。

本市においても、若者世代の市外への流出や出生率の低下等の理由により、少子化傾向が著しく、地域全体で安心して子育てをするための環境整備が喫緊の課題となっております。

これまでも本市においては、平成 17 年及び 22 年に策定した「西海市次世代育成支援地域行動計画」や、平成 27 年に策定した子ども・子育て支援法による「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、折々の時代の変化にも対応しながら、次世代を担う子どもたちの、心身ともに健やかな成長を願ってまちづくりに取り組んできました。

例えば、乳・幼児期の子どもへの支援にあっては、多子世帯の保育料無償化や各種保育サービスの充実といった独自施策を展開してまいりました。

このたび、「子ども・子育て支援事業計画」第 1 期の計画期間が、令和 2 年 3 月をもって満了することから、これまでの計画期間の振り返りや今後の子育て支援施策への新たな視点も盛り込みながら、「第 2 期西海市子ども・子育て支援事業計画」として策定する運びとなりました。

本計画においては、保育所等における 3 歳以上児の副食費無償化、こども医療費の対象年齢拡大などにより、県内トップクラスの子育て支援施策の実現に向けて取り組むこととしております。

末筆となりましたが、市民アンケートへのご協力をいただきました多くの市民の方々、また、様々な機会に貴重な御意見をお寄せくださった市民の皆さま、専門的な知見を活かし、多様な視点からご意見を賜りました「西海市次世代育成支援対策地域協議会」の委員の皆様をはじめ、本計画の策定に携わられた関係諸氏のご尽力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げ、「第 2 期西海市子ども・子育て支援事業計画」策定にあたってのごあいさつといたします。

西海市長 杉澤泰彦



# 目 次

<b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と目的 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	4
4 計画の見直し .....	4
5 計画策定に向けた体制と取組 .....	5
<b>第2章 本市の概況</b> .....	<b>6</b>
1 人口に関する状況 .....	6
2 教育・保育等のサービスの利用 .....	13
3 児童福祉の状況 .....	14
4 子育て世帯調査による評価 .....	15
5 「西海市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況 .....	32
<b>第3章 計画の将来像</b> .....	<b>35</b>
1 計画の目指す姿 .....	35
2 計画の全体目標 .....	36
3 教育・保育提供区域の設定 .....	40
<b>第4章 計画に基づく事業の展開</b> .....	<b>44</b>
1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり .....	44
2 安心して子どもを産み育てられる環境づくり .....	60
3 すべての子どもの育ちを保障するまちづくり .....	79
<b>第5章 計画の推進体制</b> .....	<b>92</b>
1 市の責務 .....	92
2 計画の推進に向けた役割 .....	93
3 計画の推進に向けた3つの連携 .....	95
<b>資料編</b> .....	<b>96</b>
1 西海市次世代育成支援対策地域協議会設置条例 .....	96
2 西海市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿 .....	98
3 用語定義 .....	99



# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景と目的

我が国においては、少子化の進行が続いており、今後、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。一方、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化等、少子化が進行している要因は様々であり、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

全ての子育て世代が、それぞれの希望に応じて子どもを生み育てていくことができる社会を実現するためには、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。そして、平成24（2012）年8月には「\*子ども・子育て関連3法」が制定され、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成27（2015）年度から実施し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進しています。さらに、「子ども・子育て関連3法」の一つである「子ども・子育て支援法」を平成28（2016）年4月、令和元（2019）年10月に改正し、\*子ども・子育て支援の提供体制の一層の充実を図っています。

その後、「\*子育て安心プラン」や「\*新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等が行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策を進めています。

西海市（以下「本市」という。）においては、「次世代育成支援行動計画～後期計画」の方向性を継承しながら、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえた「西海市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を平成26（2014）年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

本市では、「西海市子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本市の最上位計画である「第2次西海市総合計画」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和2（2020）年度を初年度とする「第2期西海市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「\*市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

#### 【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び\*地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定に当たっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、この計画は、以下の内容を内包した本市の子育て支援に関する総合的な計画とします。

#### ○次世代育成支援行動計画

国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定

#### ○\*母子保健計画

厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」の趣旨を盛り込んだ計画として策定

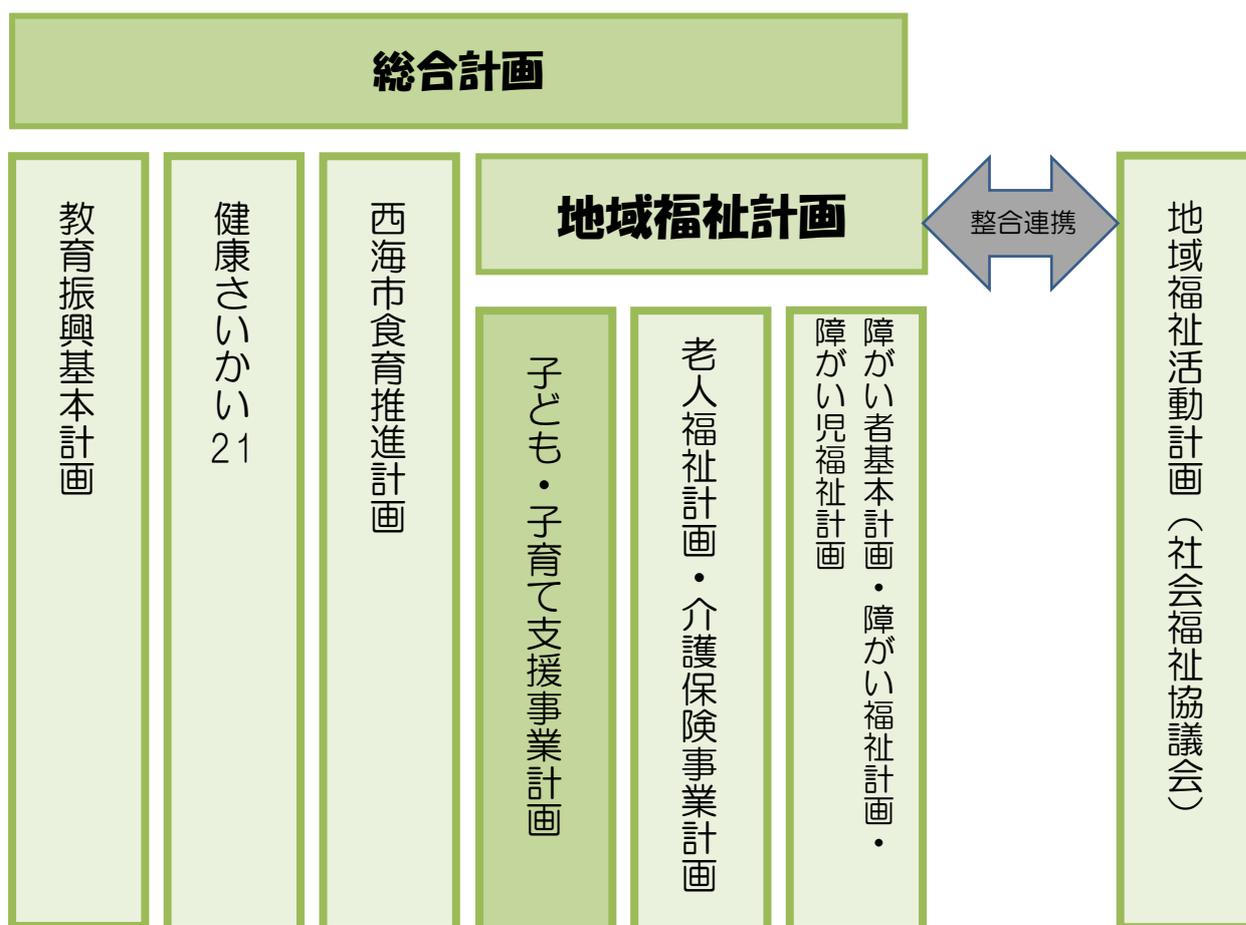
#### ○子どもの貧困対策

国の子どもの貧困対策推進法や子どもの貧困対策に関する大綱の制定を踏まえ、本市の子どもの貧困対策に関する趣旨を盛り込んだ計画として策定

## (2) 他の計画との関係

本計画は、「総合計画」を上位計画とし、本市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、教育振興基本計画、健康さいかい21、西海市食育推進計画、障がい者基本計画・障がい福祉計画、障がい児福祉計画、老人福祉計画・介護保険事業計画及び地域福祉計画並びに地域福祉活動計画と整合を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものです。



### 3 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とするものです。

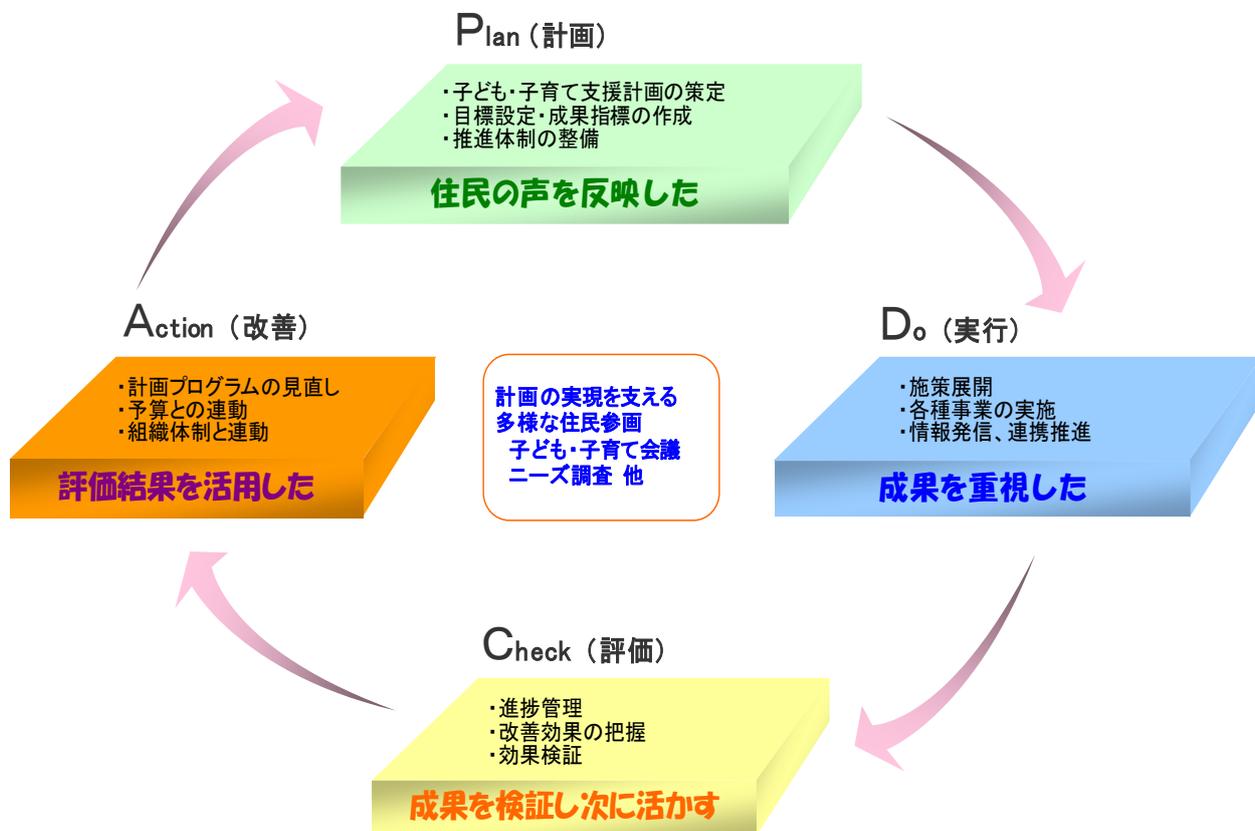
ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

（年度）

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
西海市子ども・子育て支援事業計画									
					第2期西海市子ども・子育て支援事業計画				

### 4 計画の見直し

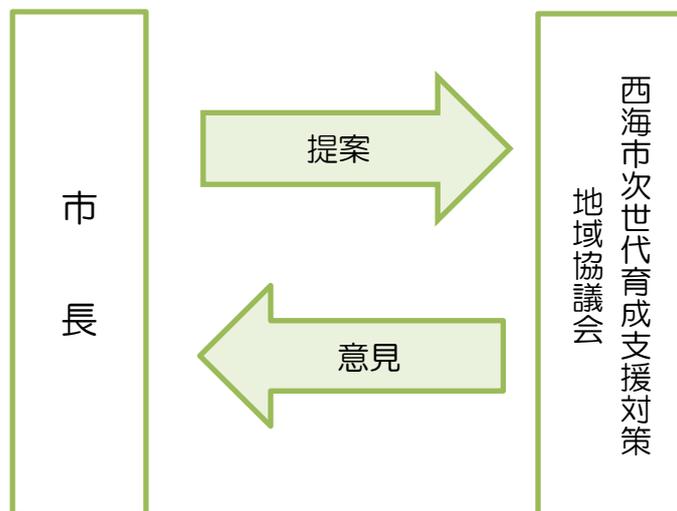
計画の見直しに際しては「PDCAサイクル」の考え方を導入し、市民と本市が協働で子育て支援の充実を図るため、多様な市民参画の機会を取り入れたサイクルの実現を目指します。



## 5 計画策定に向けた体制と取組

### (1) 子ども・子育て会議の位置づけ

本市においては、西海市次世代育成支援対策地域協議会を地方版子ども・子育て会議と位置づけ、本計画策定に当たって、その意見を聞くこととしました。



### (2) 計画策定に向けた主な取組

本計画策定に向けた主な取組を時系列で表すと以下のとおりとなります。

平成 30 年度	
平成 30 年 12 月	第 1 回次世代育成支援対策地域協議会会議の開催
平成 31 年 1 月	アンケート調査の実施（郵送による配布回収）
平成 31 年 3 月	アンケート調査結果の集計
平成 31 年 3 月	第 2 回次世代育成支援対策地域協議会会議の開催

令和元年度	
令和 元年 8 月	ヒアリング調査の実施
令和 元年 10 月	第 1 回次世代育成支援対策地域協議会会議の開催
令和 元年 12 月	第 2 回次世代育成支援対策地域協議会会議の開催
令和 2 年 1 月	第 3 回次世代育成支援対策地域協議会会議の開催
令和 2 年 2 月	パブリックコメントの実施
令和 2 年 3 月	第 4 回次世代育成支援対策地域協議会会議の開催
令和 2 年 3 月	第 2 期西海市子ども・子育て支援事業計画の確定

## 第2章 本市の概況

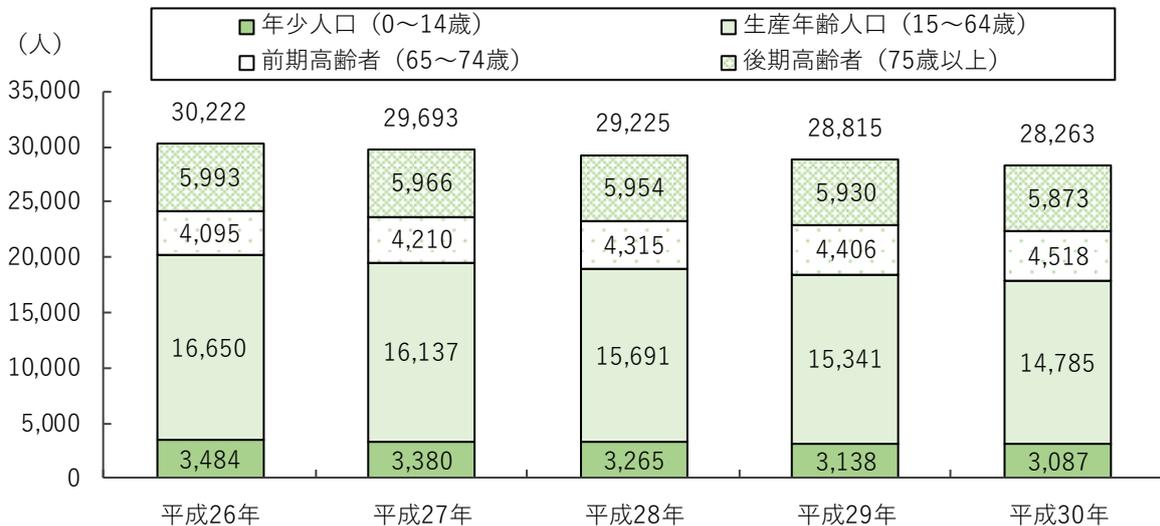
### 1 人口に関する状況

#### (1) 人口の推移

本市の人口は、平成26年の30,222人から平成30年には28,263人となり、1,959人の減少となっています。年齢区別の人口でみると、高齢者人口が増加していますが、年少人口・生産年齢人口共に減少し、高齢化率が増加しています。

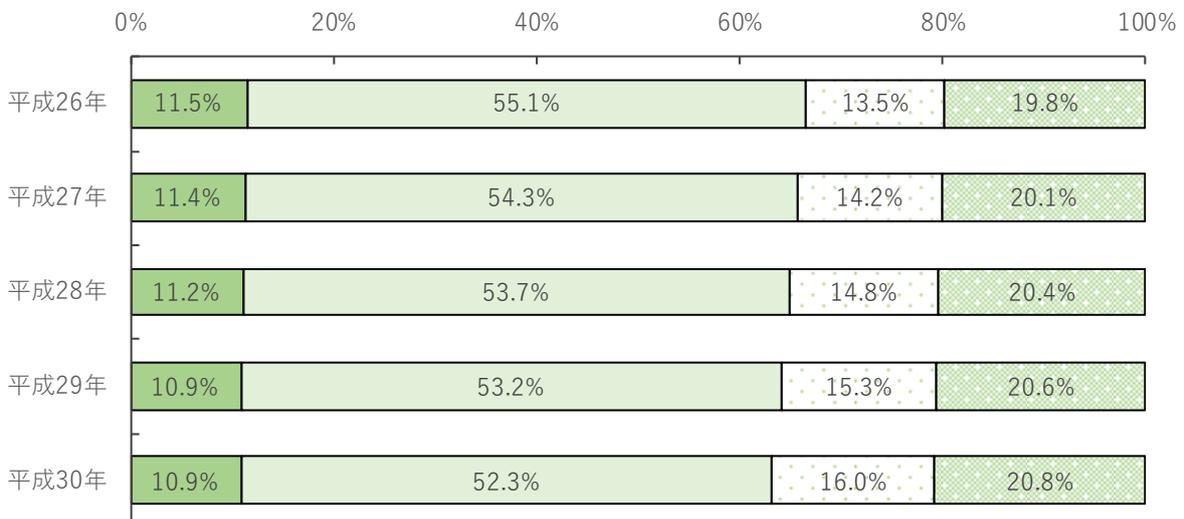
また、平成31年の人口ピラミッドをみると、子どもを生み育てる年代といわれる15～49歳の女性の人口では、25歳から35歳の人口が少なく、少子高齢化は今後ますます進展するものと考えられます。

住民基本台帳人口の推移



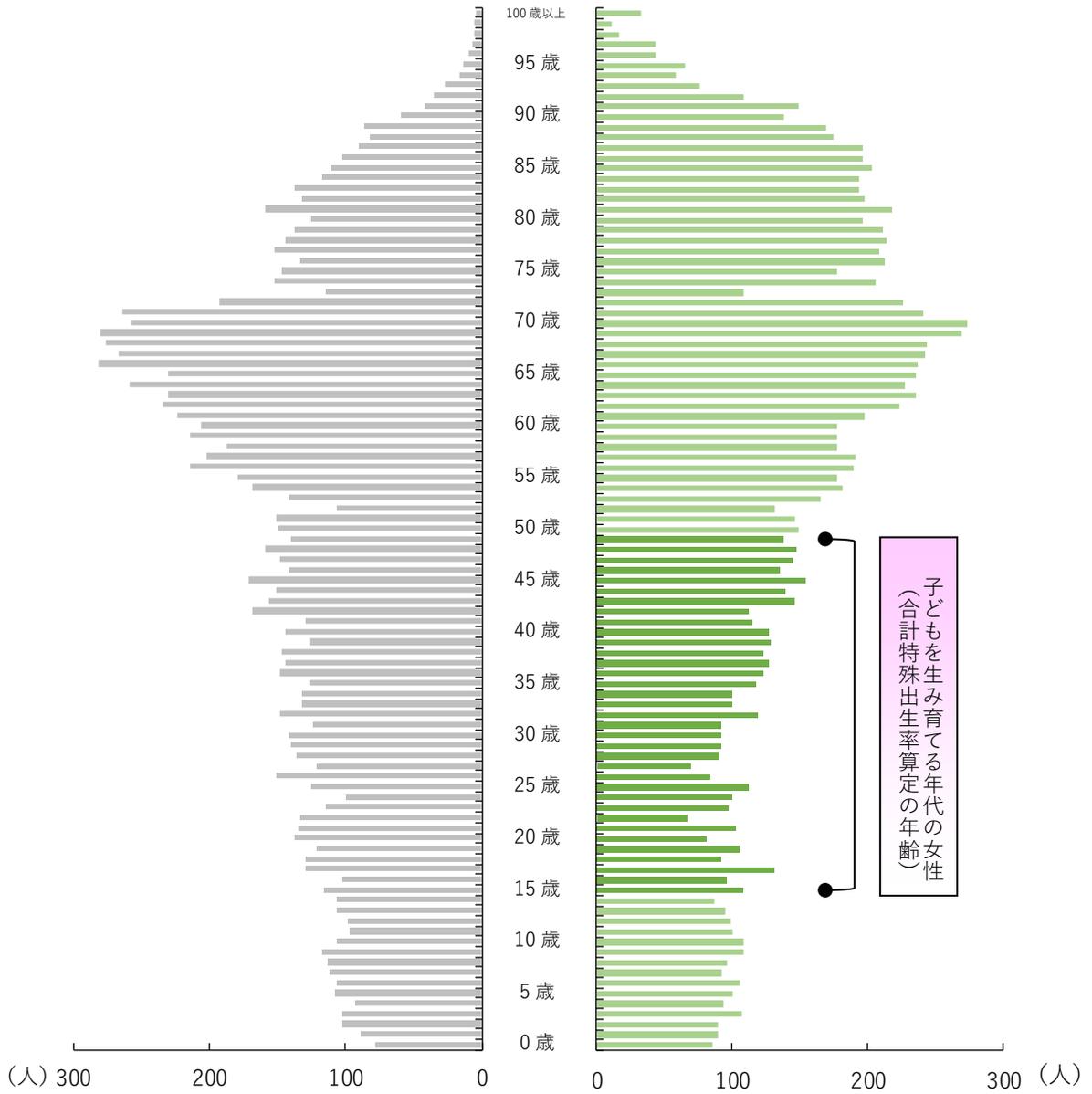
資料：住民基本台帳（各年3月末）

住民基本台帳の状況



平成31年男性

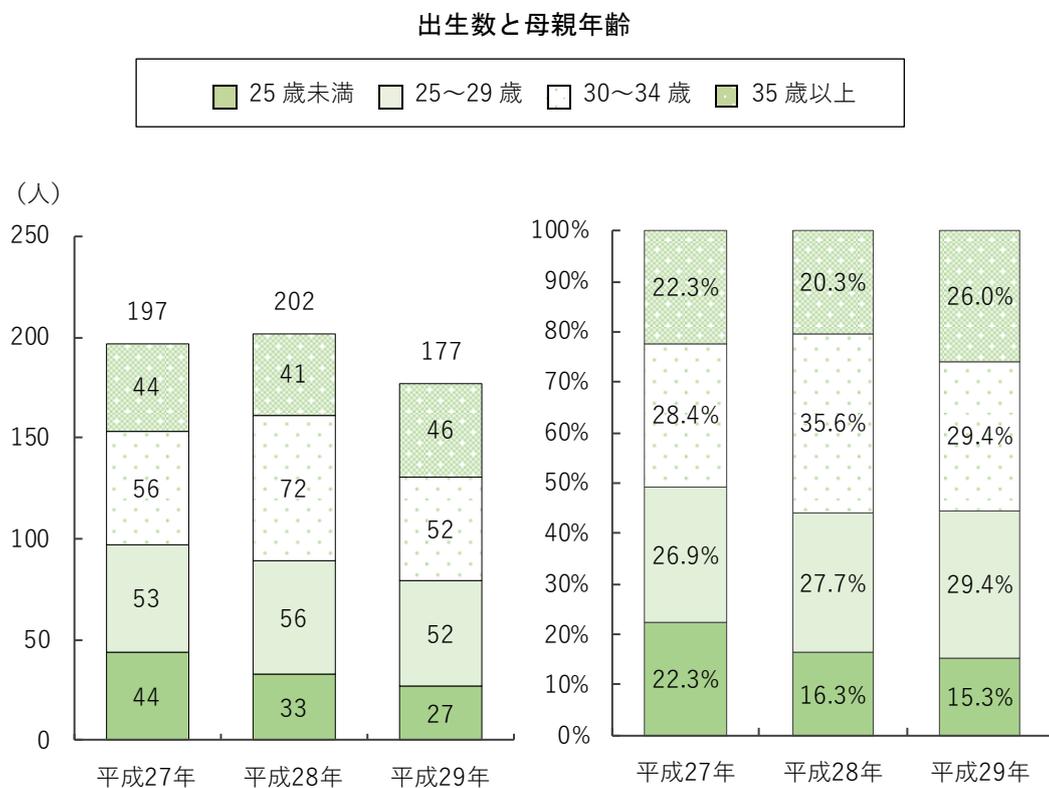
平成31年女性



資料：住民基本台帳

## (2) 出生数の状況

出生数は、平成27年は197人、平成28年には若干増加するも、平成29年には177人となっています。出生数と母親年齢の関係を平成27年対平成29年でみると、25歳未満の母親の出生数と出生率の減少が見取れます。



資料：人口動態統計

### (3) 出生率と合計特殊出生率について

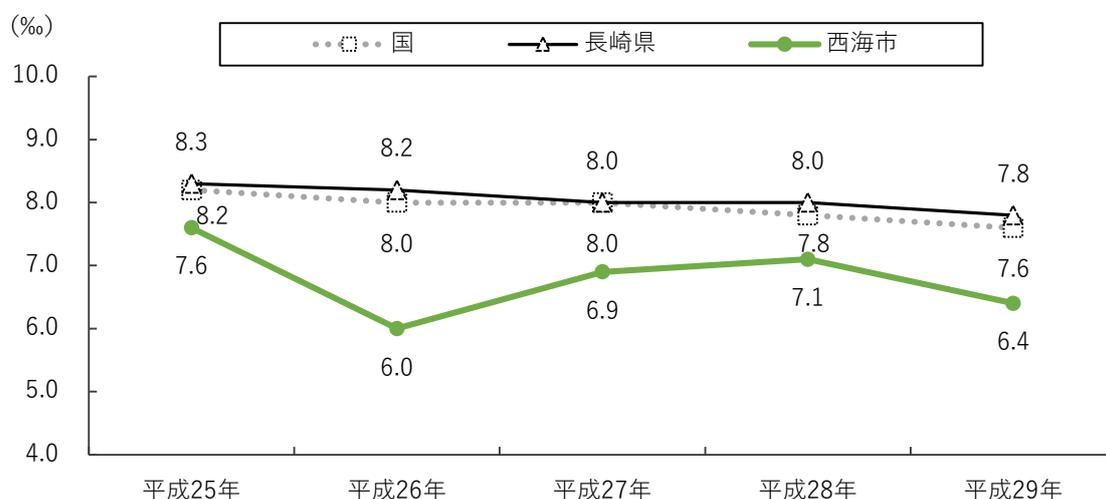
出生数の状況を人口千人あたりに換算して、国・県と比較した出生率は、いずれも国・県よりも低く推移しています。

一方、合計特殊出生率では、国・県よりも高く推移しています。

#### 合計特殊出生率とは

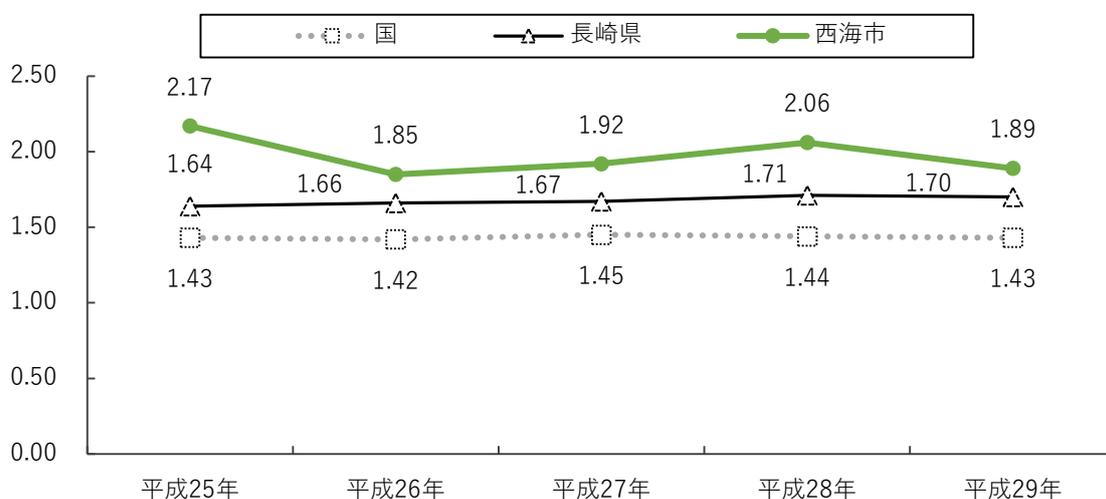
「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子ども数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。近年は、晩婚化・晩産化が進行していることや、各世代の結婚や出産の行動に違いはありますが、上昇する傾向にあるといわれています。

出生率



資料：人口動態統計

合計特殊出生率

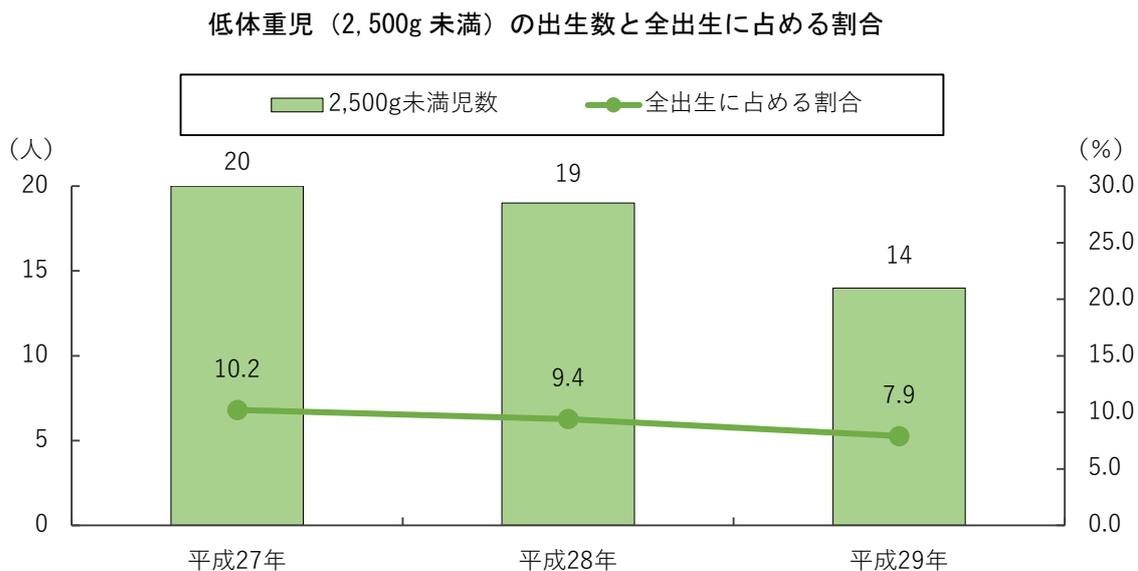


資料：人口動態統計（国・県）及び独自試算

#### (4) 出生における低体重児の状況

低体重児とは、出生体重が 2,500g 未満の赤ちゃんのことで、低体重児は体の機能も未熟なので合併症や感染症にかかりやすい特徴があります。妊婦の喫煙・飲酒や食生活（過激なダイエットによる栄養不足）など生活習慣の影響を受けることや、妊婦の歯周疾患の影響を受けることで、増加傾向にあるとされてきました。

本市の全出生数における低体重児（2,500g 未満）の出生の状況をみると、平成 27 年に 20 人（10.2%）、平成 29 年は 14 人（7.9%）と減少傾向にあります。



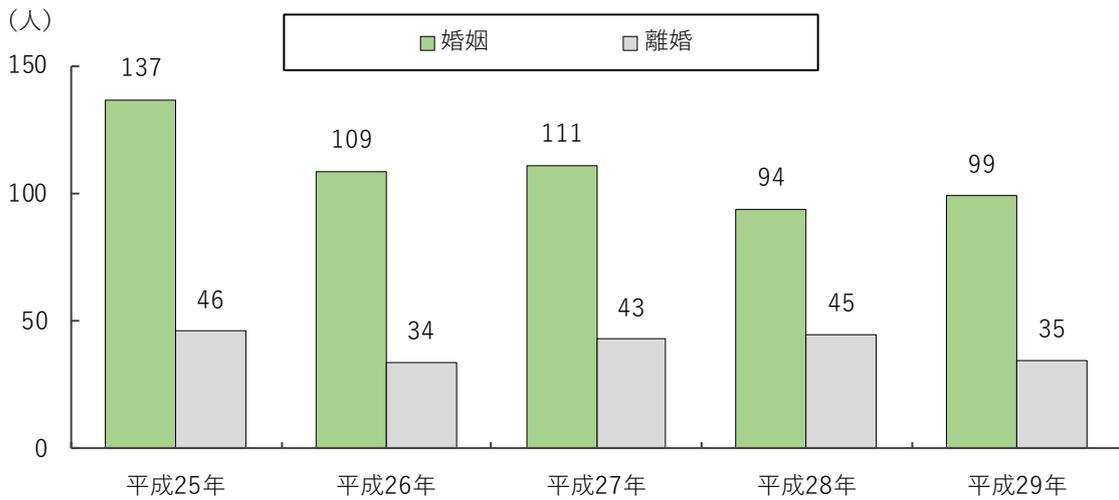
資料：人口動態統計

## (5) 本市の婚姻・離婚に関する状況

婚姻・離婚の状況については、平成25年と平成29年の婚姻件数を比較すると、38件減少し、平成29年は99件となっています。

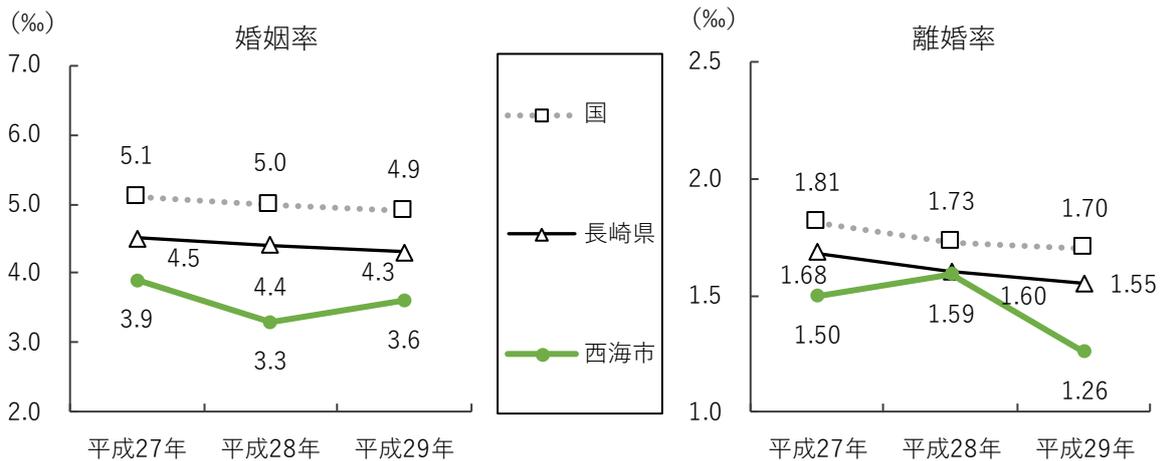
一方、離婚件数は、平成25年以降40件前後で移動しています。婚姻・離婚の状況を人口千人あたりに換算して、国・県と比較した婚姻率・離婚率は、いずれも国・県よりも低く推移しています。

婚姻・離婚の件数



資料：人口動態統計

婚姻率・離婚率の比較

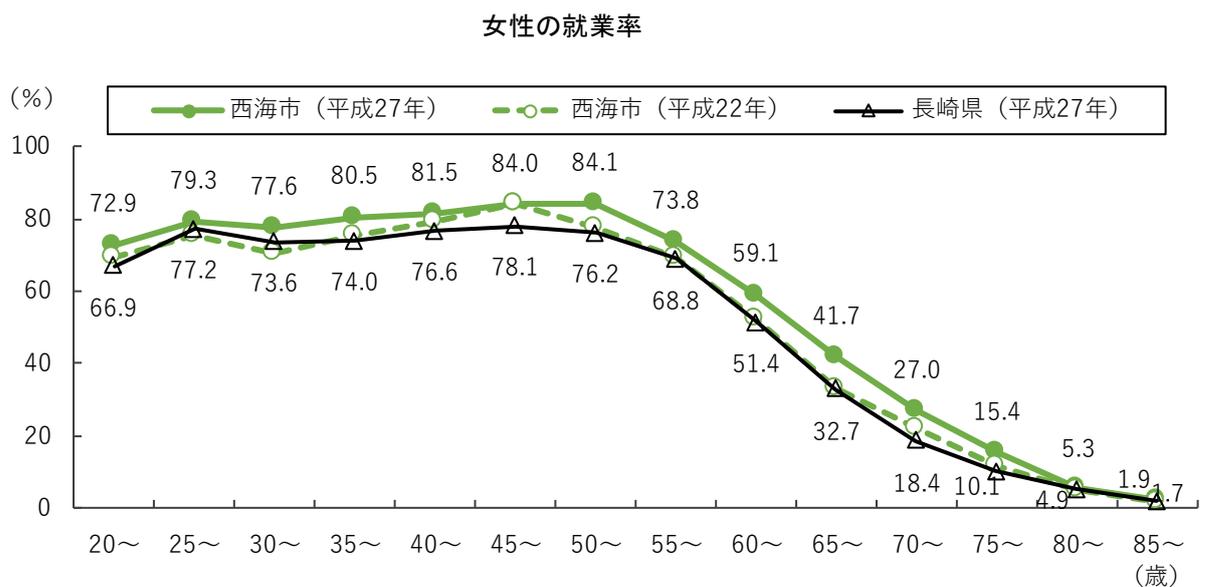


資料：人口動態統計

## (6) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の就業率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

本市における女性の就労状況は、平成 22 年度には、主に子育てを行っている 30～34 歳にくぼみ（一時的な就業率の低下）があり、その後 40～50 歳にかけて就業率が持ち直している、「M字カーブ」がみられましたが、平成 27 年にはくぼみも少なくなり、ほぼ全ての年代で就業率が上がっています。また、県平均と比較してみても、ほぼ全ての年代で就業率が高くなっています。



資料：国勢調査

## 2 教育・保育等のサービスの利用

### (1) 教育・保育等の利用状況

		単位	実績		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	<b>幼稚園・認定こども園</b>				
	施設数	か所	4	4	6
	定員（利用定員）	人	234	234	254
	利用者数	人	116	98	125
	定員に対する充足率	%	49.6	41.9	49.2
2	<b>保育所</b>				
	施設数	か所	18	18	16
	定員（利用定員）	人	930	970	930
	利用者数	人	881	882	825
	定員に対する充足率	%	94.7	90.9	88.7

### (2) 放課後児童クラブの利用状況

		単位	実績		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	<b>放課後児童クラブ</b>				
	実施箇所数	か所	13	13	14
	登録者数	人	435	437	473

### 3 児童福祉の状況

#### (1) 母子家庭・父子家庭の状況

本市の母子家庭・父子家庭の状況は、母子家庭が867世帯（7.6%）、父子家庭が167世帯（1.5%）となっており、母子家庭は県の割合より低く、父子家庭は高くなっています。

母子家庭・父子家庭の状況

	単位	一般世帯	父子世帯	母子世帯
国	世帯	53,331,797	702,903	4,045,073
	割合	—	1.3%	7.6%
長崎県	世帯	558,380	7,447	49,166
	割合	—	1.3%	8.8%
西海市	世帯	11,455	167	867
	割合	—	1.5%	7.6%

資料：平成27年国勢調査

#### (2) 家庭児童相談室の状況

相談の種別	単位	実績			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数合計	件数	37	30	37	34
養護相談	件数	33	26	37	34
うち虐待	件数	27	10	19	27
保健相談	件数	—	—	—	—
障がい相談	件数	—	—	—	—
非行相談	件数	—	—	—	—
育成相談	件数	4	4	—	—
その他	件数	—	—	—	—

※令和元年度は、12月末までの実績、内訳は未分類

## 4 子育て世帯調査による評価

### (1) 調査の概要

#### ①調査の目的

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）に基づき平成27年3月に策定した第1期計画の計画期間が、平成31年度に終了することに伴い、新たに本計画を策定するに当たり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等のニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者の置かれた環境等を調査・分析し、計画策定における基礎資料とすることを目的としています。

#### ②調査の実施要領

調査時期	平成31年1月			
調査対象者	西海市在住の就学前児童・就学児童の保護者			
調査方法	郵送による配布・回収			
配布数	就学前児童	866件	就学児童	806件
有効回収数		430件		396件
有効回答率		49.7%		49.1%

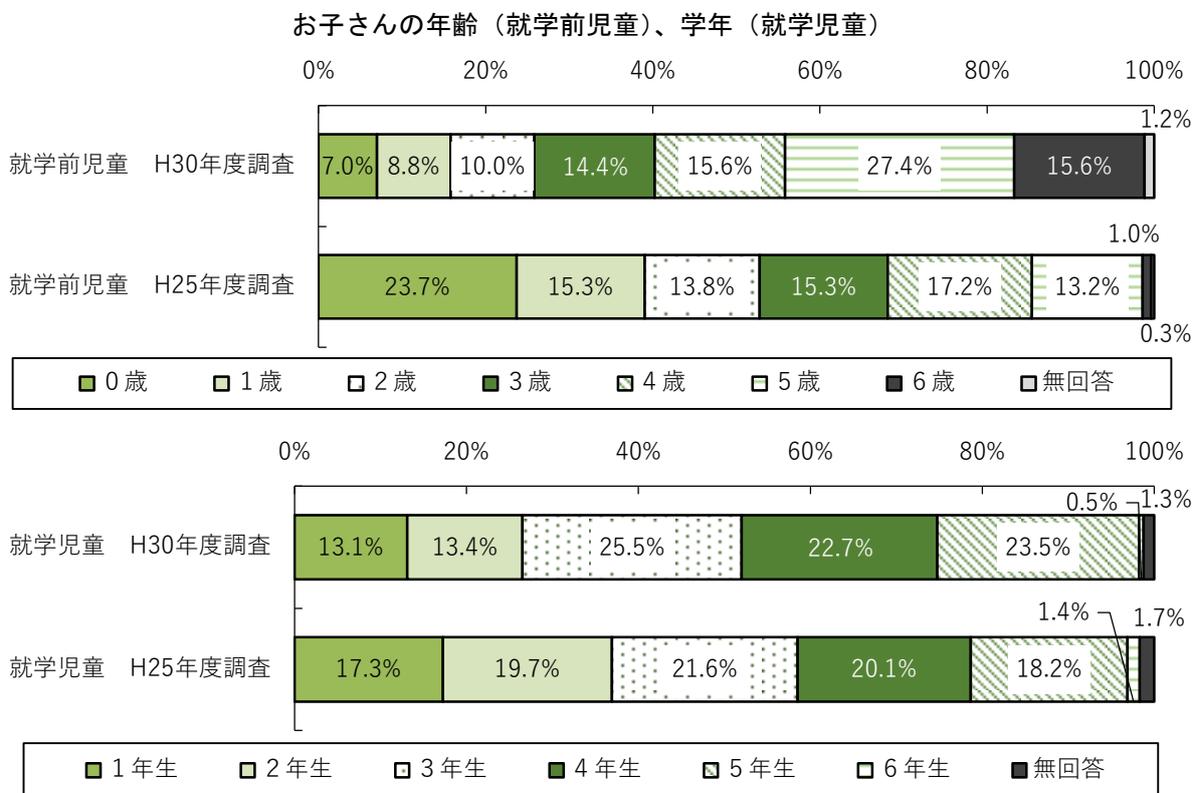
#### ③調査結果の利用上の注意

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から一つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- グラフ中の回答割合について、グラフが繁雑になる場合は省略している場合があります。

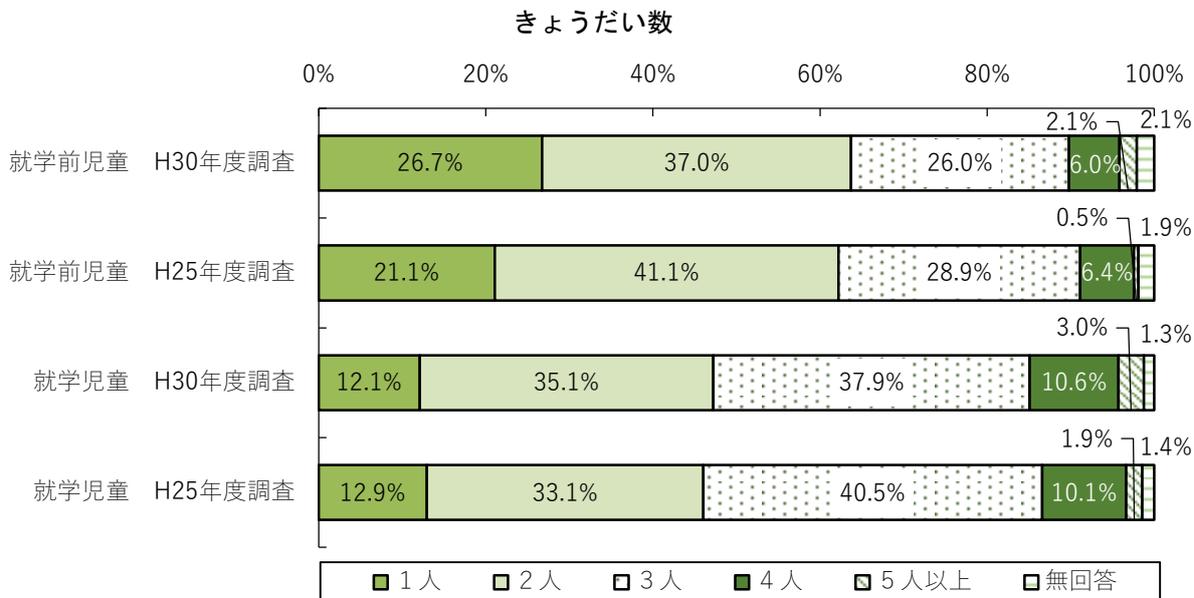
## (2) 調査結果

### ① 調査回答者の属性

#### ◆ お子さんの年齢、学年



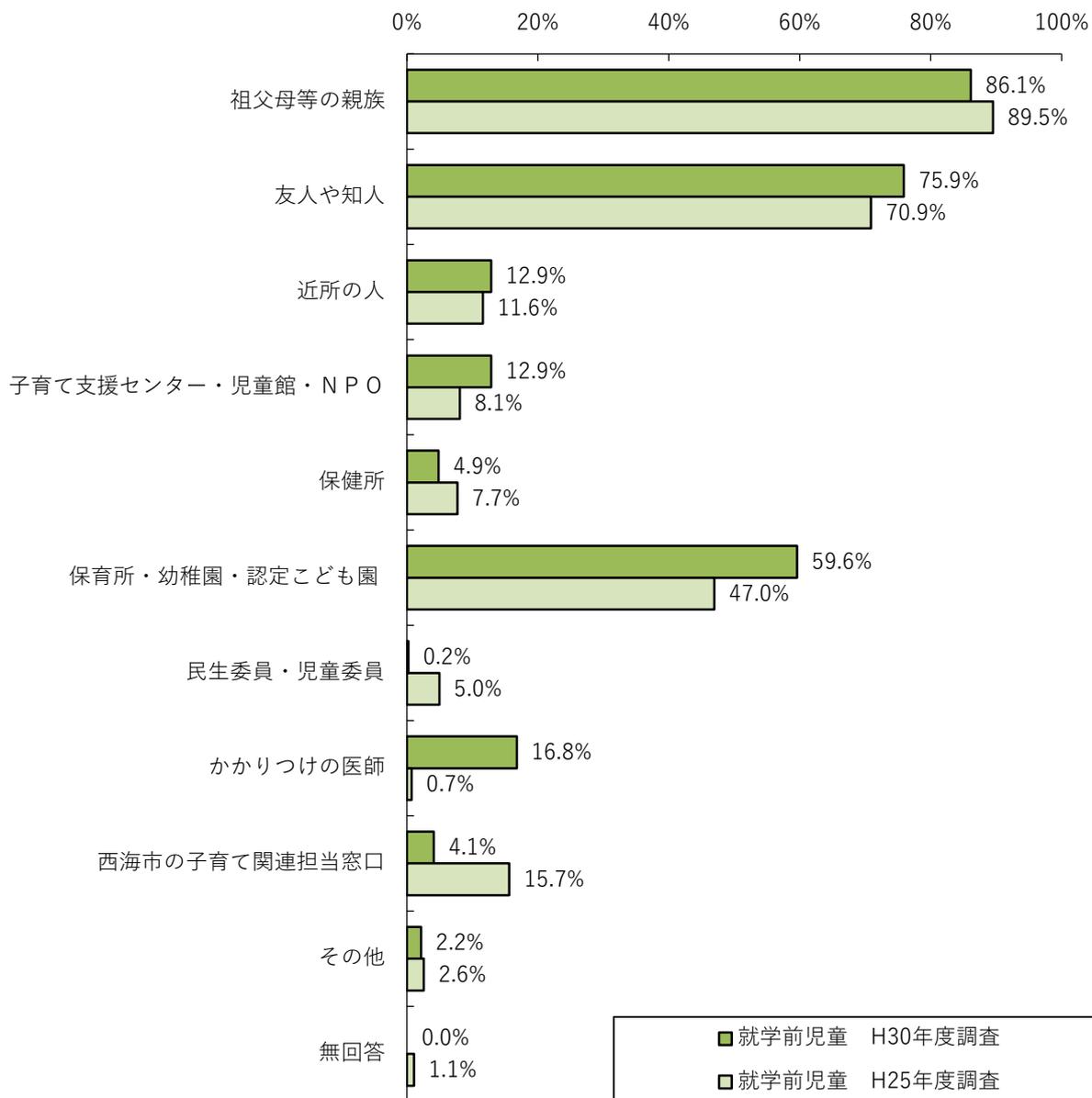
#### ◆ きょうだい数

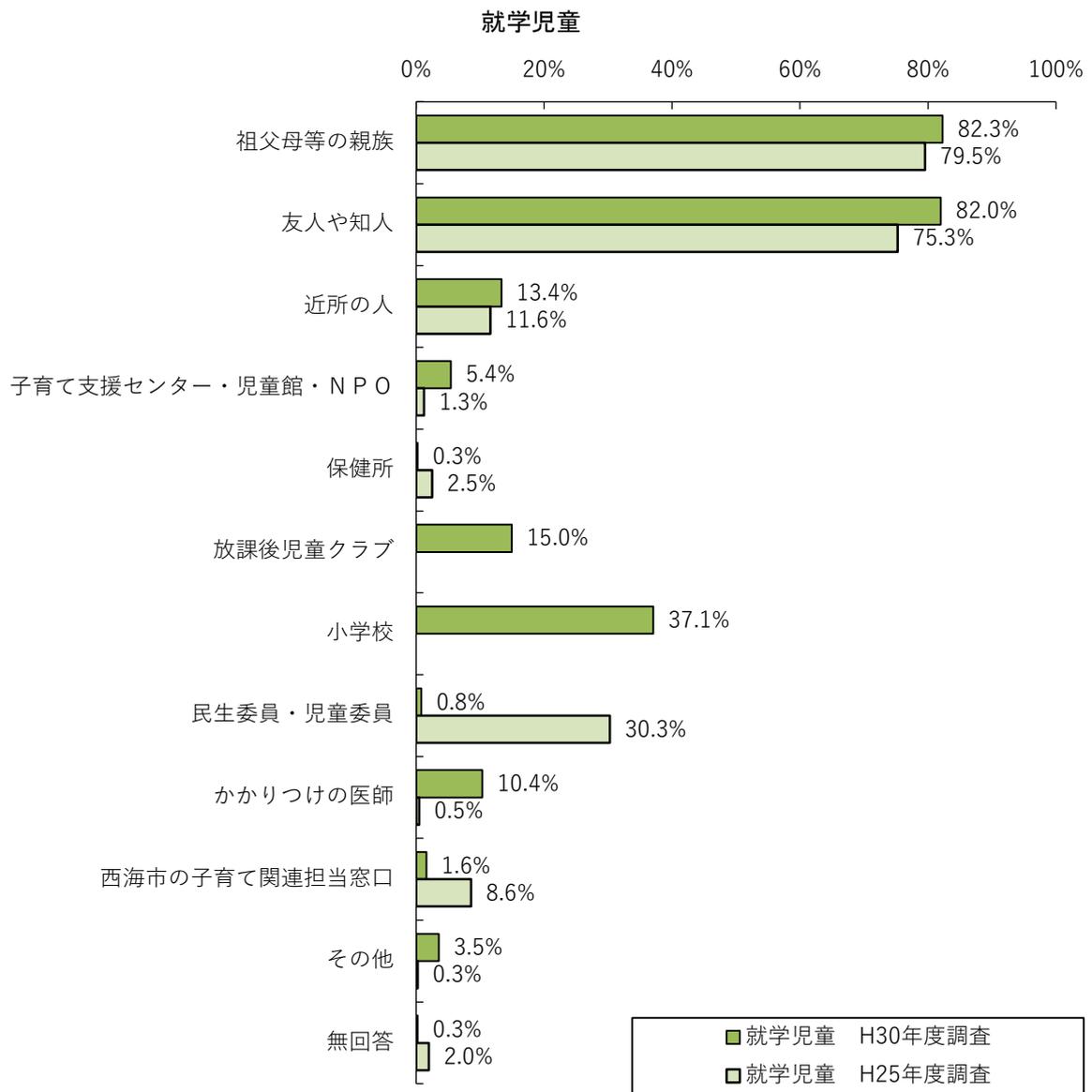


## ②子育てに関する相談先

就学前児童、就学児童共に「祖父母等の親族」（就学前児童：86.1%、就学児童：82.3%）が最も高くなっており、次いで「友人や知人」（就学前児童：75.9%、就学児童：82.0%）となっています。他に割合が高い項目は、就学前児童では「保育所・幼稚園・認定こども園」（59.6%）、就学児童では「小学校」（37.1%）となっています。

就学前児童



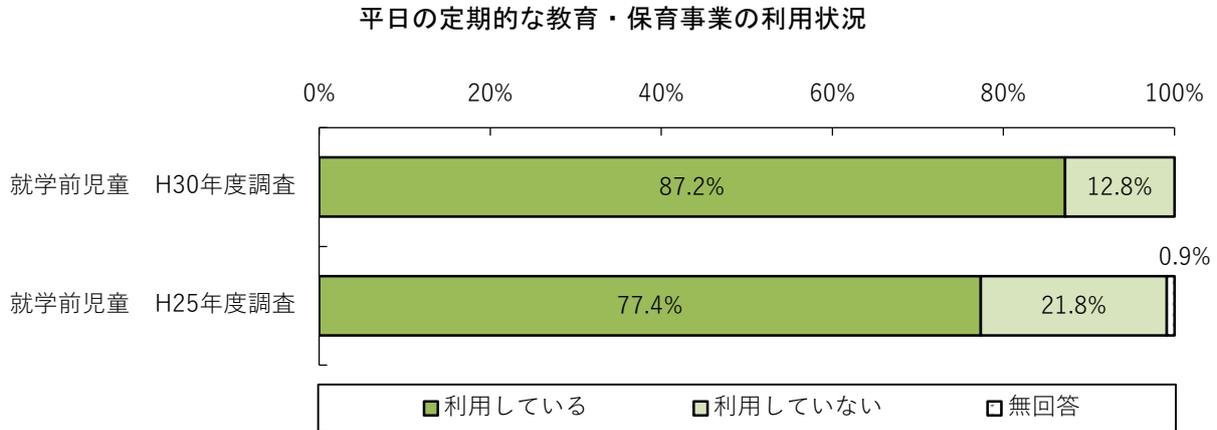


※「放課後児童クラブ」並びに「小学校」については H30 年度調査のみ設けた選択肢

### ③定期的な教育・保育の利用状況と利用意向

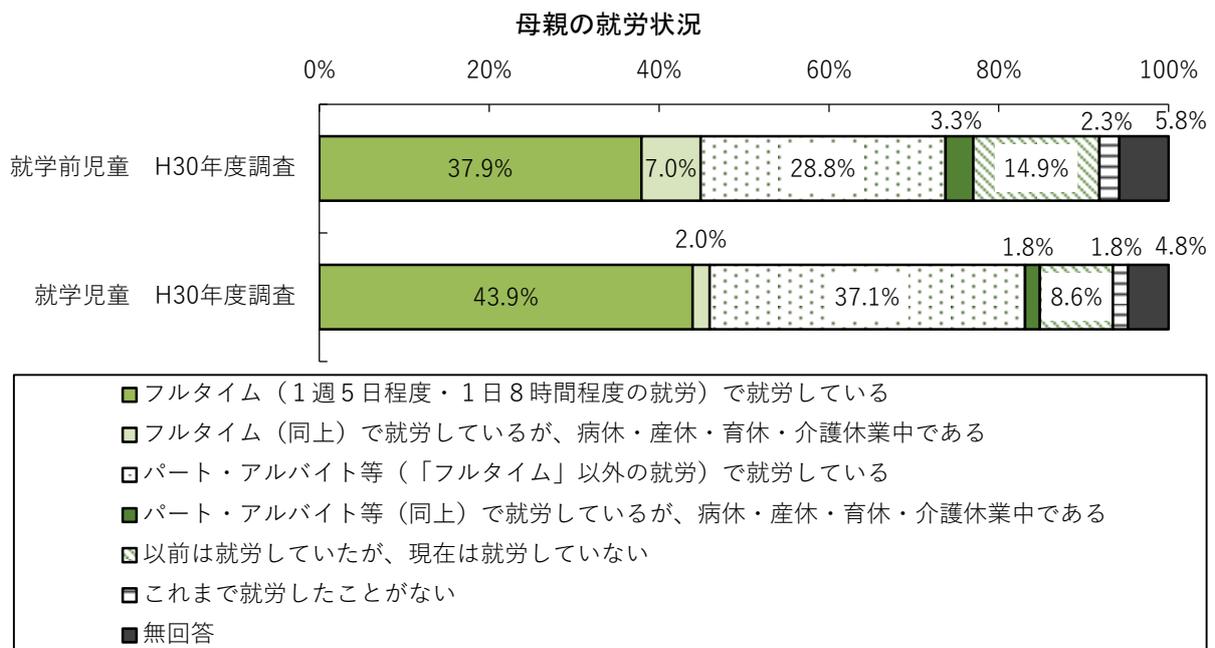
#### ◆平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

「利用している」(87.2%) が最も高く、次いで「利用していない」(12.8%) となっています。前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「利用している」は 9.8 ポイント高くなっています。



#### ◆母親の就労状況

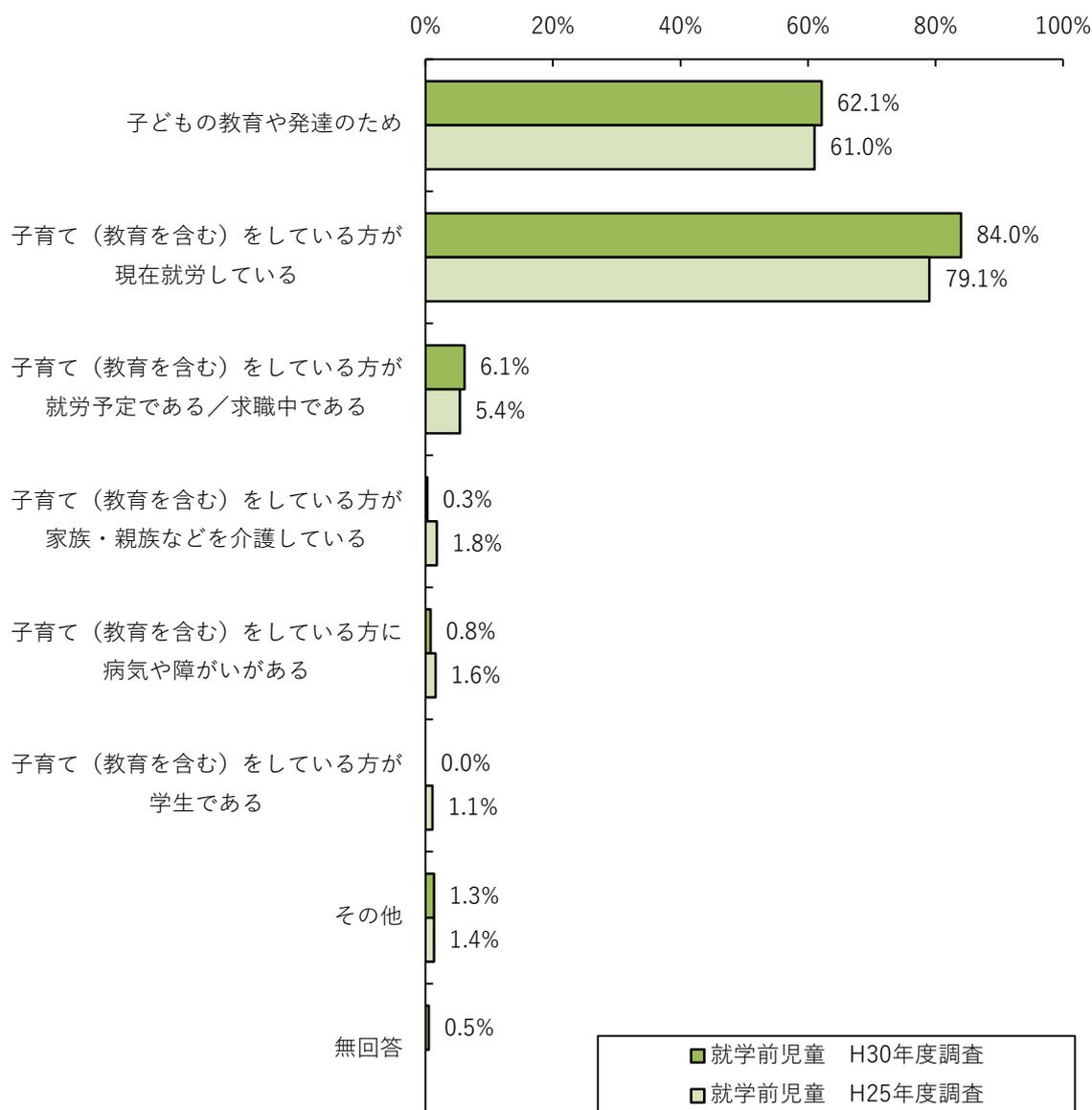
就学前児童、就学児童共に「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している」（就学前児童：37.9%、就学児童：43.9%）が最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労している」（就学前児童：28.8%、就学児童：37.1%）となっています。



◆平日に定期的に教育・保育の事業を利用している理由

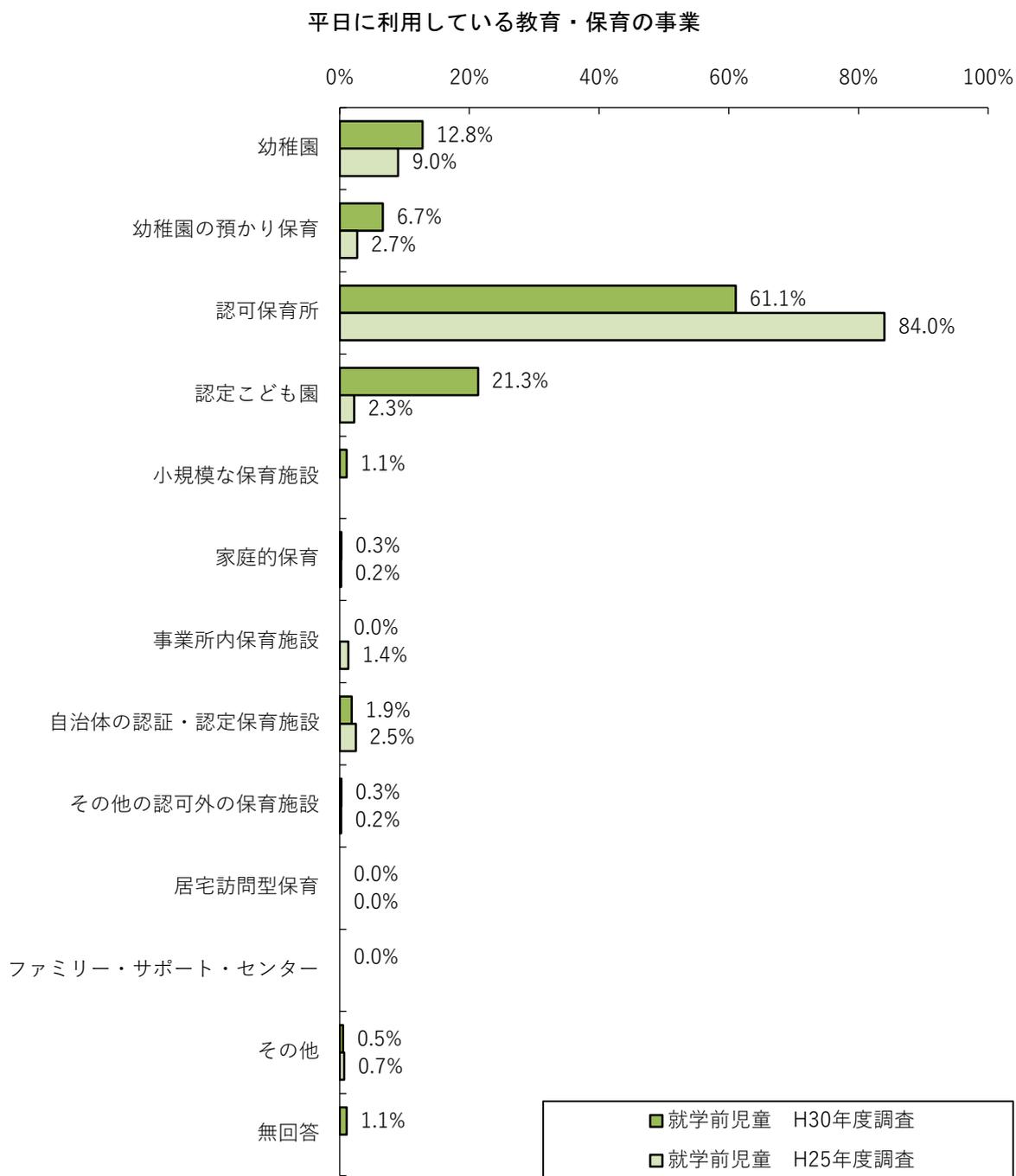
「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」（84.0%）が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」（62.1%）、「子育て（教育を含む）をしている方が就労予定である/求職中である」（6.1%）となっています。前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」は 4.9 ポイント高くなっています。

平日に定期的に教育・保育の事業を利用している理由



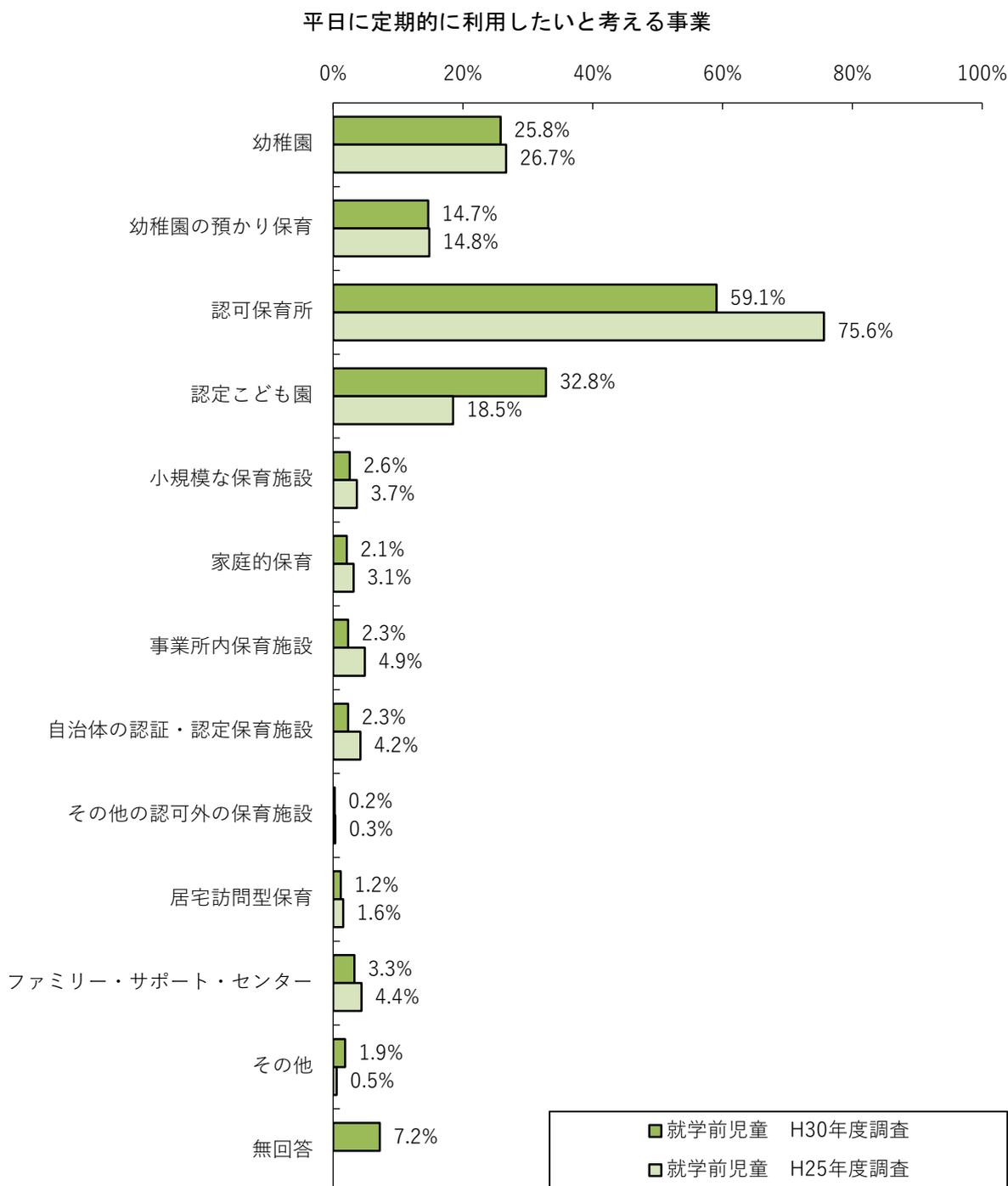
◆平日に利用している教育・保育の事業

「認可保育所」(61.1%)が最も高く、次いで「認定こども園」(21.3%)、「幼稚園」(12.8%)、となっています。前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「認可保育所」は22.9ポイント低くなっており、「認定こども園」は19.0ポイント高くなっています。



◆平日に定期的にご利用したいと考える事業

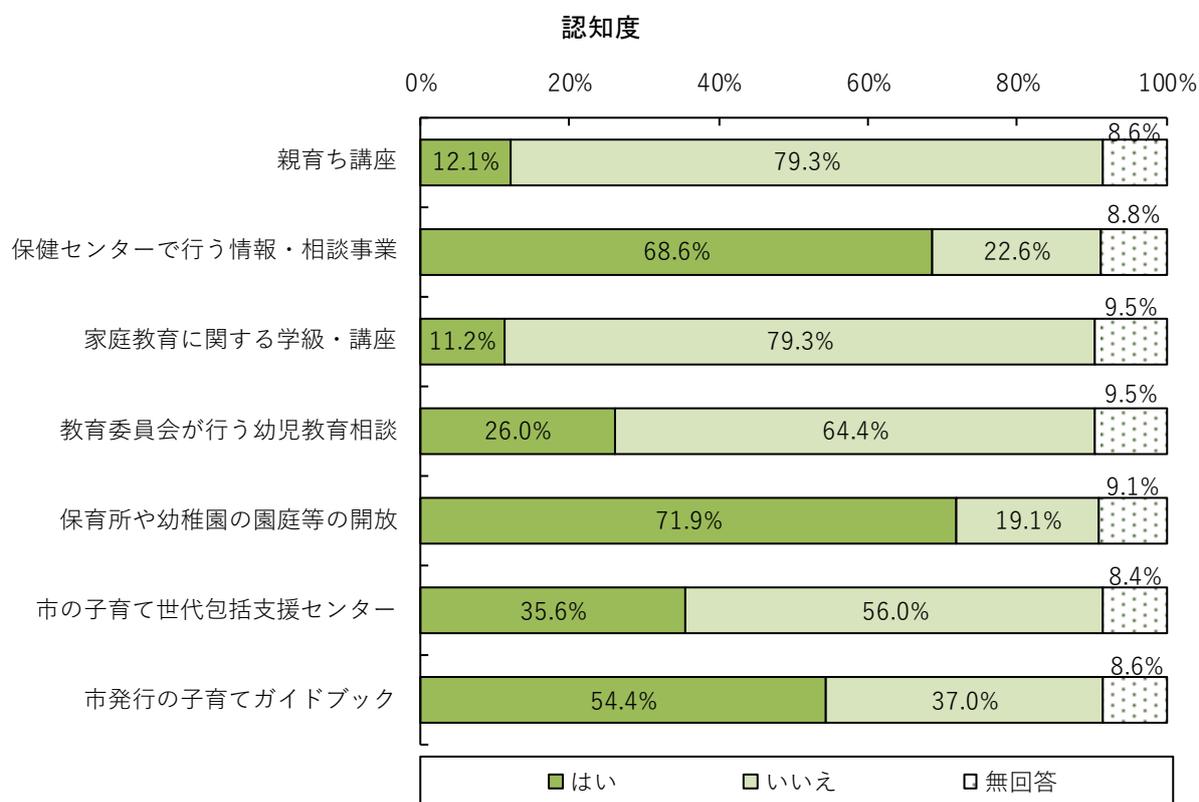
「認可保育所」(59.1%)が最も高く、次いで「認定こども園」(32.8%)、「幼稚園」(25.8%)となっています。前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「認可保育所」は16.5ポイント低くなっており、「認定こども園」は14.3ポイント高くなっています。



#### ④行政が実施している主な事業の周知と利用状況及び利用意向

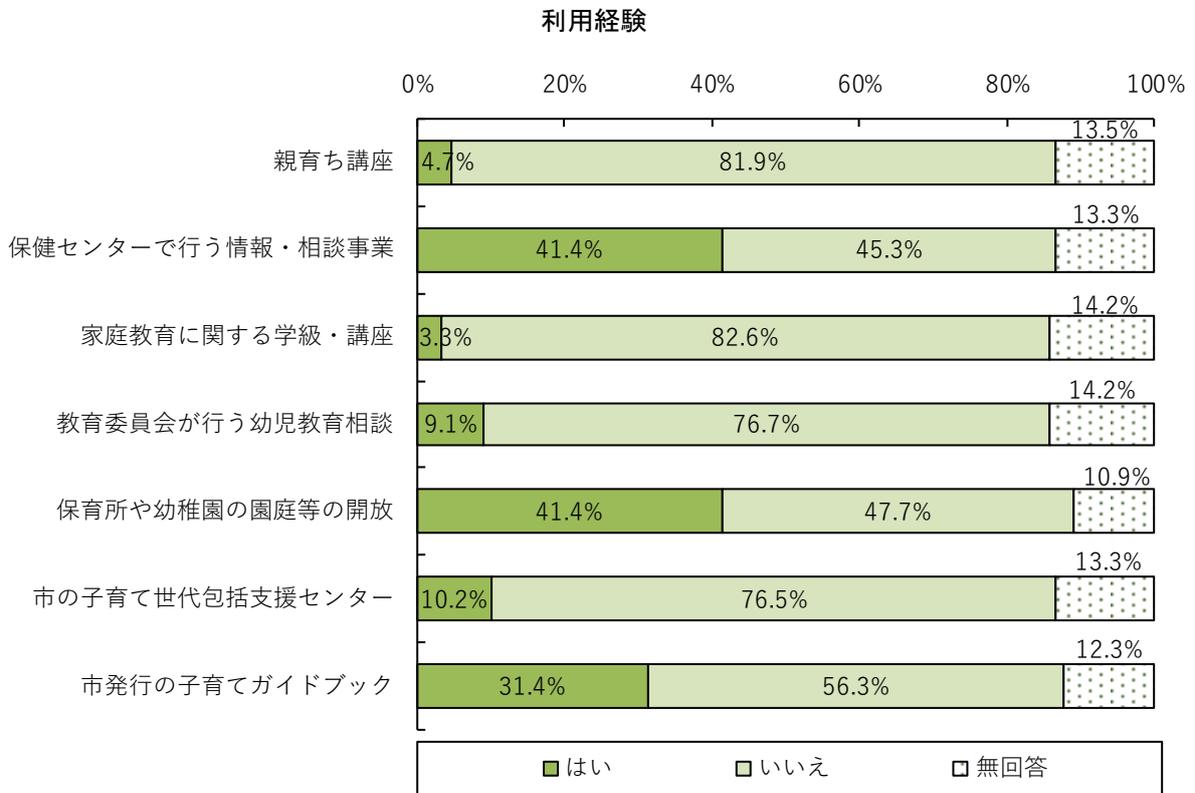
##### ◆知っているか（認知度）

「はい」の割合では、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」（71.9%）が最も高く、次いで「保健センターで行う情報・相談事業」（68.6%）、「市発行の子育てガイドブック」（54.4%）となっています。



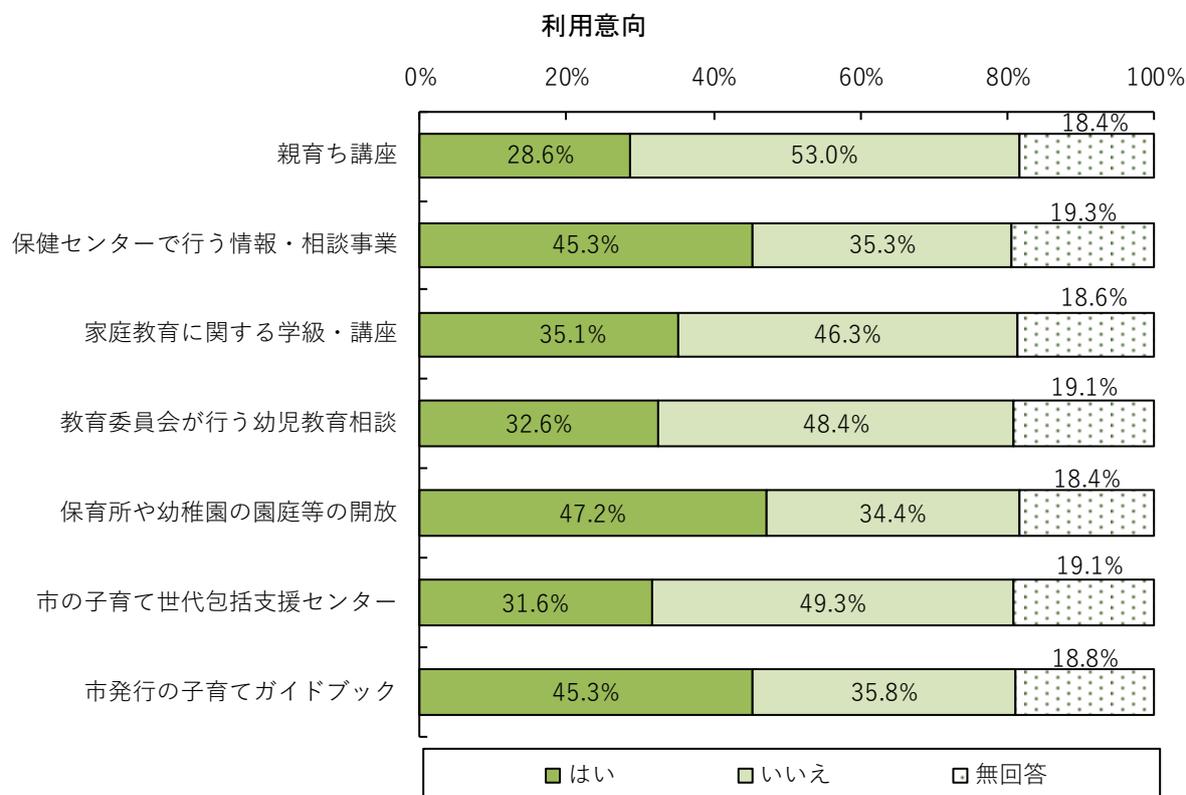
◆これまでに利用したことがあるか（利用経験）

「はい」の割合では、「保健センターで行う情報・相談事業」及び「保育所や幼稚園の園庭等の開放」（41.4%）が最も高く、次いで「市発行の子育てガイドブック」（31.4%）となっています。



◆今後利用したいか（利用意向）

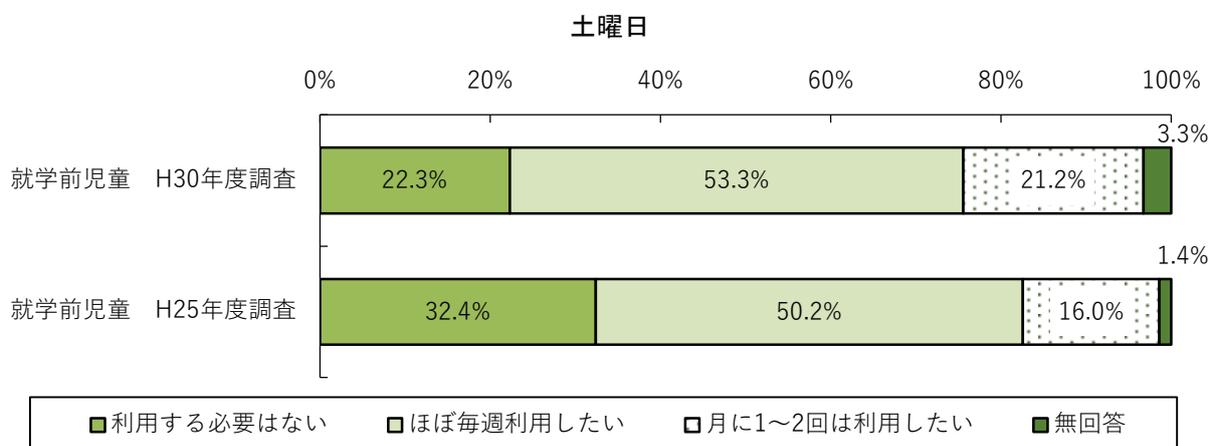
「はい」の割合では、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」（47.2%）が最も高く、次いで「保健センターで行う情報・相談事業」及び「市発行の子育てガイドブック」（45.3%）となっています。



⑤土曜日・休日の教育・保育について

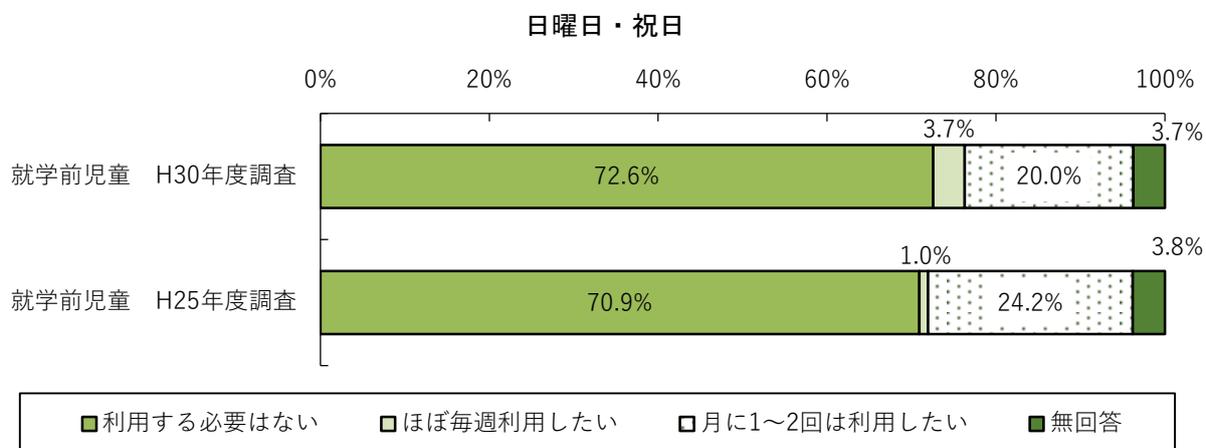
◆土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望

「ほぼ毎週利用したい」（53.3%）が最も高く、次いで「利用する必要はない」（22.3%）となっています。前回調査と比較すると、「利用する必要はない」の割合が 10.1 ポイント低くなっています。



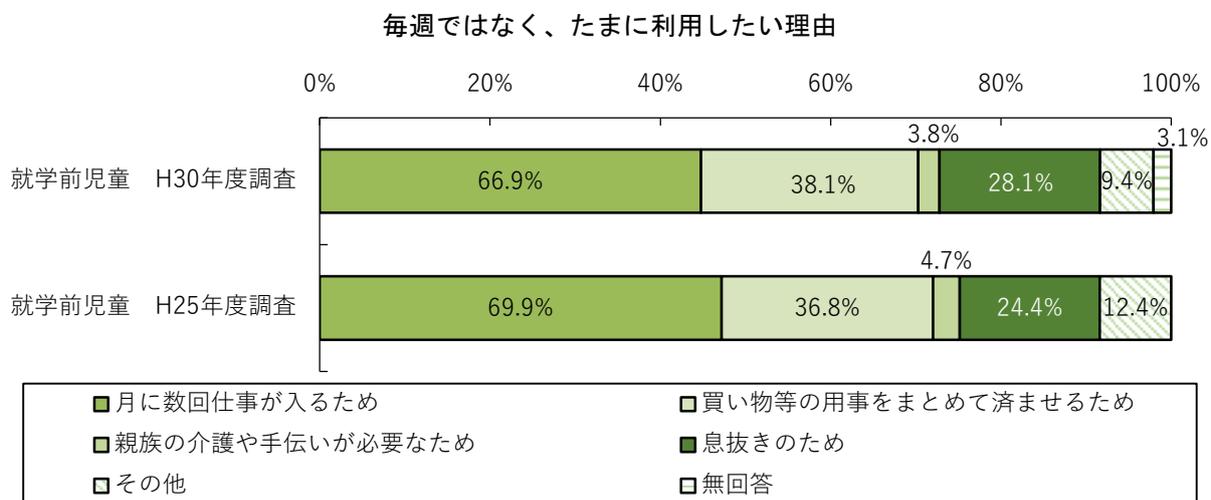
◆日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

「利用する必要はない」(72.6%)が最も高く、次いで「月に1~2回は利用したい」(20.0%)となっています。前回調査との比較では有意な差はみられず、同等の傾向となっています。



◆毎週ではなく、たまに利用したい理由

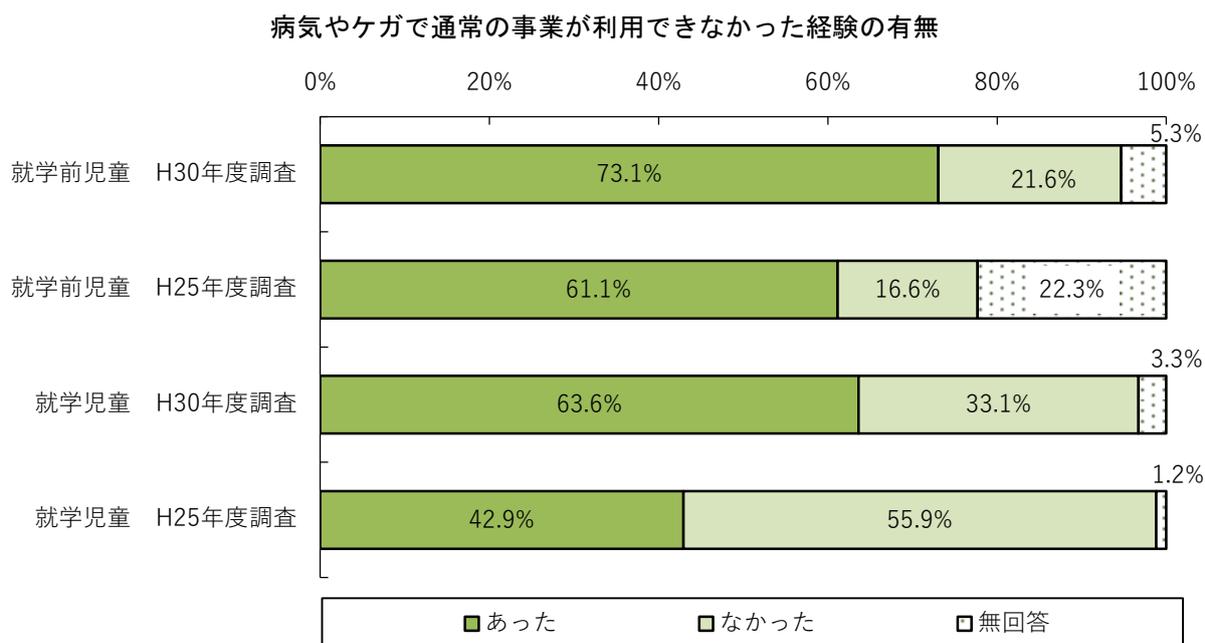
「月に数回仕事が入るため」(66.9%)が最も高く、次いで「買い物等の用事をまとめて済ませるため」(38.1%)、「息抜きのため」(28.1%)となっています。前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「息抜きのため」は3.7ポイント高くなっています。



## ⑥病気の際の対応について

### ◆この1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験

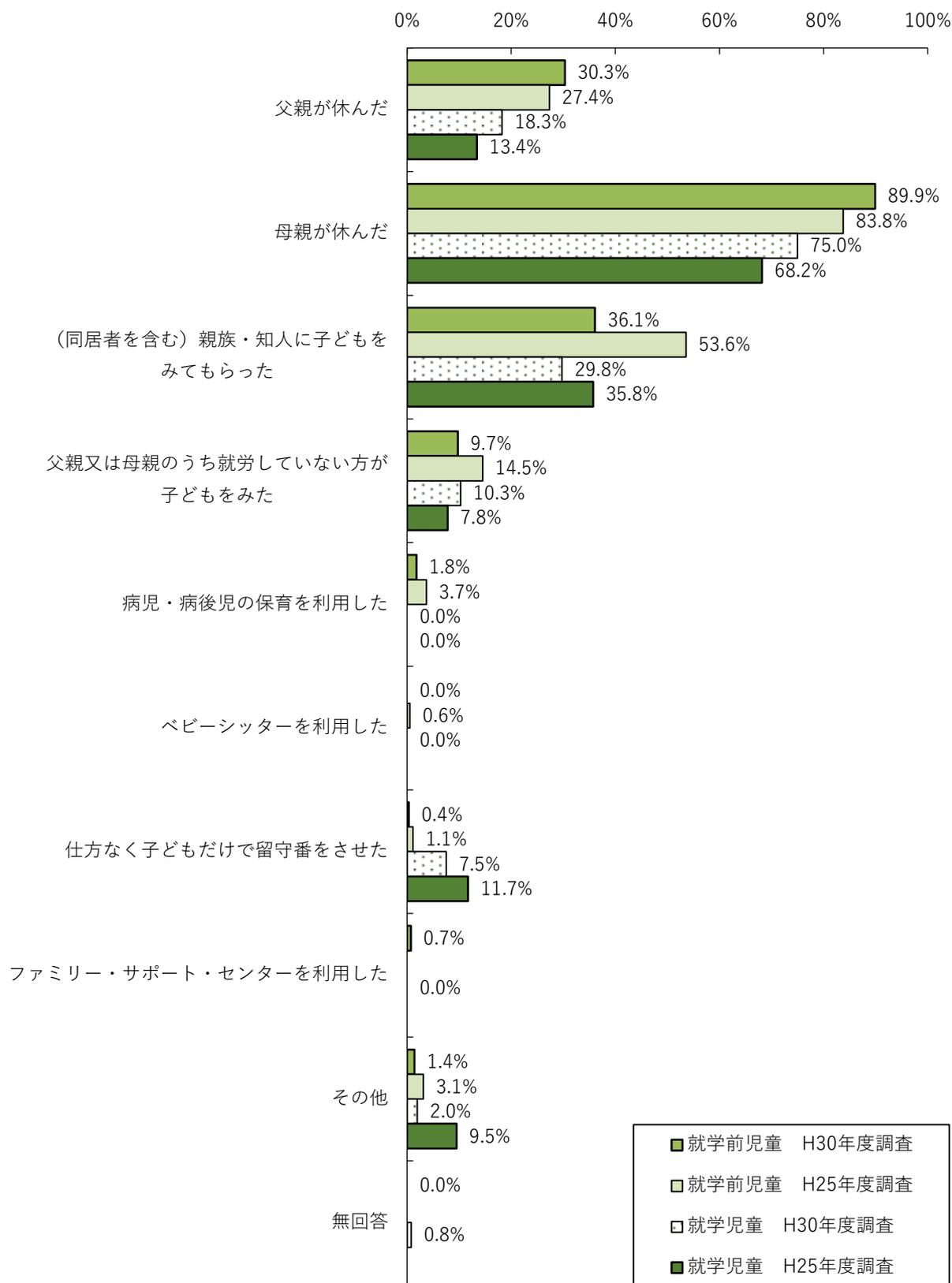
就学前児童においては「あった」(73.1%)が最も高く、次いで「なかった」(21.6%)となっています。就学児童においては「あった」(63.6%)が最も高く、次いで「なかった」(33.1%)となっています。前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「あった」が就学前児童では12.0ポイント高くなっており、就学児童では20.7ポイント高くなっています。



### ◆この1年間に、お子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法

就学前児童、就学児童共に「母親が休んだ」(就学前児童：89.9%、就学児童：75.0%)が最も高くなっています。次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」(就学前児童：36.1%、就学児童：29.8%)高くなっています。

### 病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の対処方法

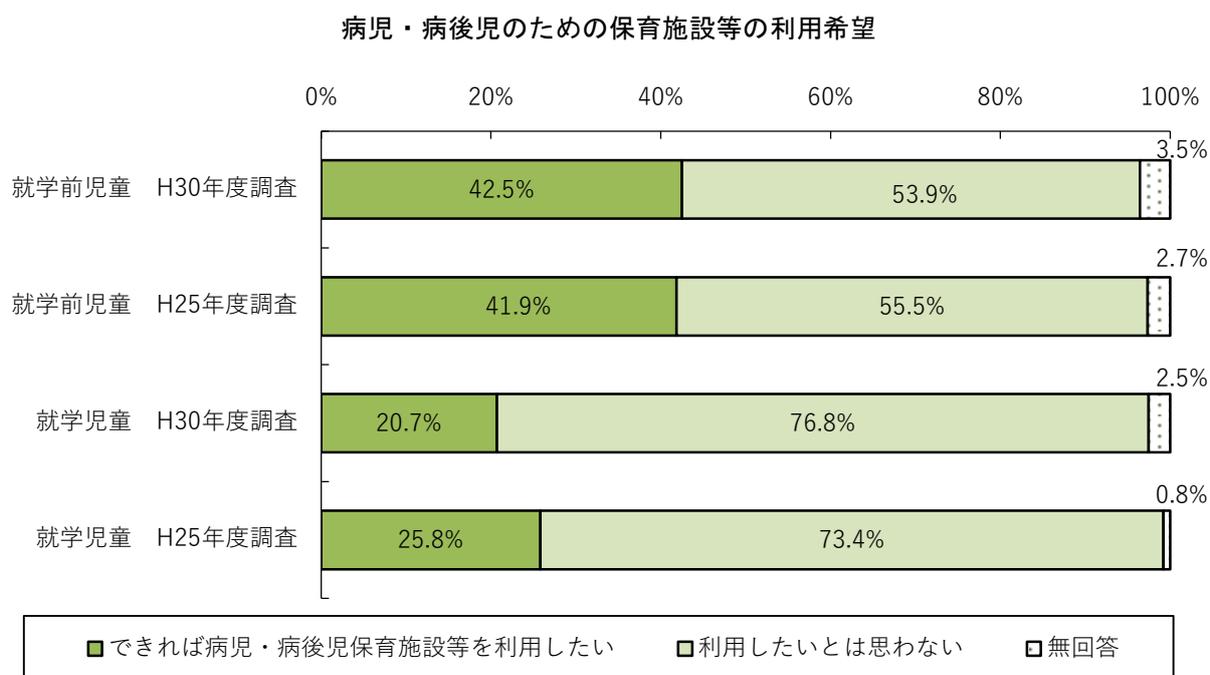


※「ベビーシッターを利用した」はH25年度調査では就学前児童のみの回答

※「ファミリー・サポート・センターを利用した」についてはH30年度調査のみ設けた選択肢

◆病児・病後児のための保育施設等の利用希望

就学前児童においては「利用したいとは思わない」(53.9%)が最も高く、次いで「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」(42.5%)となっています。就学児童においては「利用したいとは思わない」(76.8%)が最も高く、次いで「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」(20.7%)となっています。前回調査結果と比較すると、就学児童では「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」は5.1ポイント低くなっています。

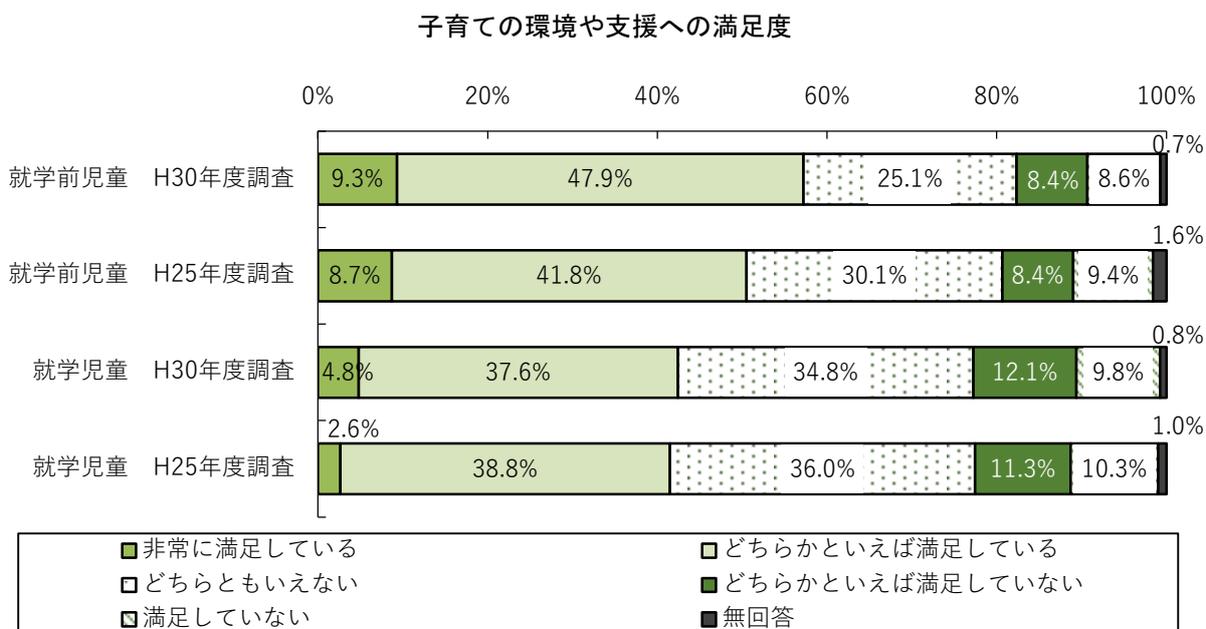


## ⑦子育て環境について

### ◆お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度

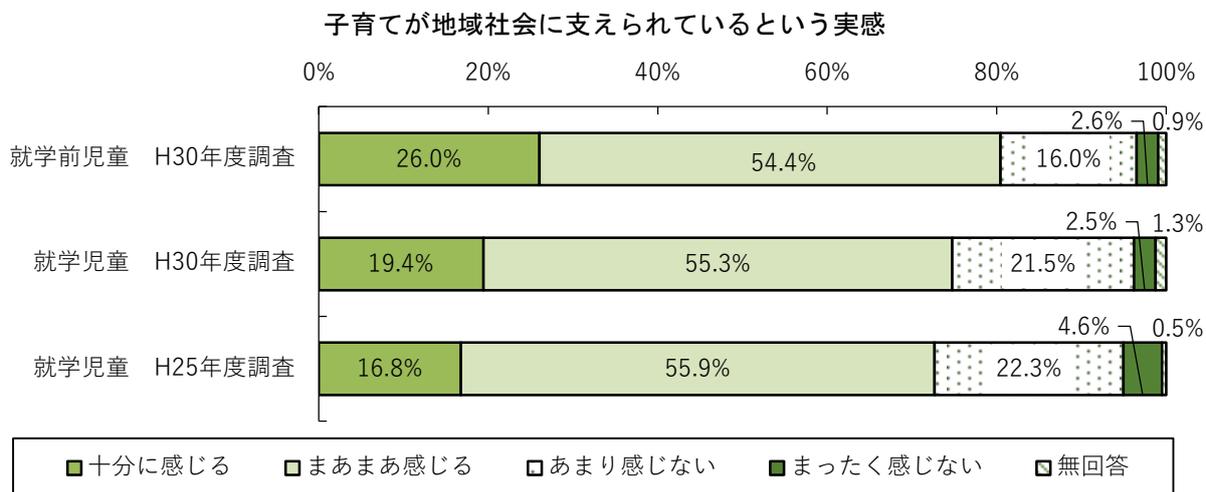
就学前児童において「非常に満足している」と「どちらかといえば満足している」の回答は57.2%で半数以上を占めています。就学児童でも42.4%と4割以上の回答を得ています。

前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、就学前児童では6.7ポイント、就学児童では1.0ポイント高くなっています。



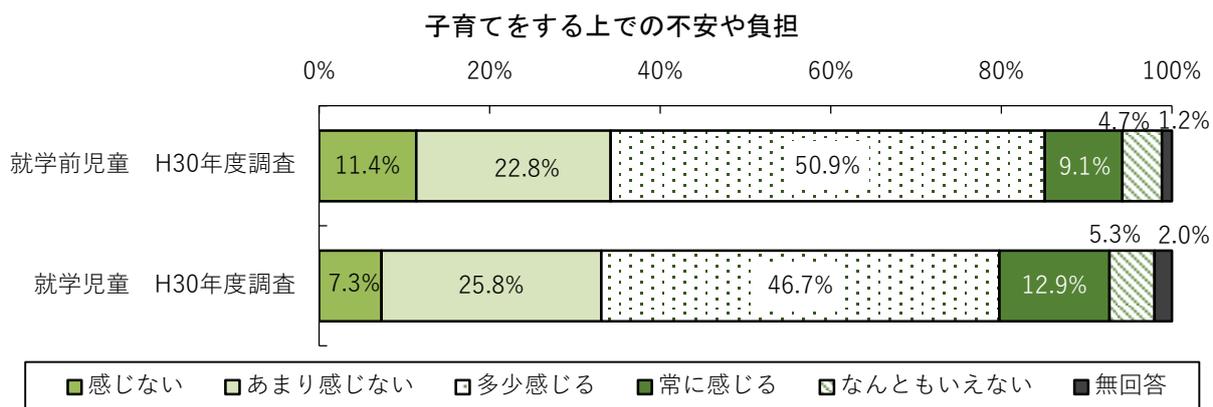
◆子育てが地域の人や友人・知人、もしくは社会に支えられているという実感

就学前児童においては「まあまあ感じる」(54.4%)が最も高く、次いで「十分に感じる」(26.0%)、「あまり感じない」(16.0%)となっています。就学児童においては「まあまあ感じる」(55.3%)が最も高く、次いで「あまり感じない」(21.5%)、「十分に感じる」(19.4%)となっています。前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、就学児童では「十分に感じる」が2.6ポイント高くなっています。



◆子育ての不安や負担

就学前児童においては「多少感じる」(50.9%)が最も高く、次いで「あまり感じない」(22.8%)、「感じない」(11.4%)となっています。就学児童においては「多少感じる」(46.7%)が最も高く、次いで「あまり感じない」(25.8%)、「常に感じる」(12.9%)となっています。



## 5 「西海市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

### (1) 教育・保育

第1期計画における教育・保育の数値目標と実施状況は次のとおりです。

教育の数値目標と実施状況（西海市内全域）

	単位	第1期計画目標 (平成31年度)	確保量(定員) (平成31年度)	利用実績 (平成30年度)
3歳～就学前児童	人	104	265	108

保育の数値目標と実施状況

		単位	第1期計画目標 (平成31年度)	確保量(定員) (平成31年度)	利用実績 (平成30年度)	
【西彼地区】	3歳～就学前児童	人	188	141	141	
	0歳児	教育・保育施設	人	52	45	12
		地域型保育事業	人	0	0	0
	1・2歳児	教育・保育施設	人	108	114	106
		地域型保育事業	人	0	0	0
【西海地区】	3歳～就学前児童	人	161	157	151	
	0歳児	*教育・保育施設	人	30	35	12
		*地域型保育事業	人	3	0	0
	1・2歳児	教育・保育施設	人	91	88	100
		地域型保育事業	人	7	0	0
【大島・崎戸地区】	3歳～就学前児童	人	123	94	79	
	0歳児	教育・保育施設	人	17	16	3
		地域型保育事業	人	2	0	0
	1・2歳児	教育・保育施設	人	60	50	50
		地域型保育事業	人	3	0	0
【大瀬戸地区】	3歳～就学前児童	人	115	86	89	
	0歳児	教育・保育施設	人	22	18	7
		地域型保育事業	人	0	3	0
	1・2歳児	教育・保育施設	人	70	46	55
		地域型保育事業	人	0	7	2

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

本市は、第1期計画を策定し、平成27年度から令和元年度までの5年間で、子育て支援に関する様々な取組を、総合的かつ計画的に展開してきました。

本評価の目的は、策定時に設定された目標について、目標の達成状況を客観的な数値指標で評価し、本市の課題を明らかにすることで、今後の対策に反映させます。

### 西海市内全域の数値目標と実施状況

項目	単位	第1期計画目標 (平成31年度)	確保量(定員) (平成31年度)	利用実績 (平成30年度)	
利用者支援事業	か所	-	1	1	
妊婦健康診査	人	-	-	216	
乳児家庭全戸訪問事業					
訪問乳児数	人	-	-	154	
延べ人数	人	-	-	154	
養育支援訪問事業					
訪問乳児数	人	-	-	57	
延べ人数	人	-	-	57	
子育て短期支援事業	人日	32	32	2	
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	人日	6	83	83	
一時預かり事業	幼稚園における在園児対象				
	1号認定による不定期な利用	人日	446	437	437
	2号認定による定期的な利用	人日	5,471	1,222	1,222
	幼稚園の在園児以外	人日	3,838	311	311
病児・病後児保育事業					
病後児保育事業	人日	2,095	2,095	403	
体調不良児対応型	人日			250	

### 地域子育て支援拠点事業の数値目標と実施状況

	単位	第1期計画目標 (平成31年度)	確保量(定員) (平成31年度)	利用実績 (平成30年度)
西彼地区	人日/月	465	600	2,358
西海地区	人日/月	342	600	1,061
大島・崎戸地区	人日/月	500	250	2,030
大瀬戸地区	人日/月	285	400	548

### 延長保育事業の数値目標と実施状況

	単位	第1期計画目標 (平成31年度)	確保量(定員) (平成31年度)	利用実績 (平成30年度)
西彼地区	人	187	187	184
西海地区	人	103	103	73
大島・崎戸地区	人	57	0	0
大瀬戸地区	人	102	102	36

### 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の数値目標と実施状況

		単位	第1期 計画目標 (平成31年度)	確保量 (定員) (平成31年度)	利用実績 (平成30年度)
西彼地区	小学校低学年(小学1~3年生)	人	78	133	115
	小学校高学年(小学4~6年生)	人	37	62	50
西海地区	小学校低学年(小学1~3年生)	人	72	103	86
	小学校高学年(小学4~6年生)	人	38	54	32
大島・ 崎戸地区	小学校低学年(小学1~3年生)	人	25	58	39
	小学校高学年(小学4~6年生)	人	15	35	2
大瀬戸地区	小学校低学年(小学1~3年生)	人	99	120	87
	小学校高学年(小学4~6年生)	人	72	88	70

## 第3章 計画の将来像

### 1 計画の目指す姿

# ともに育ち ともに育み ともに支える 共育のまち さいかい

本計画は、「第2次西海市総合計画」におけるまちの将来像「活躍のまち さいかい」の実現に向けて、家庭、地域住民、市内産業、教育機関及び行政が連携し、子育て環境と教育環境を地域全体で支え、子育て世代の希望をかなえることによって、西海市の将来を担う子どもたちが明るく伸び伸びと健全に育ち、さらに、将来その子どもたちが「将来は西海市で子どもを育てたい。」と思える地域になることを目指し、目標を市民や関係者と共有することにより、総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

一方、「第2期西海市地域福祉計画」においては、本市総合計画の基本目標を目指す将来像としながら、「ともに支え合い、豊かに、安心して暮らせる福祉の里づくり」を基本理念として、地域福祉の推進を目指しています。

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、共働き家庭や核家族が多い現代においては、子育ての孤立感や負担感は大きくなっており、子育てにおける地域社会の役割が増大するとともに親としての育ちの過程も変化しています。

したがって、本計画においては、充実した地域の支援の輪の中で、保護者が子育ての喜びを感じながら子どもを未来の担い手として育てる責任を通じて、地域と親が共に支え合い、成長し合いながら子育てができるような「共育」のまちづくりを目指します。

また、目指す姿の実現に向けて、以下3つの全体目標をもって計画を策定します。

#### 全体目標

- (1) 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり
- (2) 安心して子どもを生き育てられる環境づくり
- (3) すべての子どもの育ちを保障するまちづくり

## 2 計画の全体目標

### (1) 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

子どもを取り巻く全国的な環境は、急速な少子化・核家族化などにより大きな変化を見せており、その課題は山積している状態です。これは、本市においても同様であり、子どもの健やかな育ちを支えることのできる環境づくりが重要な課題となっています。

子どもの育つ場は、最も身近な家族・家庭が中心となり、地域、学校等と少しずつその成長に応じて広がっていきます。その広がりの中で、子どもが伸び伸びと育ち、自分らしさや可能性を最大限に発揮しながら、いずれ社会の中で果たすこととなる役割や意義をみつけ出すことができるよう、家庭や社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進めなければなりません。

生まれたばかりの子どもにとって最も身近で重要な存在である母親は、社会の第一歩です。妊娠期からの母親の支援を行うことは、子どもの育つ環境を考えたときに大きな意味をもちます。

また、幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。保育の必要性の有無に関わらず、安定した環境の下で、この時期に経験すべきことを十分に経験することは、人間として、社会の一員として、よりよく生きるための基礎となります。

さらに、学童期においては、子どもたちは学校で多くの時間を過ごすことから、学校は家庭と並ぶ、子どもの育ちの重要な場所となっています。

そこで本市では、妊娠から出産、幼児期そして学童期の各ライフステージにおいて、切れ目なく、そのステージに応じた支援が受けられるよう、子どもたちを取り巻く環境に配慮しながら、医療・保健と福祉、教育の関係機関が連携を図り、子どもの育ちを多方面から支える社会づくりを目指します。

## (2) 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

本市においては、出生数が減少傾向を示していることや、国・県と比較して婚姻率が低いこと、さらには、子どもを生み育てる年代の女性の就労率が高まっていることなど、子育てにおける環境は様々な課題を抱えています。

国の少子化対策本部においては、少子化の要因を、教育や子育てにかかる経済的な負担とともに、仕事と子育ての両立の負担感、夫の育児への不参加、妻の身体的・精神的負担感などと分析しています。

本市のアンケートにおいても、女性の就労率の高まりとともに、定期的な教育・保育の利用意向が増えており、また、子育てをする上での不安や負担を感じている保護者が約6割に上っています。

つまり、働きながら子育てができる環境づくりには、短期的な視点に立った「保育サービスの提供体制の整備」と、長期的な視点に立った「ワーク・ライフ・バランス」に配慮した社会づくりが求められています。

また、アンケートでは、経済的な支援を求める子育て家庭の声も寄せられました。

近年の経済情勢を反映して非正規雇用が高い水準で推移していることなどからも、子育て家庭への経済的負担の軽減に向けた各種取組が求められます。

さらに、住宅環境や子ども連れで安心して楽しめる場所などの整備も必要です。

そこで本市においては、「子どもの最善の利益」に配慮しつつ、多様な働き方に対応できるような保育サービスの充実を図るとともに、男女共同参画の視点に立った男性の育児参加並びに事業所における子育てへの理解や協力を進める施策の展開、子育てにかかる経済的負担の軽減、さらには生活環境の整備も含めた、幅広い子育て支援の環境づくりを目指します。

### (3) すべての子どもの育ちを保障するまちづくり

「\*児童の権利に関する条約」にうたわれているように、全ての子どもは、その生命と人権が尊重されなければなりません。

子どもの育ちの基本は家庭であり、子どもの生命と人権を保障するには、地域において子育て家庭の不安や負担感が軽減される仕組みづくりが求められます。

不安や負担感の軽減・解消のためには、まずは、身近に何でも話すことができる見守りの輪があることが重要です。それを保護者に感じてもらうことで子育て家庭の孤立を未然に防ぐことができます。さらに、何かあったときには、専門家が相談・対応に応じてくれるという安心感が重要となります。

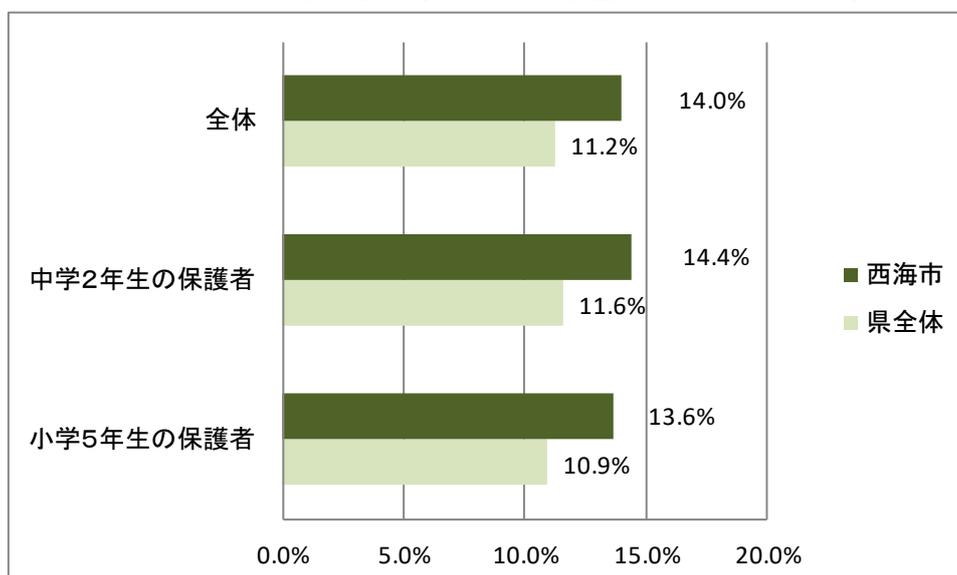
また、昨年度県が行った子どもの貧困に関する調査では、西海市における子どもの貧困率が14.0%と県平均よりも高いことがわかりました。

さらに、外国人労働者の増加に伴い、日本語でのコミュニケーションが難しかったり、生活習慣が日本と異なったりする保護者も増えてきています。

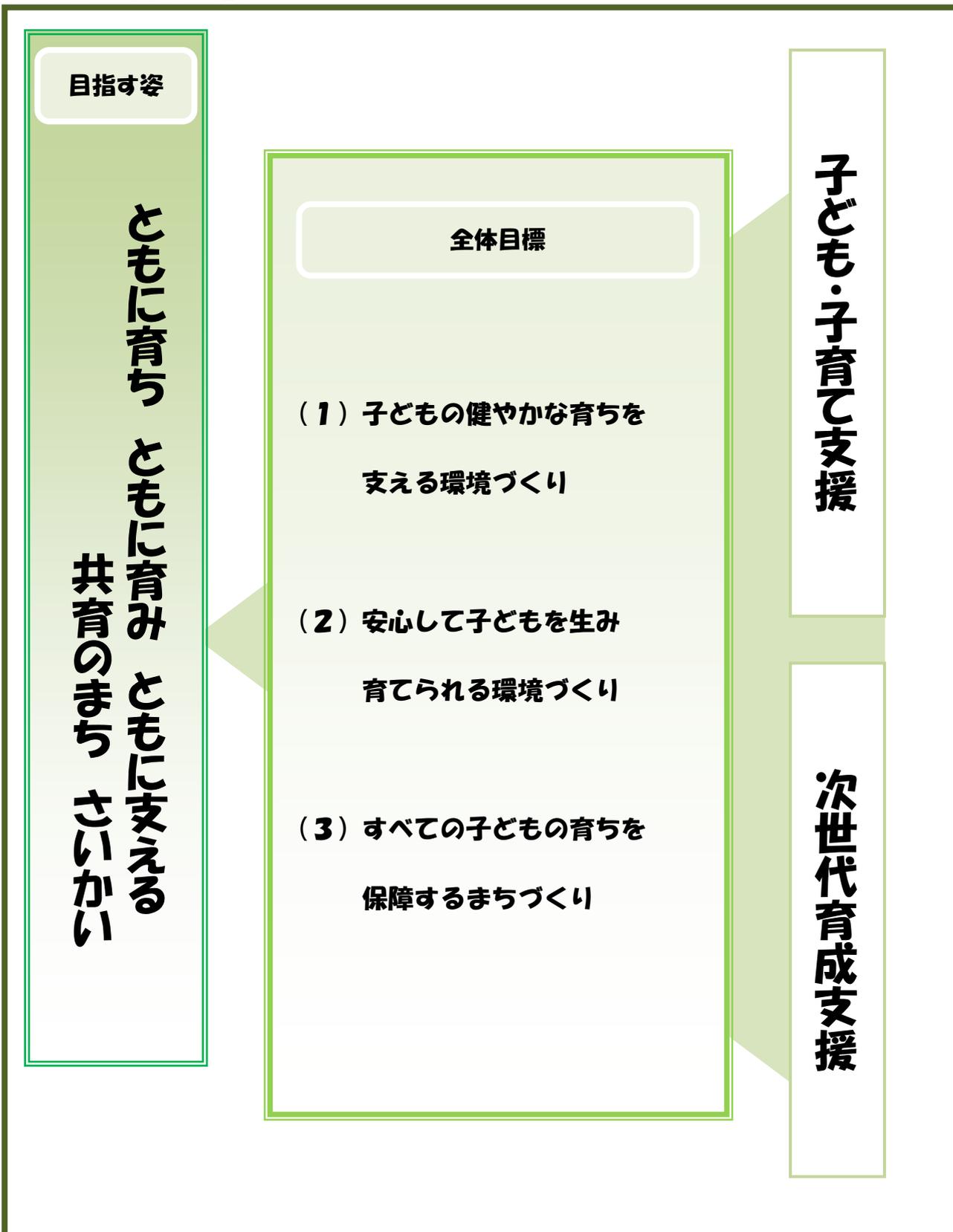
こうした経済的に困難を抱える家庭や、障がいのある子ども、多様な文化的背景をもつ子どもなど、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実する必要があります。

そこで、本計画においては、家庭環境や子どもの置かれた状況に左右されることなく、全ての子どもが、生命や人権を脅かされることなく、安心してそれぞれの夢や希望に向かって育っていくことができるまちづくりを目指します。

平成30年度長崎県子どもの貧困に関する調査における子どもの貧困率



(4) 基本構想の枠組み



### 3 教育・保育提供区域の設定

#### (1) 教育・保育の提供区域について

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

##### ①教育・保育提供区域の考え方

- ◆ 地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ◆ 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ◆ 地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

##### ②教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

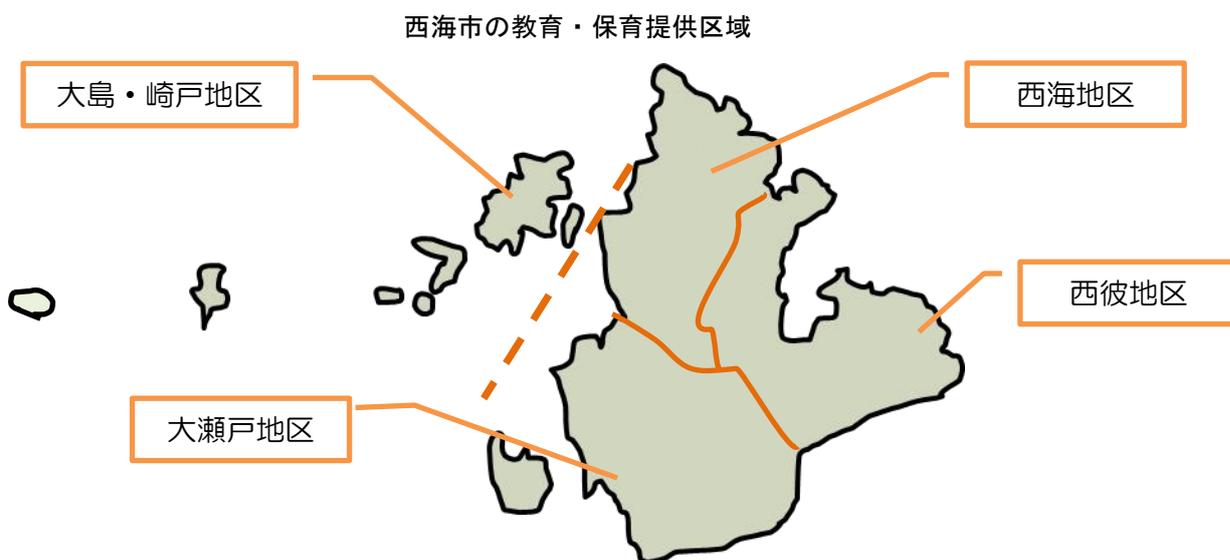
ポイント1 事業量の調整単位として適切か	ポイント2 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や面積の規模は適切か ●区域ごとに事業量の見込が可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●保護者の移動状況を踏まえているか ●区域内で事業のあっせんが可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

##### ③本市の教育・保育提供区域について

教育及び病児・病後児保育等については、市内全域を一つの区域として設定します。また、保育及び放課後児童健全育成事業等については、市内を中学校区とほぼ重なる4つの区域に設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

#### ④提供区域設定の主な理由

- ◆ 現在本市には幼稚園・認定こども園が6か所ありますが、様々な地域から通園しているため、区域を複数設けることは本市の利用実態と異なることが考えられます。
- ◆ 保育所及び放課後児童健全育成事業については、自宅に近い場所で利用している実態があり、それはほぼ中学校区と重なります。
- ◆ 病児・病後児保育や休日保育等は、市内の限られた施設にしかサービスがなく、市内で複数の区域を設定した場合、どうしてもサービスを提供できない区域が発生するおそれがあります。また、ニーズも限られることから、効率の面で、市内を一つの区域として捉えた方が有利です。

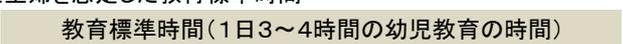
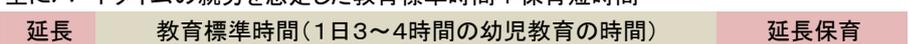


## (2) \*保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分の類型（目安）

  	
3歳以上児	<b>1号認定</b> 主に専業主婦を想定した教育標準時間 
	<b>2号認定</b> 主にパートタイムの就労を想定した教育標準時間+保育短時間   主にフルタイムの就労を想定した教育標準時間+保育標準時間 
3歳未満児	<b>3号認定</b> 主にパートタイムの就労を想定したあずかり時間   主にフルタイムの就労を想定したあずかり時間 

認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○
地域型	*小規模保育	▲	▲	○
	*家庭的保育	▲	▲	○
	*居宅訪問型保育	▲	▲	○
	*事業所内保育	▲	▲	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付による利用

### (3) \*施設型給付と\*地域型保育給付について

施設型給付又は地域型保育給付の支給対象となる事業所については、「認可」と併せて「確認」を受けることが必要となっています。

(参考) 認可と確認における根拠法と所管の関係

施設・事業			認可		確認	
			根拠法	所管	根拠法	所管
施設型	認定 こども 園	*幼保連携型	認定こども園法	市町村	子ども・子育て支援法	市町村
		幼稚園型	幼稚園部分：学校教育法	県		
		保育所型	保育所部分：児童福祉法	市町村		
	地方裁量型					
	幼稚園	学校教育法	県			
保育所	児童福祉法	県				
地域型	小規模保育	児童福祉法	市町村			
	家庭的保育	児童福祉法	市町村			
	居宅訪問型保育	児童福祉法	市町村			
	事業所内保育	児童福祉法	市町村			



## 第4章 計画に基づく事業の展開

### 1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

#### (1) 子どもの健全育成

##### <現状と課題>

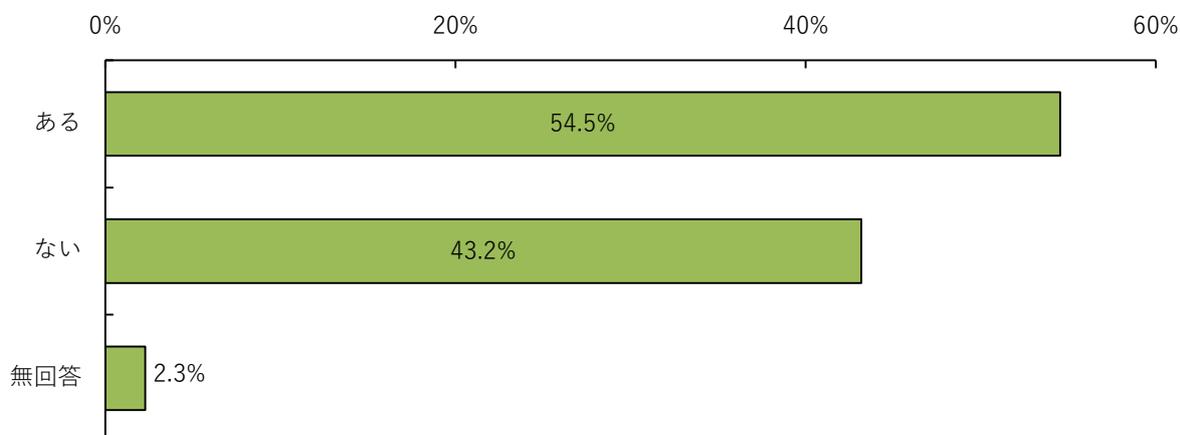
アンケート調査結果によると、「近くに安心して遊ぶ場所がありますか」の問いについて、54.5%の人が「ある」としている一方で、43.2%の人は「ない」と回答しており、安全・安心な遊び場の確保に対するニーズが高いことがうかがえます。児童の健全育成には、遊びを通じた仲間関係の形成や規範意識の醸成が重要であることから、児童が積極的かつ自由に遊ぶことのできる環境づくりに努める必要があります。

また、核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、子どもの放課後の過ごし方について、不安を抱いている保護者が増えてきていることから、子どもが安全に過ごせることができる場所が求められています。そのため、学習のみならず、地域住民との交流など様々な体験活動を行うことができる放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実を推進する必要があります。

さらに、主任児童委員及び民生委員・児童委員との情報交換を密にして、地域における児童の健全育成や虐待の防止の取組等、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進める体制を整備することが必要です。

近くに安心して遊べる場所がありますか

	人数	割合
ある	216	54.5%
ない	171	43.2%
無回答	9	2.3%
対象者数	396	100.0%



## <基本的な方向性>

1. 子どもの居場所づくりに向けて、放課後や週末に子どもたちが自由に利用できる活き活き交流館及び大島児童館の機能充実を図ります。また、市の遊休施設などの利活用により、子どもたちが安心して遊ぶことができる公園等の整備を図ります。
2. 地域活動の推進に向けて、子どもとその保護者が集う場の確保と、地域活動を推進していく人材の育成を図ります。
3. 豊かな自然環境の整備に向けて、本市の豊かな自然にふれる機会をつくり、自然環境を守る活動につなげます。
4. 「新・放課後子ども総合プラン」に基づいた取組として、放課後児童クラブと一体型の放課後子ども教室の実施に向けた取組を推進します。実施場所については小学校の余裕教室を活用することも含め、西海市教育委員会と福祉部局が連携して体制整備に努めます。
5. 情報を共有することで放課後における子どもの生活の質を高めるため、小学校と放課後児童クラブ、放課後子ども教室との連携を推進します。

## <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	放課後子ども教室	コーディネーターが中心となって企画運営を行い、放課後における児童の学習や体験活動を実施します。今後、未実施校から実施要望が出てくれば対応を検討します。
2	土曜学習	コーディネーターが中心となって企画運営を行い、土曜日における児童の学習や体験活動を実施します。
3	大島児童館、活き活き交流館、児童公園の充実	今後も各施設が十分機能を発揮でき、なおかつそれぞれの社会資源を継続して実施できるよう適切な管理に努めます。大島児童館については、施設が老朽化しているため、今後のあり方について検討します。
4	図書館の整備	各地域のニーズにあった図書館サービス提供の充実及び「西海市子ども読書活動推進計画」の具体的な取組が実施できるよう努めていきます。
5	民生委員・児童委員等との連携	市内民生委員・児童委員の定例会に出席し、児童の相談、見守りについて情報共有の機会を増やし連携を強化します。
6	公民館活動	各公立・自治公民館で実施される、ペーロン大会、運動会、伝統行事等の自発的な公民館活動の展開と住民協働の地域づくりを支援します。また、公民館を核とした生涯学習の推進に努めます。
7	ブックスタート事業	図書館職員が乳幼児健診に同席し、保護者への読み語りのアドバイスなどを実施することにより、乳幼児期から語りかけるきっかけづくり及び本の読み語りを通して子どもと保護者のふれあいの機会を醸成し、子どもたちの健やかな成長を図ります。
8	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る放課後児童クラブに対して補助を行います。 また、児童が学習基礎や習慣を身に付け、自ら意欲的に学び、課題解決の能力等を育むことを目的に、学習支援を実施する放課後児童クラブに対し費用の補助を行います。

## (2) 子どもと母親の健康の維持・増進及び医療の確保

### <現状と課題>

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育医療等推進法）が、平成30年12月に成立し、妊産婦及び新生児期から乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て大人になるまでの成長過程において、それぞれの段階に応じた適切な医療や保健を切れ目なく提供することが求められています。

本市では、平成30年度から子育て世代包括支援センターを設置し、保健師や助産師をはじめとする専門職の連携による切れ目のない支援を目指した相談体制の整備に努めていますが、近年は、精神的な疾病を抱えていたり、スマートフォンをはじめとするメディアへの依存が大きかったりする母親も増えており、支援の方法も難しくなっています。

特にメディアについては、子どもが小さい時期からスマートフォンを使用することを許している親も多く、子どもの発達への影響も懸念されることから、母親の妊娠期から注意を喚起する必要があります。

妊娠、出産に係る女性の負担は重く、妊娠期における母親の健康は胎児にも大きな影響を及ぼします。そのため、母親が安心して出産に臨むことができるよう、母子保健法に基づく母子保健事業を推進し、妊娠期から乳幼児期を通じて切れ目のない支援に努める必要があります。また、母子の健康を確保するために、乳幼児健診等の健康診査の内容を充実させることはもとより、健康診査による負担の軽減や、利用促進に取り組む必要があります。本市では、妊婦健康診査（14回分）に要する費用のうち一定の検査については、その費用を助成するとともに、市外への里帰り出産には償還払い制度を実施することにより、保護者の経済的な負担の軽減を図っています。

子どもと母親の健康の維持については、ゆとりのある子育て環境が重要であることから、親が抱えている様々な不安や負担の解消に努める必要があります。アンケート調査結果によると、子育てに関する不安や負担について、就学前児童調査並びに就学児童調査共に「多少感じる」と「常を感じる」の合計が5割を超えています。不安や負担の解消等を図るため、親への相談指導等を実施して、児童虐待防止の観点を含め、継続した支援が可能な体制整備が必須です。

さらに、子どもが心身共に健やかに育つためには、疾病予防や早期発見・早期治療が大切です。アンケート調査結果をみると、「必要だと思う子育て支援策」として「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が、就学前児童調査並びに就学児童調査共に5割を超えています。

小児科医は全国的に不足しており、深刻な問題となっていますが、小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てる環境の基盤であることから、小児医療の充実・確保には継続して取り組むとともに、長崎県の事業として実施している小児救急電話相談の周知を徹底するなど、県、近隣自治体、関係機関などとも連携しつつ、医療水準の維持向上に取り組んでいく必要があります。

## <基本的な方向性>

1. 母子の健康増進と安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査の継続実施をはじめ、受診率の向上のための啓発広報をするとともに、医療機関との連携を図ります。さらに、出産に対する不安の解消を図るため、母子健康手帳の交付時に専門職による相談を実施します。
2. 乳幼児健診の場を活用した相談指導等を充実するとともに、育児相談や訪問指導により、妊娠・出産の時期における母子と家族の健康を社会的、精神的側面から支援します。
3. フッ化物洗口などフッ化物の応用に取り組み、子どものむし歯予防を推進します。
4. 乳幼児の事故等の予防啓発に向けて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの具体的な事故防止について、家庭や乳幼児・児童を預かる施設の関係者に対し、あらゆる機会を利用して、情報提供及び学習機会の提供を推進します。
5. メディア依存の危険性に係る周知や精神疾病の母親への支援の方法について職員の知識やスキルの向上を図るなど、子育て世代包括支援センターの機能の充実を図り、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援の実現に努めます。
6. 小児医療体制の充実に向けて、休日や夜間における小児救急医療体制については、広域での医療圏で安心できる体制づくりに取り組み、小児医療及び小児保健の水準の維持向上を図ります。
7. かかりつけ医師をもつことの推進に向けて、乳幼児健診の場などを通じて、かかりつけ医の必要性を周知するとともに、小児の急な病気やケガなどへの対処法や応急処置などをアドバイスする「小児救急電話相談」の広報に努めます。
8. 出生後直ちに入院による医療が必要となった未熟児の保護者に対し、授乳や愛着形成のために医療機関に通う保護者の身体的・経済的負担の軽減を図ります。

## <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	子育て支援情報発信事業	西海市ウェブサイト母子保健や子育て支援に関する各種情報を掲載します。また、母子健康手帳交付時などに「西海市子育てガイドブック」を配布します。
2	母子健康手帳の交付	妊娠した人に専門職より母子健康手帳を交付します。その際、併せて子育ての制度及び健康面（喫煙・飲酒による健康被害等）に関する啓発パンフレットを配布するほか、相談を通して不安を軽減し、正しい知識をもって妊娠期を過ごせるよう支援します。
3	妊婦健康診査公費負担	妊婦健康診査 14 回分について基準額を助成します。また、市外への里帰り出産には償還払い制度を実施します。
4	乳幼児相談・おっぱい相談、お誕生相談	各保健センターで、就学までの乳幼児と保護者を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師が相談・保健指導を行います。
5	乳児健診	個別健診は、無料で健診が受けられる受診票（7か月・10か月）を交付し、医療機関（小児科）で健康診査を行います。個別健診については周知方法の検討を行います。集団健診は、4～6か月児を対象に、健康状態の確認（小児科医師）、発達の確認、育児についての相談、栄養相談、歯科相談を実施します。
6	1歳6か月児健康診査	大瀬戸保健センター1か所で、おおむね1歳7か月児を対象に集団で健康診査を実施します。
7	3歳児健康診査	大瀬戸保健センター1か所で、おおむね3歳7か月児を対象に集団で健康診査を実施します。
8	すくすく相談	乳幼児健診にて臨床心理士による母親への支援や児童の発達支援を目的とした相談事業を実施します。

No.	事業名	取組内容
9	療育支援事業	身近な地域で療育に関する相談（個別相談・施設支援）に応じ適切な支援が受けられるように専門機関と調整を行います。
10	訪問指導事業	妊産婦、新生児、乳幼児等の家庭を訪問し、妊娠、出産、育児支援を行います。
11	新生児訪問	保健師・助産師・看護師による新生児訪問を行い、産婦の健康状態の確認と、児童の発育発達を保護者とともに確認します。
12	新生児聴覚検査事業	聴覚障がいを早期に発見するために行う新生児聴覚検査の一部助成を行います。
13	離島地域安心出産支援事業	離島地域の妊婦が健康診査を受けるために要する交通費等の助成を行います。対象者が確実に助成を受けられるよう努めます。
14	フッ化物応用事業	子どものむし歯予防のため、フッ化物洗口やフッ化物歯面塗布を実施します。
15	母子保健推進員活動事業	受持ち地区の妊産婦・乳児の訪問活動、健診等の保健事業の協力を行います。
16	子育て世代包括支援センター事業	各種母子保健相談に専門職がワンストップで対応できる体制を整え、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援の実現を図ります。
17	産後ケア事業	出産後の育児に不安のある方や、授乳などの手技の指導が必要な方に、産院等でのショートステイによるケアを行います。
18	小児医療救急電話相談の周知	長崎県の事業として実施している小児医療救急電話相談（#8000）について、乳児訪問や広報誌等で住民への周知を図ります。
19	県等と連携した医療体制の確保	速やかな治療が必要となる重症救急患者が発生したケースで有効なドクターヘリ（長崎県）の利用体制を整備し、緊急医療体制を確保します。
20	未熟児産後支援事業	未熟児など出生後直ちに入院による医療が必要となった場合、授乳や愛着形成のため医療機関に通う保護者の身体的・経済的負担を軽減するため、宿泊費の助成を行います。



### (3)「食育」の推進と生活リズムの確立

#### <現状と課題>

「食育」とは、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

特に子どもの頃から健全な食生活を確立することは、食育を推進していく基礎となります。

しかし、少子高齢化が進む中、世帯構造や社会環境も変化し、単独世帯やひとり親世帯が増えており、家庭生活の状況が多様化する中で、家庭や個人の努力のみでは、健全な食生活につなげていくことが困難な状況も見受けられます。

このため、食習慣の乱れによる肥満児の増加や、思春期やせにみられる心と身体の健康問題が子どもたちに生じています。

こうした状況を踏まえ、家庭と学校・保育所など関係団体や地域との連携を図り、食体験の積み重ねを行う取組を確実に実施していくとともに、子育て家庭を中心として、市民が健全で充実した食生活を実現できるよう、コミュニケーションや豊かな食体験にもつながる共食の機会の提供等を行う食育を推進する必要があります。

また、近年では、生活リズムが夜型傾向の子どもが増えてきており、その要因には保護者の生活傾向が少なからず影響を及ぼしていると考えられることから、親子が共に健康的な生活を送ることができるよう、啓発や指導等の働きかけを行っていく必要があります。

子どもや子育てをする保護者に対する生活習慣等の知識の普及や、適切な食生活の重要性の啓発は、親子の元気な体と豊かな心を育みます。さらに、子どもたちに対し、様々な食に関する体験をさせることは、子どもの生活基盤の構築に有効な手段となります。

## <基本的な方向性>

1. 乳幼児健診や「早寝・早起き・朝ごはん」運動等を通して、学校、家庭、地域や民間団体等の協力を得ながら、朝食をとることの重要性について普及啓発を図ります。
2. 子どもの料理体験や食を楽しむ機会を提供し、望ましい食習慣や食に関する知識の普及を図ります。
3. 検診や各種相談において、「こどもノート」などを活用した科学的根拠に基づいた妊産婦や乳幼児の栄養指導の充実を図ります。
4. 健診や相談の場で、また、学校での食に関する学習や土曜学級などの体験学習を通して、家族における共食の啓発を図ります。
5. 就学前の子どもが、発育・発達段階に応じて健全な食生活を実践し、望ましい食習慣を定着させるとともに、豊かな食体験ができるよう、保育所、幼稚園及び認定こども園等との連携を推進します。
6. 家庭や地域における教育力向上を目的として、保護者に対する生活リズムの改善についての啓発活動を推進します。
7. 学校やPTA等の活動を通して、望ましい生活リズムについての啓発活動に努めます。

## <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	乳幼児栄養相談、妊婦相談	乳幼児相談・健診、妊婦相談時に子の体格をみていき、個々の栄養相談指導の対応を行っていきます。
2	食生活改善推進員地区伝達事業	食生活改善推進員が、保育所や子育て支援事業で、講話と調理実習や試食作りを行います。
3	食生活改善推進員の養成	食生活改善推進員養成講座を実施します。夏休み期間や放課後児童クラブ（学童）等で、小学生を対象とした料理体験・指導を行います。
4	啓発活動	市広報誌に限らず、市のウェブサイト等を活用して啓発活動を行っていきます。また、依頼に応じて各地区へ出向き健康教育を行います。
5	栄養教諭や学校栄養職員による食に関する指導	各小・中学校で、栄養教諭や学校栄養職員が食に関する指導を実施します。
6	保育所等における食育	就学前の子どもが、発育・発達段階に応じて健全な食生活を実践し、望ましい食習慣を定着させるとともに、豊かな食体験ができるよう、家庭や地域と連携し保育所、幼稚園及び認定こども園等における食体験の積み重ねを行います。 また、保育所・幼稚園及び認定こども園において園児自らが野菜などの栽培に関わり、それを給食の食材としても活用します。

## (4) 子どもの生きる力の育成

### <現状と課題>

次代の担い手である子どもたちが、社会や生活環境が急速に変化する現代において、柔軟に対応し、生き抜くためには「生きる力」を身に付けることが重要です。知識基盤社会の到来やグローバル化の進展により、これまで以上に生きる力を支える「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むことが求められています。

学校においては、子どもに知識や技能を習得させることはもとより、主体的に学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力を育み、問題解決能力の向上につながるような教育環境の整備が課題となっています。

そのため、教職員の資質向上や教育環境の充実に努め、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うことが重要です。また、子ども一人ひとりの個性を伸ばすとともに、他人への思いやりや自然への愛情を育み、心身共に健やかに成長できる環境づくりを推進するに当たっては、家庭と地域が一体となり、地域とともにある学校づくりや、校種間の連携を強化していくことも大切です。

さらに、幼児教育に関して、アンケート調査結果をみると、「平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由」について、「子どもの教育や発達のため」と回答した人が62.1%となっており、幼児教育について保護者の意欲が高いことがうかがえます。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき策定した子ども・子育て支援事業計画にしたいが、必要な施策の着実な実施が求められています。

### <基本的な方向性>

1. 確かな学力の習得に向けて、教職員の資質、指導力向上や教育環境の整備に努め、一人ひとりに応じたきめ細かな指導に取り組みます。
2. 豊かな心の育成に向けて、道徳教育の充実、豊かな体験活動の実施、読書活動の推進に取り組みます。
3. 健やかな体の育成に向けて、体育科の授業の充実はもとより、教育活動全体を通じて、食育の推進、体力の向上、健康安全に関する指導の充実に努めます。
4. 幼児教育の充実に向けて、幼・保・小が一体となった教育システムを構築し、基本的な生活習慣等の定着に努めます。
5. 放課後子ども教室や土曜学習を開催して、児童の学習活動や体験活動を行い、生きる力を育みます。

## <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	校内研修の推進と支援	各学校における校内研修を活性化し、教職員の指導力向上に努めます。
2	教職員研修の充実	研究発表会の実施や研修会の参加を促し、教職員研修の充実を図ります。
3	健康・安全教育の推進	教職員の資質向上のため、研修会や講習会を実施します。
4	部活動の振興と支援	部活動指導体制の充実、部活動の質的な向上を目的とし、本土部4中学校に部活動指導員を配置します。
5	ふるさとを学ぶ教育の推進	西海市子ども未来創造事業として、「西海学」や「ようこそ先輩」を実施し、児童生徒の「夢・あこがれ・志」や「ふるさとを愛する心」を育みます。
6	読書活動の推進	図書館部会では、読書活動に関わる職員の情報交換及び共通理解を図るとともに、毎月の情報交換を継続し、図書館運営を工夫することにより、読書環境の整備充実に努め、子どもたちの豊かな心の育成を目指します。
7	幼・保・認定こども園・小の連携、推進	幼児期から小学校前期における基本的な生活習慣等の定着に向けて、各小学校と幼稚園・保育所・認定こども園で就学に向けた情報交換を実施し、関係者の連携を図ります。
8	放課後子ども教室	コーディネーターが中心となって企画運営を行い、放課後における児童の学習や体験活動（遊び）を実施します。今後、未実施校から実施要望が出てくれば対応を検討します。
9	土曜学習	コーディネーターが中心となって企画運営を行い、土曜日における児童の学習や体験活動を実施します。



## (5) 青少年の健全育成

### <現状と課題>

子どもたちにとって思春期は、大人へと成長していく大切な時期ですが、一方で身体面の著しい成長に比べて精神面の成長が伴わない場合も多く、様々な問題が生じやすい時期でもあり、思春期における心身の問題は、生涯の健康に大きな影響を及ぼすといわれています。十代の自殺や不健康やせ等の思春期特有の課題の解決が急務となっている中、この問題の重要性を十分認識し、必要な保健対策を実施していかなければなりません。

十代の自殺を防止するためには、幅広い関係者の協力を得て、児童生徒の問題行動を未然に防止し、自殺の兆候の早期発見等に取り組み、さらに、児童生徒の心のケアのための相談体制の充実を図る必要があります。

中学生や高校生等の青少年間における喫煙や飲酒、薬物乱用といった問題行動については、本市においては減少傾向にあるものの、社会全体では深刻な状況が続いています。喫煙、飲酒、薬物等は、本人の健康を著しく害するだけでなく、悲惨な事故や犯罪を引き起こす原因にもなっています。そのため、これらの危険性に対する正しい知識を普及するなどの対策に取り組むことにより、自分だけでなく相手も尊重することができる児童・生徒の育成を図る必要があります。

また、性や暴力に関する過激な内容の有害情報が、雑誌、DVD、インターネット、携帯電話等から気軽に入手可能となっていることに加え、近年では、スマートフォン等の普及とともに、有害サイトを通じた犯罪やSNS上でのいじめ等が問題となっており、子どもに対する悪影響は深刻化が進んでいます。こうした子どもたちを取り巻く有害環境に対応するため、青少年インターネット環境整備法（平成20年法律第79号）（注）等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力を強化し、青少年のインターネットの適切な利用や保護者に対する啓発活動を推進していかなければなりません。

思春期保健については、児童生徒が妊娠前前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られるよう環境づくりに努め、思春期の子どもたちの身体的・心理的状況を理解し、その行動を受け止めることができる地域づくりを推進していくことも大切です。そして、地域・学校・企業等が連携したネットワークをつくることにより、地域社会全体で親子を温かく見守り支える環境を整備することが重要です。

また、令和元年度に、優しく・たくましく・そしてふるさとを愛する子どもたちを育むことを目的として、「早ね・早起き・朝ごはん」、「明るいあいさつ自分から」、「友だちも自分の心も大切に」、「ふるさと愛する西海っ子」、「ルール守ってみなえがお」の5つの標語の頭文字をとった「は・あ・と・ふ・る 運動」を策定しました。

この運動が、学校・家庭・地域に根づくものとなるよう、啓発活動を行っていかねばなりません。

(※) 正式名称は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」であり、平成30年2月1日に一部改正されています。

## <基本的な方向性>

1. 青少年健全育成活動の推進に向けて、住民に対して青少年健全育成の啓発を進め、学校、家庭、地域、関係機関等と連携して非行の早期発見・早期指導に努め、住民総ぐるみ運動で「は・あ・と・ふ・る 運動」の推進に取り組みます。
2. 有害環境対策の推進に向けて、性や暴力等の過激な情報に子どもたちがふれないよう家庭に呼び掛けるとともに、関係機関と協力して有害図書類等販売店舗への立入調査に取り組みます。
3. 子どもが成長するに当たって正しい知識を得られるよう、地域・学校・企業等が連携して環境づくりに取り組むとともに、子どもの健康面の問題点の改善に向け、学校保健委員会において情報を共有し、具体的方策について協議します。
4. 学童期・思春期における心の問題に関する相談体制の充実に向けて、身体面や精神面で不安をもった子どもの、学童期・思春期における心の問題に対応できる相談の場を提供します。
5. フィルタリング等の普及啓発を家庭に呼び掛け、メディアとの正しい接し方を子どもに教えるとともに、保護者に対する啓発を行います。

## <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	青少年健全育成事業	市規模で青少年の健全育成を図るために、青少年健全育成大会及び少年の主張大会を実施します。また、地域ぐるみで青少年の健全育成及び非行・事故防止を図ることを目的とした活動や、「は・あ・と・ふ・る 運動」を推進する活動を行います。
2	有害図書類等販売店舗立入り調査事業	毎年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、11月の「全国青少年健全育成強調月間」に併せて、関係機関と連携しながら、有害図書類等販売店舗への立入調査を実施します。
3	「は・あ・と・ふ・る 運動」の推進	「早ね・早起き・朝ごはん」、「明るいあいさつ自分から」、「友だちも自分の心も大切に」、「ふるさと愛する西海っ子」、「ルール守ってみなえがお」を市民に根づかせる事業を実施します。
4	心の教室相談員の配置	市内の中学校4校に心の教室相談員を配置し、生徒が悩みを気軽に話し、ストレスを和らげることができるように、相談体制の充実を図ります。
5	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置	不登校やいじめなどの問題行動に対応するため、専門的な立場から支援や助言を行うスクールソーシャルワーカーを県・市から1名ずつ配置していきます。また、スクールカウンセラーを小学校4校（うち、1校はエリア校）、中学校4校に配置します。また、配置されていない学校にも最低1回はカウンセラーが出向くことで、市内全学校での相談体制を充実していきます。
6	家庭教育講座	専門知識のある講師を招いて、子育てやメディアとの正しい接し方に関する講座を行います。

## (6) 家庭や地域の子育て力向上

### <現状と課題>

近年、核家族化や地域交流の希薄化などにより、家庭や地域における教育力の低下が懸念されています。家庭教育は、人が生活していく上での「生きる力」を育む大切な教育であることから、地域や学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の学習機会を充実させるとともに、養成した人材を有効に活用し、家庭教育支援を強化する必要があります。

また、子育て家庭が抱える課題は、社会からの孤立感や、育児に関する不安・ストレスなど、多岐にわたっていることから、家庭への訪問等を各学校や福祉関係機関等と連携して実施する仕組みづくりを推進するとともに、様々な機会を利用して家庭に対する相談指導等を行い、総合的かつきめ細やかな支援を実施していく必要があります。

子どもの問題解決能力や、豊かな人間性、生きる力の育成については、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体で取り組むことが重要であるため、地域住民や関係機関等の協力を得て、地域で学校を支える体制づくりや、多様な体験活動の実施、世代間交流等を推進する必要があります。

さらに、子どもを生み育てたいと思えるような環境づくりに努めなければなりません。そのためには、各分野が連携し、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する啓発等を効果的に行うとともに、中学生や高校生等を「次代の親」という視点で捉えた学習機会の提供や、乳幼児とふれあう機会の確保等に取り組む必要があります。

### <基本的な方向性>

1. 家庭教育への支援の充実に向けて、親育ちプログラム事業を実施するなど、公民館等の社会教育施設や乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用し、子どもの発達段階に応じて家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。
2. 地域の教育力の向上に向けて、家庭教育講座を開催するなど、家庭以外の地域の人々とのふれあいの中で、社会的に弱い立場にある幼児・障がいのある人・高齢者への思いやりの心が育まれるよう、地域全体で支援する体制づくりを推進します。
3. ワーク・ライフ・バランスを考える教育の実施に向けて、家族や仕事等の意義を考え、結婚、出産、育児等、自分の人生について考える機会を提供します。また、次代の親となる中学生・高校生等が、子どもを生み育てることの意義や、子どもや家庭の大切さ、子どもを生み育てる喜びを理解できるよう、保育所における職業体験の受入れや乳幼児ふれあい体験事業など、乳幼児とふれあう機会を提供します。
4. 親育ちや子どもを生み育てることの意義に関する学習機会の提供に向けて、子どもや育児の問題を家族みんなの問題として捉え、男女が協力して家庭を築くこと、子どもを生み育てることの意義に関する学習機会を提供します。

## <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	親育ちプログラム事業	就学前の子どもをもつ親を対象に、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合いながら、自分にあった子育ての仕方を学ぶ場を提供するプログラムです。この事業を実施する団体に対して補助を行い、児童の福祉の向上を図ります。今後も子育ての悩みなどを解消でき、子育ての負担軽減や子育て世帯のネットワーク形成につながるよう、実施していきます。
2	家庭教育講座	専門知識のある講師を招いて、子育て、メディアに関する講座を行います。
3	職業体験の受入れ	市立保育所において、市内中高生の職場体験の受入れを行い、乳幼児とふれあう機会を提供します。 また、私立の保育所や幼稚園における職場体験の受入れについても、支援を行います。
4	乳幼児ふれあい体験事業	市内の高校生を対象に、乳幼児の親子とふれあいながら子どもを生み育てることの意義について理解を深める機会を提供します。 また、参加される保護者（母親）にとっても、貴重な体験であり、自己の子育てについて確認することで、子育てに対する肯定感を高める機会を提供します。



【成果指標】

評価指標	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
全出生数中の低体重児の割合	9.1%	7.0%
妊娠11週以下での妊娠の届出率	94.7%	95.0%
乳幼児健康診査（集団健診）の受診率		
乳児健診（4～6月児）	99.4%	100.0%
1歳6か月児健診	98.5%	100.0%
3歳児健診	95.9%	100.0%
3歳児の適正体重の割合	63.2%	70.0%
3歳児のう歯のない者の割合	77.4%	80.0%
12歳児の一人平均う歯数	0.6本	0.5本
朝食を食べる市民の割合	93.5%	95.0%
乳児ふれあい体験推進事業により乳幼児と 関わることに自信をもてた生徒の割合の増加率	7.4P	8.0P
近くに安心して遊べる場がある就学児童の割合	54.5%	60.0%

## 【確保方策】

### ①妊婦健康診査

(単位：枚)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計ニーズ量	1,915	1,857	1,795	1,739	1,690
確保量	1,915	1,857	1,795	1,739	1,690
確保方策の内容	今後も継続して事業を展開し、妊婦に対して必要に応じた医学的検査を実施します。				

## 【新・放課後子ども総合プランに基づいた目標事業量の設定】

内容	令和6年度までに達成されるべき目標
放課後児童クラブ	全小学校区の69%（13小学校区中9小学校区）に整備することを目指します。
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	児童の安全確保及びプログラムの内容の検討、実施における連携などを考慮しつつ、一体型の推進を図り、2か所一体型の設置に努めます。
放課後子ども教室	コーディネーターによる保護者、地域及び学校からの要望の集約を行い、また学習や体験活動などそれぞれの指導者、団体の確保、関係機関等との調整を踏まえ、地域等の実情に応じた開設に努めます。



## 【放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する具体的方策】

### ●学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施促進

共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区ごとの定期的な打ち合わせの場を設けます。

また、連携型の共通プログラムを実施する場合には、プログラム終了後に児童が安全に移動できるよう、放課後児童クラブの支援員が児童の送迎を行います。

### ●一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施

運営委員会において余裕教室等の活用について協議を行うとともに、関係団体等に、事業の実施主体である西海市教育委員会と福祉部局が、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促します。

また、放課後子ども教室実施日における特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進します。

### ●放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施

一体型又は連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たっては、運営委員会において実施方法等について協議を行うとともに、事業実施要綱を作成し、教育委員会部局と福祉部局との責任体制を明確化します。

また、総合教育会議において、総合的な放課後対策について協議を行います。

### ●学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子ども教室との密接な連携

保護者や学校のニーズを把握し、放課後児童クラブと放課後子ども教室間での情報共有や交流活動に取り組みます。

## 2 安心して子どもを生き育てられる環境づくり

### (1) 保育サービスの充実

#### <現状と課題>

女性の社会進出や共働き世帯の増加など、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきています。それに伴い、保育サービスに対するニーズも多様化していることから、子どもや保護者の生活実態に応じた保育サービスの実施に努める必要があります。

アンケート調査結果について、平日利用したい定期的な教育・保育事業をみると、「認可保育所」を除くほぼ全ての事業において、実際に利用している現状よりも利用したいという希望が上回っている傾向がみられます。また、土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「ほぼ毎週利用したい」が53.3%と半数を超えており、土曜日における保育ニーズが高いことがうかがえます。こうした背景には、女性の就業率の上昇や、就労形態の多様化があると考えられます。

就学前児童調では、子どもが病気やケガで平日の教育・保育事業が利用できなかったことの有無について、「あった」が7割を超え、普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対応については、「母親が仕事を休んだ」が8割を超えているものの、「病児・病後児の保育を利用した」は1割以下にとどまっています。一方で、今後の病児・病後児のための保育施設等の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が4割を超えています。

このため、子どもが病気等になった際に、安心して対応できるような体制づくりや支援を今後も進めていく必要があります。

また、放課後児童健全育成事業に関しては、「小1の壁」や「待機児童」等の問題を解消するとともに、全ての就学児童が放課後等の時間を安全・安心かつ有意義に過ごせるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づいた取組が求められています。

本市は、教育及び病児・病後児保育等については、市内全域を一つの区域として設定し、また、保育及び放課後児童健全育成事業等については、市内を中学校区とほぼ重なる4つの区域に分けて設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、きめ細かな教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図ります。

このような保育サービスに関する情報は、市の広報誌やウェブサイトに掲載するほか、保育所等の関係施設と連携した提供を行うことで、情報の共有化を図ります。

さらに、保育サービスの品質の向上には、職員の資質や専門性の向上を図ることが重要であることから、保育所職員等を対象とした研修の充実にも努めます。

## <基本的な方向性>

1. 保育サービスの充実に向けて、様々な家庭のニーズに対応した、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等のサービス提供体制を整備します。
2. 保育サービスの質の向上に向けて、保育所職員の研修体制及び研修内容の充実に努めるとともに、地域や関係機関との連携強化を図ります。
3. 老朽化した保育所の施設整備に対し、国・県の補助制度を活用し、支援を行います。
4. 放課後児童健全育成事業の充実に向けて、ニーズを的確に把握した上で必要となる放課後児童クラブの開設や開所時間の延長を支援するとともに、指導員の能力向上のための研修実施など指導力の充実に努めます。
5. 放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりのために、放課後子ども教室及び土曜学習を行います。

## <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	教育・保育給付	保育所や認定こども園、幼稚園等で行う子どもの保育や教育に対し、子ども・子育て支援法に基づく給付を行います。
2	特別保育事業	共働き家庭の増加、核家族化の進行等による様々な家庭のニーズに応えることができるよう、延長保育、休日保育、病児保育、一時預かり事業等を実施し、又は、この事業を実施する保育所に対して補助を行います。
3	保育会活動補助金	保育従事者の資質向上と子育て家庭の支援充実を図るため西海市保育会に対して補助を行います。
4	保育所整備事業補助金	老朽化した保育所の改築や大規模改修に対し、国・県等の事業を活用し、補助を行います。
5	児童福祉施設等のカウンセリング事業	保育施設の保育士等を対象に、臨床心理士によるカウンセリングや相談によりその問題や悩みを軽減・解消していくことで、より質の高い保育の実施を図ります。
6	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る放課後児童クラブに対して補助を行います。 また、児童が学習基礎や習慣を身に付け、自ら意欲的に学び、課題解決の能力等を育むことを目的に、学習支援を実施する放課後児童クラブに対し費用の補助を行います。
7	放課後児童クラブ施設整備事業	放課後児童クラブの施設整備に対し、助成を行います。新築費以外にも防災対策費など事業者から要望があれば、現地視察・ヒアリングを行い、補助を行っていきます。
8	放課後児童支援員等処遇改善等事業	放課後児童クラブにおいて、支援員の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて開所する取組に対し、助成を行います。
9	放課後子ども教室	コーディネーターが中心となって企画運営を行い、放課後における児童の学習や体験活動（遊び）を実施します。今後、未実施校から実施要望が出てきた場合は対応を検討します。
10	土曜学習	コーディネーターが中心となって企画運営を行い、土曜日における児童の学習や体験活動を実施します。

## (2) 子育て支援サービスの充実

### <現状と課題>

子育てに不安や負担を感じているかについて、就学前児童調査並びに就学児童調査共に「多少感じる」と「常を感じる」の合計は5割を超えています。

一方で、子育ての環境や支援に満足しているかについて、就学前児童調査では6割弱が満足しており前回調査よりも高くなっていますが、就学児童調査では就学前児童調査に比べて満足度は下回っており前回調査とほとんど変わっていません。

また、地域の人や友人・知人、もしくは社会で支えられていると感じるかについて、就学前児童調査並びに就学児童調査共に「あまり感じない」と「まったく感じない」の合計が、2割前後となっています。

少子化及び核家族化が進んだことで、地域と子育て家庭のつながりは弱くなり、子育てに関して気軽に相談できる人や協力してもらえ人が身近にいないという家庭も少なからず存在していると考えられます。

このため、今後も子育ての不安や負担を軽減していくため、地域全体で子育てを支えるまちづくりを進めるとともに、子育て支援の充実を図り、子育てしやすい環境づくりが求められています。

安心して子育てができる地域社会を築くためには、専業主婦家庭やひとり親家庭、親が障がいをもつ家庭等を含めた全ての子育て家庭に対して、様々な子育て支援サービスが提供されるようにするとともに、子育てに関する情報提供及び相談事業が適切に実施されるよう、きめ細かな支援を行うことが必要です。

また、関係各課が連携し、情報の一元化に取り組み、子育て支援に関する情報が、必要な人に効率的・効果的に届くような情報提供のあり方が求められています。アンケート調査結果によると、行政が実施している事業の認知度については「親育ち講座」と「家庭教育に関する学級・講座」が1割程度と低くなっています。一方、今後の利用意向では「親育ち講座」が3割弱、「家庭教育に関する学級・講座」は4割弱あることから、支援を必要としている人に、必要な情報が届くよう、より多様でタイムリーな情報発信が必要です。

### <基本的な方向性>

1. 地域における子育て支援サービスの充実に向けて、子育てに関する情報が得やすいよう、様々な情報発信の充実を図り、全ての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、保育所などの関係機関と連携し、緊急・一時的な保育を推進します。
2. 保育所地域活動事業の充実に向けて、保育所、認定こども園の行事を地域へ開放し、地域社会とのふれあいを通じて、子どもが健やかに成長できるよう努めます。
3. 相談助言体制の充実に向けて、地域において乳幼児と親が自由に集い、子育て中の親がいつでも気軽に相談したり、子育てに関する情報を交換したりできるよう、地域子育て支援拠点、保育所・幼稚園・ボランティアグループなど身近な機関に対して支援を行います。
4. 子育て支援サービスの利用支援体制の整備に向けて、地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、ケースマネジメント、利用援助等を行います。

## <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	子育て支援情報発信事業	西海市のウェブサイト（スマートフォンにも対応）に子育て支援に関する記事を掲載します。また、母子手帳交付時などに「西海市子育てガイドブック」を配布します。
2	地域組織活動育成事業	月に1～2回、大島子育て支援センターにおいて、保育所・幼稚園に通っていない、1歳以上の未就学児を対象に民生委員が中心となって、子育て支援活動を実施します。
3	地域子育て支援拠点事業	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て中の親子の交流の場の提供や育児不安等についての相談支援を実施します。子育てについての講習会を開催し、児童の福祉の向上を図ります。
4	ファミリー・サポート・センター事業	高齢者や育児経験が豊かな主婦など地域の人材を効果的に活用し、ファミリー・サポート・センターを開設します。今後は、提供会員を増やして、利用者のニーズに合わせて提供できる機会を増やしていきます。



### (3) 仕事と生活の両立

#### <現状と課題>

平成19年12月に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」によれば、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」であるとしています。

アンケート調査結果によると、「仕事と子育てを両立させるためには何が重要だと思いますか」という問いについて、就学前児童は 66.7%、就学児童は 74.0%の人が「職場の同僚や上司の理解、協力体制」が必要だと回答しています。子どもの病気や学校行事の際に、休みを取得しやすい職場の仕組みや雰囲気づくりなどが求められています。

また、アンケート調査では、「配偶者の協力」と回答した人も就学前・就学児童どちらも8割を超えており、職場と家庭両面における理解と協力が、仕事と子育ての両立に欠かせないことがわかります。

女性の就業率が上昇し、男性も女性も共に育児や家庭での役割が求められる現在において、働きながら子育てがしやすい職場環境を実現させるには、女性の働き方だけでなく、男性の働き方を変えることが不可欠です。

そのためには、働く人の意識だけでなく、企業側の理解と支援が不可欠であるため、企業への啓発活動が重要です。

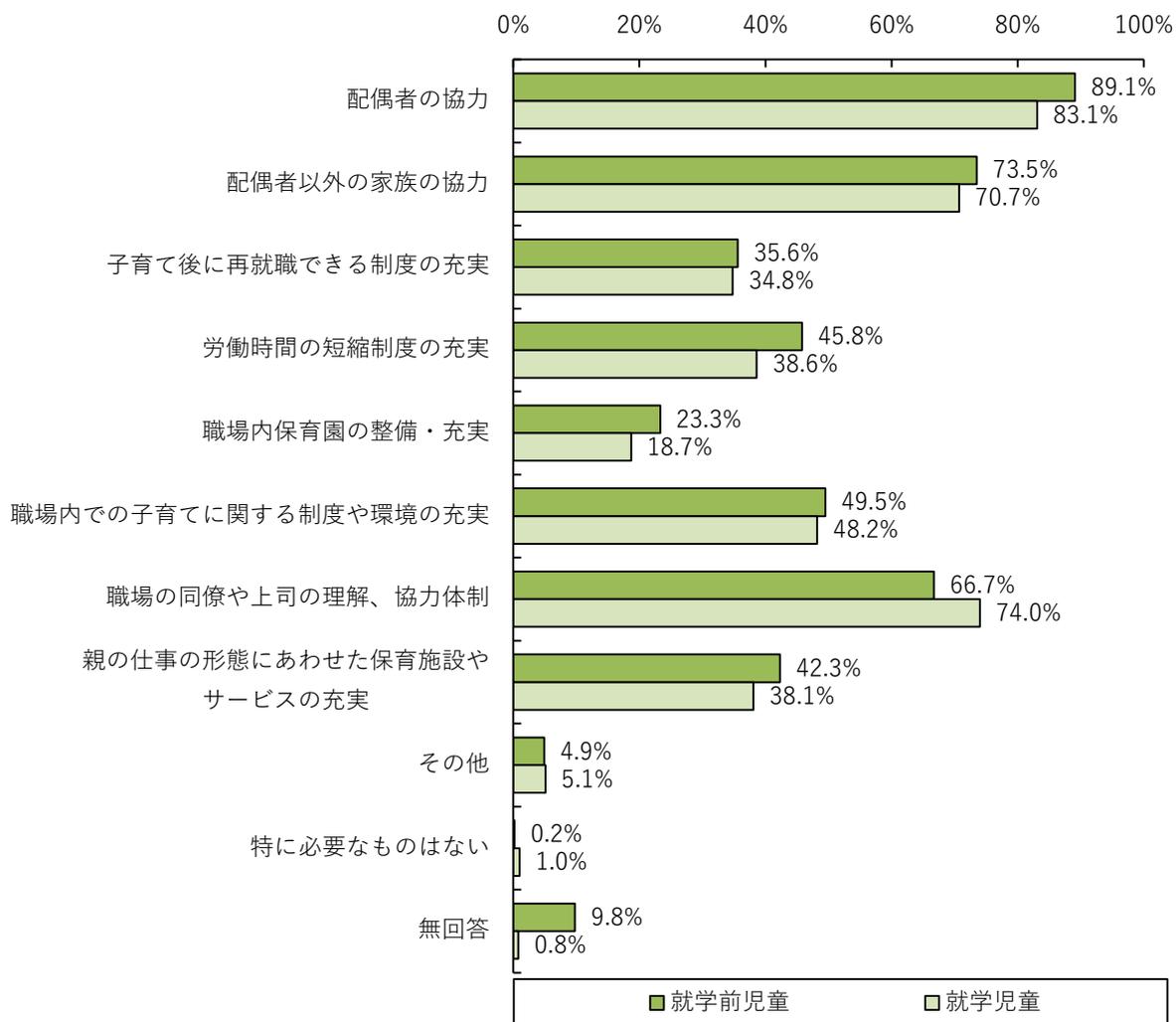
働く人、事業主、地域の住民に対し、仕事と生活の調和を目指す「ワーク・ライフ・バランス」への理解を深め、合意形成を促すための広報・啓発活動を実施し、民間団体等を含めた関係機関等とも連携・協力しながら、取組を進める必要があります。

特に、企業に対する啓発活動は、一般市民向けの啓発に比べて、まだ不十分であると考えられることから、仕事と生活の調和の実現に向けて積極的に取り組む企業に対する認定制度・認定マーク（くるみん）等を活用するなどして、事業所等に対する周知・啓発に努めることが大切です。

また、地域においては、父親のPTA活動や地域活動への参加を通して、男女共同参画の視点に立った育児や家事の重要性を啓発する必要があります。



### 仕事と子育てを両立させるためには何が必要だと思いますか（複数回答）



### <基本的な方向性>

1. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識改革の推進に向けて、広報活動、研修実施、情報提供等を、国、県、関係団体等の連携を図りながら推進します。
2. 育児休業等、様々な制度の普及啓発に向けて、市の広報誌やウェブサイト等を活用した広報により、働く人が育児休業を取りやすく、育児休業後も子育てをしながら働くことができるような機運の醸成に努めます。
3. 父親の子育て参加の促進に向けて、公民館事業やPTA事業により実施されるイベントを父親も気軽に参加できる交流の機会として活用し、父親の子育て参加意識の醸成に努めます。

### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	ワーク・ライフ・バランスの啓発活動	住民や企業に対し、ワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、合意形成を促すため、今後も周知を図ります。
2	育児休業制度等の情報提供	育児休業を取得しやすい職場環境等に関する講演会の開催や広報啓発を行います。
3	男性の育児への参加意識の醸成	男性の育児やPTA、地域活動への参加について情報提供を行います。

#### (4) 子育ての経済的負担の軽減

##### <現状と課題>

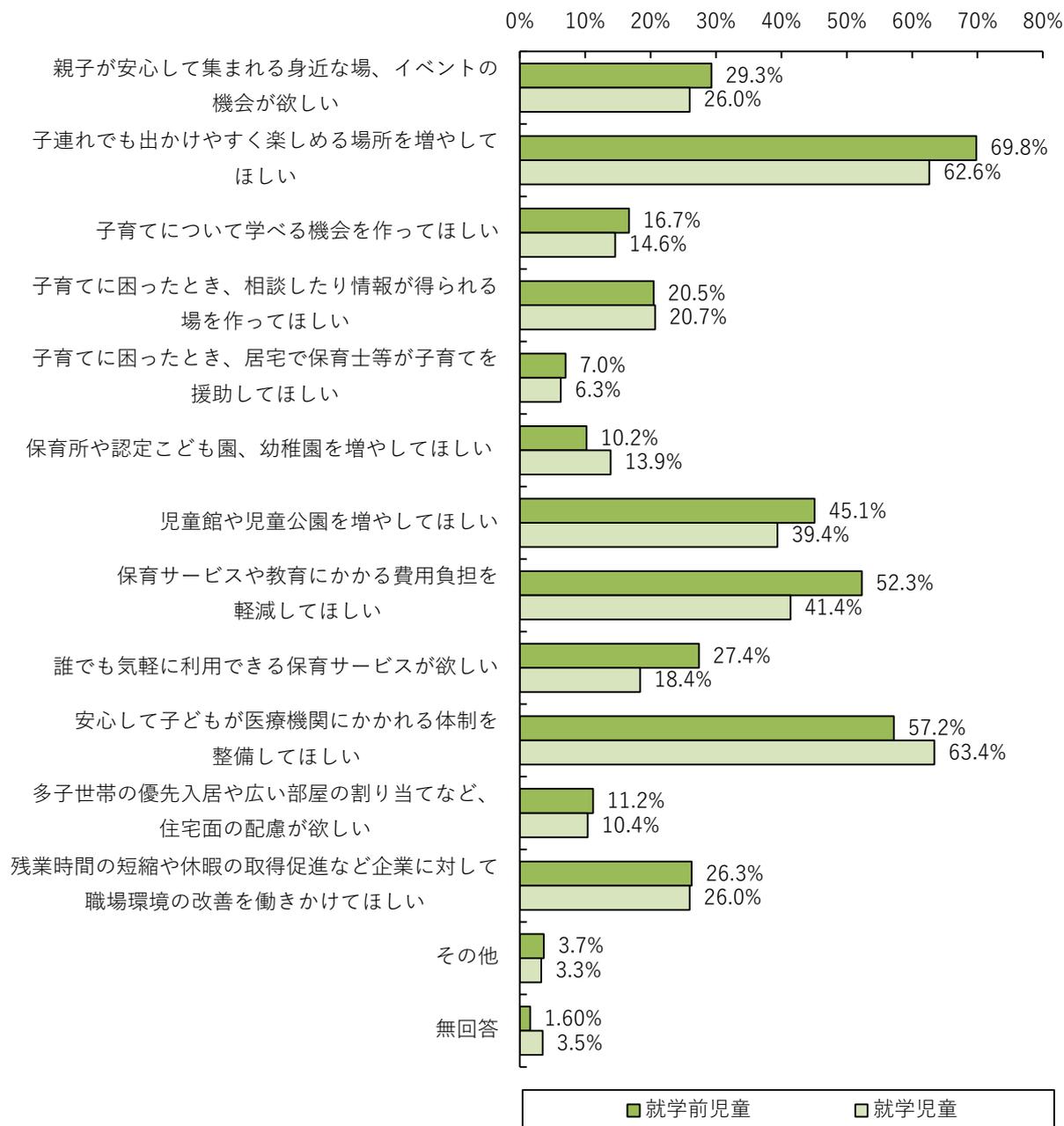
近年、子ども一人当たりの子育てや教育にかかる経済的な負担は増加傾向にあるといわれており、雇用不安等の理由で家計収入が減少した家庭やひとり親家庭、特別な支援を必要とする家庭はもちろん、多くの家庭が、子育てにかかる費用に負担を感じており、経済的な事情から子どもを生み育てることに不安を抱えています。

アンケート調査結果によると、「必要だと思う子育て支援策」について「保育サービスや教育にかかる費用負担を軽減してほしい」が就学前児童は 52.3%、就学児童は 41.4%と4割以上となっています。

子育て家庭の経済面の負担軽減を図るためには、経済状況も考慮しながら、各種助成等の必要な支援を推進していく必要があります。



あなたが必要だと思う子育て支援策は何ですか（複数回答）



<基本的な方向性>

1. 保育所保育料の負担軽減に向けて、国が定めた保育料の基準より低い金額で保育料を設定し、保護者を経済的側面から支援します。
2. 幼児教育無償化に伴う国の新制度に基づき、私立幼稚園保育料の負担軽減に向けて、保育料の補助を行うとともに、子育てあんしん応援事業により、2人目以降の保育料を無料とするなど支援措置を実施します。
3. 各種助成制度の周知徹底に向けて、市の広報誌やウェブサイト等を利用した広報を積極的に展開します。

## <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	市独自の保育料基準額設定	保護者の負担軽減のため、国が定めた保育料基準額に比べ、低額に保育料を設定します。
2	児童手当、特別児童扶養手当、奨学資金貸付等の周知徹底	児童手当、特別児童扶養手当など各種制度の概要についてウェブサイトや広報誌に掲載します。
3	子育てあんしん応援事業	幼稚園又は保育所に同時に2人以上の園児を就園させている場合、2人目以降の保育料を無料とします。これに加えて第3子以降の園児についても無料化することとして多子世帯への負担軽減を実施しています。
4	副食費の無償化	幼児教育・保育の無償化により、原則、保護者負担となっている3歳以上児童の幼稚園・保育所等副食費について、国の基準を超えて全ての対象者の無償化を実施します。
5	出産祝金支給事業	市内に住所を有する子どもが出生した際に、その保護者に対し祝金を支給します。
6	こども医療費助成事業	現在、15歳到達後の最初の3月31日までとなっているこども福祉医療制度について、18歳到達後の最初の3月31日まで助成するよう拡大します。

### 【幼児教育・保育無償化への対応】

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

施設種別	対象となる子ども	内容	
幼稚園	3～5歳	新制度に移行している幼稚園は月額上限2.57万円として、利用料が無償化されます。	
認可保育園 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業	0～5歳	0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上は全ての子どもの利用料が無償化されます。	
施設等利用給付	子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3～5歳	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。
	特別支援学校の幼稚部	3～5歳	3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化されます。
	認可外（無認可）保育園	0～5歳	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
	預かり保育事業	3～5歳	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳	*特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は*特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3～5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

## (5) 子育てしやすい生活環境の整備

### <現状と課題>

妊産婦や乳幼児連れの人など、全ての人が安心して外出できるようにするためには、道路環境の整備に取り組むとともに、交通安全教室や街頭指導等を実施し、安全意識の啓発と交通マナーの周知を行うことが必要です。また、公共施設や公共機関、商業施設等においてバリアフリー化に取り組み、お年寄りや障がいをもつ人々はもちろんのこと、子ども連れの親子など誰もが利用しやすい環境づくりを推進しなければなりません。

さらに、市の情報誌やホームページ等を積極的に活用して、各種のバリアフリー施設の整備状況等といった関係情報を広く発信することにより、安心して外出できるまちを目指します。

子育て世帯を支援していく観点から、既存のストックを活用しつつ、子育て家族向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組の推進が大切です。就学前児童のいる世帯に対しては、公共賃貸住宅の入居資格緩和や優先入居の実施等に積極的に取り組む必要があります。

また、子どもが健やかに育つためには、ゆとりのある生活空間が必要であることから、各家庭がストレスを感じることなく子育てができるよう、より安全・安心で快適な住生活環境の整備に努めなければなりません。そのため、住宅のユニバーサルデザイン化やバリアフリーにも配慮した住宅の供給についても検討していくことが必要となります。



## <基本的な方向性>

1. 子ども連れが外出しやすい環境の整備に向けて、市内の公共施設にベビーベッド、オムツ交換台等を設置し、子育て世帯に優しい環境づくりに努めます。また、道路、公的建築物等においては、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。
2. 安全・安心に通行することができる歩道の整備に向けて、バリアフリー法（平成18年法律第91号）に基づき市道の改良事業を進め、子ども、障がい者、高齢者の誰もが安心して外出できる道路環境の整備に努めます。
3. 人身事故の発生割合が高い生活道路の交通環境の改善に向けて、該当箇所を的確に把握した上で歩道整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進します。
4. 交通安全教育の推進に向けて、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民とも連携して、子ども及び子育てを行う親、高齢者の三世代を対象とした参加体験型の交通安全教育を段階的かつ体系的に推進します。
5. チャイルドシート装着の普及啓発に向けて、ドライバーに対し街頭指導を行い、チャイルドシート着用を呼び掛け、その使用効果及び正しい使用方法について普及啓発を図ります。
6. 通学路や公園等における犯罪が起きにくい環境の整備に向けて、地域からの要望に応じて、必要な箇所に防犯外灯を整備します。
7. 公共賃貸住宅における子育て世帯等の居住の安定を図るため、入居の選考の際には多子世帯や就学前児童のいる世帯を加点対象とするなど子育て期にある多子世帯等の優先的な入居を推進します。
8. 住宅の確保に資する情報提供機能の充実に向けて、広報誌、ウェブサイトにより公営住宅に関する情報を積極的に提供します。

## <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	子育てにやさしい公共施設の整備	市内の公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、ベビーベッド、オムツ交換台等の設置を促進します。また、各小中学校の大規模改修工事等の際に、トイレの多目的化（バリアフリー化）を行います。
2	市道改良事業	危険箇所を把握し、危険性が高い市道から優先的に改良工事を行います。また、生活道路において地区要望等により整備が必要な市道があれば対応を行います。
3	高齢者と子どもの参加体験型交通安全教室	子ども・親・高齢者の三世代が集い、参加体験することができる交通安全教室を開催します。
4	街頭指導	年4回の交通安全運動期間中に、市内各所においてドライバーに対して街頭指導（チラシ、啓発物品の配布）を行い、チャイルドシート着用指導を実施します。
5	防犯外灯整備事業	市内の生活道路において必要な箇所に防犯外灯を設置し、また、既存の防犯外灯の修繕を行います。
6	公営住宅整備事業	公営住宅の建設時には、ニーズに応じてファミリー世帯向けの住宅を整備します。
7	公営住宅入居者選考	公営住宅の入居選考においては、就学前児童がいる世帯は、加点対象とし、子どもを含む同居者の数が多いほど、得点が高くなる制度を引き続き採用します。
8	公営住宅に関する情報提供	奇数月の広報誌への掲載、募集期間中の防災無線での放送、住宅建築課及び各総合支所での募集一覧の配布、西海市ウェブサイト及びデータ放送への掲載を実施します。

## 【成果指標】

評価指標	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
育児休業取得率		
（就学前児童の父親）	3.53%	13.0%
（就学前児童の母親）	69.6%	73.0%
くるみん認定企業数	1社	3社
子育ての環境や支援に満足している保護者の割合		
（就学前児童の保護者）	57.2%	80.0%
（就学児童の保護者）	42.4%	80.0%

※育児休業取得率は、保護者の全体数から出産時に就労していなかった者の数を除いた数に占める  
出産時に育児休業を取得した保護者の割合



## 【確保方策】

### ① 0歳児童保育

(単位：人)

西彼地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	推計ニーズ量	59	57	55	54	52	
	確保量	教育・保育施設	45	45	45	45	45
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—	—	—	—
		合計	45	45	45	45	45
確保方策の内容	H31.4.1の利用人数は22人、0歳児の定員は45人となっています。現定員は推計ニーズ量を満たしていませんが、弾力運用することで現定員をそのまま確保量とします。						
西海地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	推計ニーズ量	38	37	35	34	32	
	確保量	教育・保育施設	35	35	35	34	32
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—	—	—	—
		合計	35	35	35	34	32
確保方策の内容	H31.4.1の利用人数は18人、0歳児の定員は35人となっています。現定員は推計ニーズ量を満たしていませんが、弾力運用することで現定員をそのまま確保量とします。						
大島・崎戸地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	推計ニーズ量	21	20	20	19	19	
	確保量	教育・保育施設	16	16	16	16	16
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—	—	—	—
		合計	16	16	16	16	16
確保方策の内容	H31.4.1の利用人数は2人、0歳児の定員は16人となっています。現定員は推計ニーズ量を満たしていませんが、弾力運用することで現定員をそのまま確保量とします。						
大瀬戸地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	推計ニーズ量	23	22	22	21	20	
	確保量	教育・保育施設	18	18	18	18	18
		地域型保育事業	3	3	3	3	2
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—	—	—	—
		合計	21	21	21	21	20
確保方策の内容	H31.4.1の利用人数は5人、0歳児の定員は21人となっています。現定員は推計ニーズ量を満たしていませんが、弾力運用することで現定員をそのまま確保量とします。						

## ② 1・2歳児童保育

(単位：人)

西彼地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	推計ニーズ量	114	110	107	103	99	
	確保量	教育・保育施設	117	117	117	117	117
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—	—	—	—
		合計	117	117	117	117	117
確保方策の内容	H31.4.1の利用人数は117人、定員114人となっており、推計ニーズ量を満たすことから、利用実績を確保量とします。						
西海地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	推計ニーズ量	77	81	78	75	72	
	確保量	教育・保育施設	83	83	83	83	83
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—	—	—	—
		合計	83	83	83	83	83
確保方策の内容	H31.4.1の利用人数は83人、定員88人となっており、推計ニーズ量を満たしていることから、利用人数を確保量とします。						
大島・崎戸地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	推計ニーズ量	84	83	81	79	77	
	確保量	教育・保育施設	50	83	81	79	77
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—	—	—	—
		合計	50	83	81	79	77
確保方策の内容	H31.4.1の利用人数は56人、定員50人となっており、推計ニーズ量を満たしていないことから、ニーズ量を確保量とします。 なお、当該地域については令和3年度に新たに認定こども園を設置する計画があり、その中で定員増により確保を図ります。						
大瀬戸地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	推計ニーズ量	70	66	63	61	60	
	確保量	教育・保育施設	68	64	61	59	58
		地域型保育事業	2	2	2	2	2
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—	—	—	—
		合計	70	66	63	61	60
確保方策の内容	H31.4.1の利用人数は53人、定員53人となっており、推計ニーズ量を満たしていないことから、ニーズ量を確保量とします。 なお、当該地域の保育施設については、定員に余裕があることから各施設の定員増により確保を図ります。						

### ③ 3歳～就学前児童

#### ●保育

(単位：人)

西彼地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	推計ニーズ量	162	162	162	153	149	
	確保量	教育・保育施設	162	162	162	153	149
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—	—	—	—
		合計	162	162	162	153	149
確保方策の内容	H31.4.1の利用実績は143人、定員141人となっており、利用実績が推計ニーズ量を満たしてしないことから、推計ニーズ量を確保量とします。 なお、当該地域の保育施設については、定員に余裕があることから各施設の定員増により確保を図ります。						
西海地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	推計ニーズ量	124	120	110	103	105	
	確保量	教育・保育施設	162	162	162	162	162
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—	—	—	—
		合計	162	162	162	162	162
確保方策の内容	H31.4.1の利用実績は162人、定員157人となっており、推計ニーズ量を満たすことから、利用実績を確保量とします。						
大島・崎戸地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	推計ニーズ量	94	90	90	86	85	
	確保量	教育・保育施設	94	90	90	86	85
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—	—	—	—
		合計	94	90	90	86	85
確保方策の内容	H31.4.1の利用実績は75人、定員94人となっています。利用実績が推計ニーズ量を満たしてしないことから、推計ニーズ量を確保量とします。						
大瀬戸地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	推計ニーズ量	116	119	104	104	99	
	確保量	教育・保育施設	116	119	104	104	99
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	—	—	—	—	—
		合計	116	119	104	104	99
確保方策の内容	H31.4.1の利用実績は95人、定員86人となっており、利用実績が推計ニーズ量を満たしてしないことから、推計ニーズ量を確保量とします。 なお、当該地域の保育施設については、定員に余裕があることから各施設の定員増により確保を図ります。						

●教育（西海市内全域）

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
アンケート調査によるニーズ量	65	65	61	59	57
補正後の推計ニーズ量	131	130	123	118	115
確保量	131	130	123	118	115
確保方策の内容	H31年における認定こども園の1号認定及び幼稚園の利用実績は108人、定員数は254人となっており、定員数が推計ニーズ量を満たすことから、ニーズ量を確保量とします。				

※補正後の推計ニーズ量＝平成31年度実績による

④ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計ニーズ量	157	153	147	143	139
確保量	157	153	147	143	139
確保方策の内容	現在、西海市社会福祉協議会が実施しており、推計ニーズ量が、H30年度の利用実績83人を上回ることから、推計ニーズ量を確保量とします。				

⑤一時預かり事業

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【1号認定による不定期な利用】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計ニーズ量	768	759	721	689	673
確保量	768	759	721	689	673
確保方策の内容	推計ニーズ量がH30年度の実績437人を上回ることから推計ニーズ量を確保量とします。				

【2号認定による定期的な利用】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計ニーズ量	8,025	7,929	7,529	7,198	7,032
補正後の推計ニーズ量	1,766	1,744	1,656	1,583	1,547
確保量	1,766	1,744	1,656	1,583	1,547
確保方策の内容	補正後の推計ニーズ量がH30年度の実績1,222人を上回ることから補正後の推計ニーズ量を確保量とします。				

※補正後の推計ニーズ量＝推計ニーズ量×22%（前事業計画における利用実績の平均/前事業計画における推計ニーズ量）

## ■幼稚園の在園児以外の一時的預かり

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計ニーズ量	4,341	4,257	4,077	3,918	3,803
補正後の推計ニーズ量	347	341	326	313	304
確保量	347	341	326	313	304
確保方策の内容	補正後の推計ニーズ量がH30年度の実績311を上回ることから補正後の推計ニーズ量を確保量とします。				

※補正後の推計ニーズ量＝推計ニーズ量×8%（前事業計画における利用実績の平均/前事業計画における推計ニーズ量）

## ⑥延長保育事業

(単位：人)

西彼地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	推計ニーズ量	192	190	187	178	172
	確保量	192	190	187	178	172
	確保方策の内容	H30年度の利用実績は、184人。推計ニーズ量を満たしていないことから、推計ニーズ量をそのまま確保量とします。				
西海地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	推計ニーズ量	127	126	118	112	111
	確保量	127	126	118	112	111
	確保方策の内容	H30年度の利用実績は、73人。推計ニーズ量を満たしていないことから、推計ニーズ量をそのまま確保量とします。				
大島・ 崎戸地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	推計ニーズ量	103	100	98	96	93
	確保量	0	0	0	96	93
	確保方策の内容	現在、大島・崎戸地区では時間外保育事業は実施されておられません。今後、推計ニーズ量を満たすために、R5年度までに時間外保育事業所を1か所確保します。				
大瀬戸地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	推計ニーズ量	87	86	79	78	75
	確保量	87	86	79	78	75
	確保方策の内容	H30年度の利用実績は、36人。推計ニーズ量を満たしていないことから、推計ニーズ量をそのまま確保量とします。				

## ⑦病児・病後児保育事業

(単位：人日)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計ニーズ量	3,609	3,544	3,391	3,258	3,167
確保量	3,609	3,544	3,391	3,258	3,167
確保方策の内容	現在、西海市内に病児・病後児の事業所は3か所あり、定員は1日当たり10人です。よって、年間の最大サービス量は、10人×300日=3,000人日となります。不足分については、西九州させば広域都市圏事業で対応します。 また、ファミリー・サポート・センター事業の活用も、今後対応できるよう検討していきます。				

## ⑧多様な事業者の参入促進・能力活用事業

本事業については、市として積極的に展開していく予定はありません。

今後は事業者からの申請に基づき、必要に応じて事業を展開することとします。



### ⑨放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

（単位：人）

西彼地区	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	推計ニーズ量	低学年	168	172	168	165	166
		高学年	113	104	103	104	106
		合計	281	276	271	269	272
	確保量		281	276	271	269	272
確保方策の内容		H31.4の利用実績が181人、定員が195人となっており、推計ニーズ量を満たしていないため、推計ニーズ量を確保量とします。 なお、定員の不足については、新たな施設の設置及び各施設の定員増により確保を図ります。					
西海地区	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	推計ニーズ量	低学年	141	133	130	124	120
		高学年	47	47	44	44	42
		合計	188	180	174	168	162
	確保量		188	180	174	168	162
確保方策の内容		H31.4の利用実績が136人、定員が157人となっており、推計ニーズ量を満たしていないため、推計ニーズ量を確保量とします。 なお、定員の不足については、各施設の定員の増により確保を図ります。					
大島・ 崎戸地区	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	推計ニーズ量	低学年	89	82	74	76	74
		高学年	56	53	52	47	44
		合計	145	135	126	123	118
	確保量		145	135	126	123	118
確保方策の内容		H31.4の利用実績が126人、定員が93人となっており、推計ニーズ量を満たしていないため、推計ニーズ量を確保量とします。 なお、定員の不足については、新たな施設の設置により確保を図ります。					
大瀬戸地区	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	推計ニーズ量	低学年	86	77	86	82	83
		高学年	70	74	70	68	61
		合計	156	151	156	150	144
	確保量		156	151	156	150	144
確保方策の内容		H31.4の利用実績が132人、定員が208人となっており、定員が推計ニーズ量を満たしているため、推計ニーズ量を確保量とします。					

### 3 すべての子どもの育ちを保障するまちづくり

#### (1) 子育て支援の輪（ネットワーク）の構築

##### <現状と課題>

親が安心して子どもを生き育てることができ、なおかつ子どもが将来に夢をもって健やかに育つ環境を築くためには、地域・学校・企業等が協力してネットワークをつくることにより、地域全体で親子を温かく見守り支える環境づくりに取り組むことが重要です。

アンケート調査結果をみると、就学前児童では、本市の子育て環境や支援への満足度は前回調査から上がっており、また、「子育てが地域の人や友人・知人、もしくは社会に支えられているという実感」の有無について、「十分に感じる」と「まあまあ感じる」を合わせると、就学前児童、就学児童共に7割を超えています。今後も取組を継続し、より良い子育て環境を目指します。

##### <基本的な方向性>

1. 子育て支援に従事する関係者が集まり互いの情報を共有できる場を確保し、子育て支援のネットワーク構築を推進します。
2. 保育所や幼稚園等において、保護者同士の仲間づくりの促進や情報交換及び相談の場を提供することにより、サービス利用者間のネットワークづくりや、気軽に相談できる場づくりを支援します。
3. 子育て支援センター等において、親子で参加できるサークル活動を支援します。

##### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	親育ちプログラム事業	就学前の子どもをもつ親を対象に、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合いながら、自分にあった子育ての仕方を学ぶ場を提供するプログラムです。この事業を実施する団体に対して補助を行い、児童の福祉の向上を図ります。今後も子育ての悩みなどを解消し、子育ての負担軽減や子育て世帯のネットワーク形成につながるよう、実施していきます。
2	地域子育て支援拠点事業	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て中の親子の交流の場の提供や育児不安等についての相談支援を実施します。子育てについての講習会を開催し、児童の福祉の向上を図ります。
3	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を有効に活用し、子どもに対する地域全体の支援体制を構築するための連携をさらに強化します。また、児童相談所、教育委員会との連携による対応強化を図ります。今後、子ども家庭総合支援拠点の設置を行い、児童・保護者に対し切れ目のない支援を目指します。
4	民生委員・児童委員との連携	各地区の民生委員児童委員協議会に出向き、地域における見守りの協力依頼・研修会案内を行います。
5	妊娠・出産・子育て地域活動支援事業	子育てに関係する機関が自主的に行う研修会などの活動に対し、支援を行います。

## (2) 障がい児支援施策の充実

### <現状と課題>

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療のためには、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や、学校における健康診断を推進することが必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携のもと、療育支援事業や放課後デイサービス事業などの適切な支援体制の整備を推進するとともに、育児相談の充実を図り、各家庭に応じた効果的な支援の実施に努める必要があります。

発達の遅れなどの障がいがある、あるいは、その疑いのある子どもの療育相談及び指導、保護者の精神的ケア等を充実させるためには、西海市療育支援相談センター「陽だまり」を拠点として相談体制の整備を図るとともに、時津町の児童発達支援センター「ひまわりの園」や各種事業者との連携もさらに深めながら、継続した療育支援に努める必要があります。

### <基本的な方向性>

1. 障がい児の子育て支援の総合的な取組の推進に向けて、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、障がい児をもつ家庭を支援する体制づくりを推進します。
2. 疾病等の早期発見・治療の推進に向けて、乳幼児健診における医師や保健師・栄養士による指導を充実し、関係機関の連携による障がい児への適切な療育に努めます。
3. 療育相談及び指導等の充実に向けて、保護者に対し西海市就学相談会や県教育センターが行う巡回教育相談等の情報提供を行い、早期からの適切な教育相談ができる体制を整備します。
4. 教育、療養に特別なニーズがある子どもの教育支援の充実に向けて、障がい児をもつ親が安心して相談することができ、早期教育を適切に推進できるよう、保健福祉部門と教育委員会の連携、そして、特別支援学校、保育所、幼稚園等との連携を図ります。
5. 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画と整合を図り、障がいがある児童や発達に遅れのある児童等に対する支援を充実します。

### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する相談・指導等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。
2	療育保育事業	特別な配慮を要する子どもの保育を実施するために保育士を加配している保育所等に対して補助を行います。充実した保育にするため、保育士の配置基準や補助額について拡充します。
3	放課後児童クラブ 障がい児受入れ	障がい児を受け入れる、又は受入れの態勢を整えている学童クラブに対して補助を行います。今後も国の基準と同様の配置基準を継続して補助を行っていきます。
4	児童発達支援相談事業	西海市療育支援相談センター「陽だまり」を拠点として、発達に遅れや不安のある児童やその保護者に対し、相談支援や適切な指導・訓練支援サービスを身近なところで提供します。また、地域生活支援事業の相談支援事業を活用し発育等の相談の実施に努めます。

No.	事業名	取組内容
5	放課後デイサービス事業	6歳から18歳までの障がいのある子どもや発達に特性のある子どもが、放課後や夏休みなどの長期休暇に利用できる福祉サービスです。個別療育や集団活動を通して、家と学校以外の居場所を提供します。
6	「ひまわりの園」の障がい児等療育支援事業など専門相談事業（県事業）	「ひまわりの園」の障がい児等療育支援事業（県事業）、を有効活用します。相談・指導を希望する障がい児に対し、園等訪問による巡回相談を実施します。また、外来の方法により、専門的な療育相談や指導を実施します。
7	すくすく相談	乳幼児健診にて臨床心理士による母親への支援や児童の発達支援を目的とした相談事業を実施します。
8	新生児聴覚検査事業	聴覚障がいを早期に発見するために行う新生児聴覚検査の一部助成を行います。



### (3) ひとり親家庭の自立支援の推進

#### <現状と課題>

ひとり親家庭では、子育てと仕事を一人で担わなければならないという負担があり、経済的自立に向けた支援を必要とする家庭も少なくありません。また、ひとり親家庭が抱える問題は、経済面のほか、健康面や精神面など多岐にわたっています。そのため、ひとり親家庭の現状の的確な把握に努め、その上できめ細かな福祉サービスの展開と、子育てに悩む親に対する相談、自立に必要な就業支援、教育資金の貸付け等の経済的な助成といった支援を、総合的かつ適切に実施していくことが必要です。

本市においては、ワンストップでひとり親家庭に対する支援が提供できる体制の整備に努めるとともに、そこに相談員を配置し、様々な問題を抱えた保護者への相談指導体制の充実を図る必要があります。

#### <基本的な方向性>

1. ひとり親家庭への子育て支援の充実に向けて、保育所の入所に際して優先的に利用できるよう配慮するなど、ひとり親家庭への子育て支援の充実を図ります。
2. ひとり親家庭の就業の促進に向けて、必要な就業能力を身に付ける母子自立支援プログラム事業及び母子家庭等自立支援給付金事業を展開し、自立した生活を促します。
3. ひとり親家庭に対する相談体制の充実に向けて、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援する母子・父子自立支援員を配置するなど、ひとり親家庭に対する相談体制の充実を図るとともに、施策・取組に関する情報提供を推進していきます。

#### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	ひとり親日常生活支援事業	ひとり親家庭で仕事や病気のため、日常生活が困難な場合、支援員を派遣して家事、子育てについて支援します。
2	母子自立支援プログラム事業	ひとり親家庭が安定的な収入を得ることにより自立した生活を送ることができるよう、スキルアップやマッチングなどによる就業支援を行います。
3	母子家庭等自立支援給付金事業	高等職業訓練給付金や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親の就職に有利となる資格の取得を促進します。
4	母子・父子自立支援員の配置	子育てや生活の支援等の福祉サービスを推進するため、母子・父子自立支援員を1名配置し、母子・父子福祉資金の貸付け相談業務など自立に向けた幅広い支援を行います。
5	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校卒業程度認定試験のための受講費用の一部を支給します。

## (4) 虐待やいじめ等から子どもを守る対策の充実

### <現状と課題>

児童虐待やいじめは、子どもに対して身体的・精神的に深い傷を与え、ときには生命を奪うことさえある重大な問題です。

児童虐待の背景は、社会的要因のほか、家族間の葛藤や子育てにおける孤立感など様々であることから、家庭相談や乳幼児健診、家庭訪問など、あらゆる機会を通じて、育児に不安やストレスを抱えている保護者をサポートできる体制づくりが必要です。

また、児童虐待を防止するためには、保護者だけではなく、それを見守る地域の住民を含めて、児童虐待に関する意識啓発を推進するとともに、虐待をみつけたときの通報先の周知等を徹底することが大切です。

さらに、虐待を早期に発見し、早期に対応するためには、虐待防止に関する地域ネットワークを有効に活用することはもとより、福祉関係者のみならず、地域の関係機関・団体を含めた支援体制を構築しなければなりません。地域全体で子どもを守るために、関係部局が緊密に連携して、医療機関との情報提供・共有を進めることが重要です。

いじめや不登校、少年非行等の問題への対応については、専門的な相談体制の強化や、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりを推進する必要があります。併せて、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備等を適切に行わなければなりません。

### <基本的な方向性>

1. 虐待の発生予防に向けて、日常的な育児相談機能の強化や訪問指導のほか、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心にサポートを強化し、保護者の孤立化を防ぐとともに、虐待についての理解を深めるための情報提供や児童虐待防止対策研修を実施します。
2. 虐待の早期発見・早期対応に向けて、民生委員・児童委員との連携を強化し、地域における見守り活動を推進します。また、乳児家庭全戸訪問時において虐待リスクの高い家庭を把握し、状況に応じて育児を支援します。
3. 社会福祉士や保健師、家庭児童相談員、児童虐待防止強化員を配置し、子どもとその家庭や妊産婦に対し、専門的で総合的な支援を行う、子ども家庭総合支援拠点の整備を図り、虐待のリスクの高い家庭への支援の充実を図ります。また、研修等により、職員の資質の向上を図ります。
4. 虐待を受けた児童等の保護・支援に向けて、要保護児童対策地域協議会の機能を充実し、関係機関等との連携を行うことで、虐待のおそれがある子どもに速やかに対処するよう努めるとともに、虐待を受けた子どもや保護者の保護を行います。
5. いじめ・少年非行等の問題行動や不登校に対する相談体制の充実に向けて、学校内に子どもたちの日頃の悩みの相談に応じる心の教室相談員の配置や適応指導教室の活用など相談体制の強化に努めるとともに、学校、家庭、地域及び民生委員・児童委員等の関係機関との間のネットワークづくりを推進していきます。

## <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を有効に活用し、子どもに対する地域全体の支援体制を構築するための連携をさらに強化します。また、児童相談所、教育委員会との連携による対応強化を図ります。今後、子ども家庭総合支援拠点の設置を行い、児童・保護者に対し切れ目のない支援を目指します。
2	子育て支援情報発信事業	西海市ウェブサイトにおいて、児童虐待防止等に関する各種情報を掲載します。
3	児童虐待防止対策研修事業	児童虐待について理解を深め、虐待の早期発見、予防につなげる発表を行う研修を行います。関係者の質の向上や一般住民も含めた研修会を開催し、虐待に関する知識の普及も図ります。
4	家庭相談員・虐待相談専門員の配置	児童虐待防止を推進するため、家庭相談員及び児童虐待防止強化員を配置します。今後は、相談員の研修に努め、各機関と連携しながら支援を行います。
5	乳幼児健診未受診者・予防接種未接種者の把握	乳幼児健診の未受診者は家庭訪問や園訪問などで状況を把握します。予防接種の未接種者は、その理由を把握し、定期的に通知や電話にて接種勧奨を行います。
6	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師、助産師、各地域の母子保健推進員が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握に努め、助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。
7	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する相談・指導等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。
8	心の教室相談員の配置	市内の中学校4校に心の教室相談員を配置し、生徒が悩みを気軽に話し、ストレスを和らげることができるように、相談体制の充実を図ります。
9	適応指導教室の設置	適応指導教室を設置し、心理的要因等で学校に登校できない子どもたちに対し、適切な相談、指導及び援助を行います。学校だけでなく、県や市のスクールソーシャルワーカーとも密に連携を図り、適応指導教室の活用を支援します。
10	いじめ問題対策協議会の設置	西海市いじめ問題対策協議会において、市内各小・中学校のいじめ等に関する現状把握・意見交換を行い、いじめ防止対策に努めます。

## (5) 子どもを対象とした犯罪等の防止

### <現状と課題>

子どもを犯罪等の被害から守るためには、①犯罪等に関する情報提供、②関係機関・団体との情報交換、③通学路等におけるパトロール活動、④防犯講習会の実施、⑤防犯ボランティアへの支援など、子どもの安全確保に向けた取組を、警察や防犯協会等とも連携を図りながら推進することはもとより、市民一人ひとりが防犯への意識を高くもち、地域全体の協力体制を確立することが必要です。

### <基本的な方向性>

1. 犯罪等に関する情報の共有化及び地域ぐるみの防犯体制の充実に向けて、PTA等の学校関係者、西海市防犯協議会、警察など関係機関・団体間においてネットワークの構築を図ります。
2. 地域住民との協働によるパトロール活動の推進に向けて、学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や関係機関・団体が連携して、地域安全運動等のパトロール活動を実施します。
3. 子ども犯罪被害防止に向けて、子どもを対象とした防犯指導を実施し、防犯に対する意識の向上に努め、子どもの犯罪被害を防止します。

### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	西海地区防犯協議会	関係者で構成する「西海地区防犯協議会」を組織し、防犯関係機関（西海警察署、区長会代表者、学校関係者、私設パトロール隊）と連携します。今後も、年1回協議会総会を開き、防犯活動の強化を行います。
2	地域安全運動	年間を通して、青色回転灯装備車両を活用してパトロールを行い、犯罪防止につなげていきます。不審な物、人物、車両等を発見した際は、西海警察署へ通報し、犯罪防止・早期発見に努めます。
3	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	不登校やいじめなどの問題行動に対応するため、専門的な立場から支援や助言を行うスクールソーシャルワーカーを県・市から1名ずつ配置していきます。また、スクールカウンセラーを小学校4校（うち、1校はエリア校）、中学校4校に配置します。また、配置されていない学校にも最低1回はカウンセラーが出向くことで、市内全学校での相談体制の充実にも努めます。

## (6) 経済的困難を抱える家庭への支援

### <現状と課題>

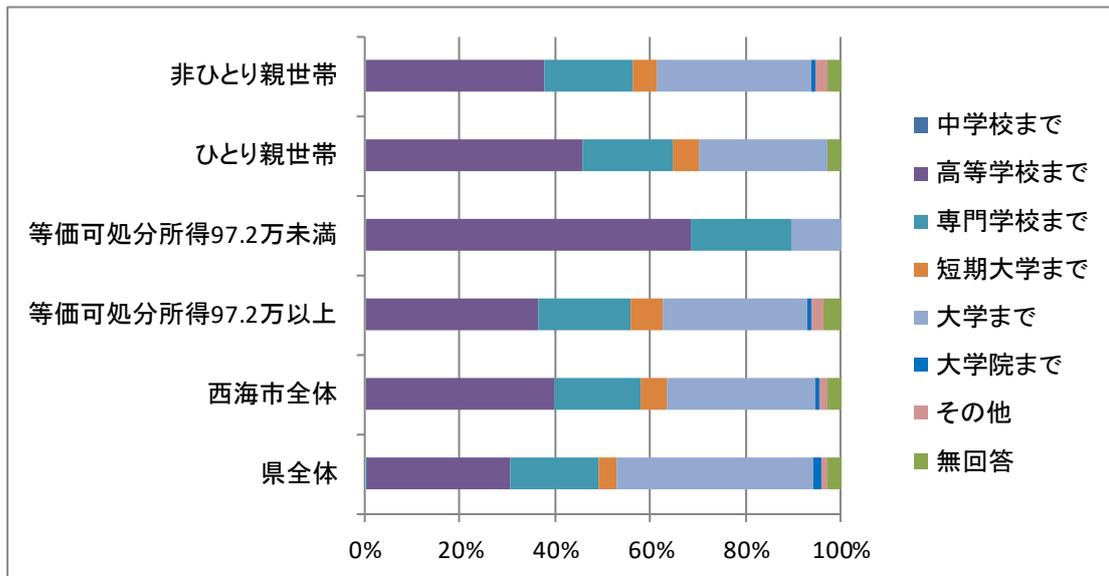
国では、令和元年に「\*子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正を踏まえ、同年に「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定しました。この大綱では、現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望をもてる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講ずることとしています。

本市における子どもの貧困の状況は、昨年県が実施した調査によると貧困率が、14.0%と県全体よりも高くなっており、特に貧困家庭やひとり親家庭における進学に関する意欲が低いことがわかりました。また、それらの家庭では、家庭における学習の習慣も少なく、貧困等家庭の環境が子どもの学習意欲に影響を与えている可能性が否定できません。

子どもの意欲や自己肯定感の低下は、貧困の連鎖を生むことにつながります。

貧困の連鎖を食い止め、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう、今後も子どもの貧困対策を総合的に推進していく必要があります。

将来どの学校まで進学したいと思いますか？（中学2年生）



資料：平成30年長崎県子どもの貧困に関する調査

### <基本的な方向性>

1. 母親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、支援が届かない、又は届きにくい子どもや家族に対して、関係機関が連携しながら支援を行います。
2. 子どもの学習意欲や自己肯定感を育み、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望をもちながら育つことのできるよう支援します。

## <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	生活困窮者の自立支援	生活に困窮している方が抱える複合的な課題に応じた、個別的で継続的な相談支援を行う窓口として「西海市生活支援相談室」を設置し、適切にアセスメントを実施し、必要な支援の提供につなげたり、関係機関と連携を図ります。また、状況に応じた就労支援や家計改善に向けた支援を実施し、対象者を早期に把握し適切な支援につなげます。
2	ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談の実施	施策の窓口である市役所において総合的な相談を実施します。
3	母子家庭等自立支援センター事業	就業相談、職業紹介、技術習得等を目指すセミナーや講習会等、就業に向けた支援を実施するとともに、生活上の相談など電話相談や法律相談を実施します。
4	児童扶養手当等の支給	収入を補完するための手当の支給による支援を実施します。
5	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成します。
6	就学援助	経済的に困窮している小中学生の保護者に対して、学用品などの費用を援助します。
7	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部を支給します。
8	ひとり親家庭生活向上事業	ひとり親家庭を対象に子どものしつけや育児、健康などについての講習会を開催します。
9	子どもの居場所づくりサポート事業	こども食堂や学習支援などを行うボランティア団体の活動に対し、子どもと支援団体をつなぐコーディネートなどの支援を行います。



## (7) 多様な文化をもった子どもと家庭への支援

### <現状と課題>

国際化の進展に伴い、海外に在留し帰国する日本人や日本で生活する外国人は増加しており、今後も増加することが見込まれています。それにより、海外から帰国する子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子どもなど、外国につながる子どもの増加が見込まれます。こうした保護者や子どもが日本で生活し、育っていく中では、言葉や文化、習慣等の違いから様々な困難があることが想定され、保護者や子どもが日本の環境に溶け込み、その保護者が安心して子育てをできるように支援を進める必要があります。

### <基本的な方向性>

1. 全ての子どもが隔たりなく成長でき、豊かな心や健やかな身体を育てていくため、外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、日常生活を円滑に送ることができるように多言語による情報提供や相談体制の充実を図ります。
2. 外国人の子どもが利用する教育・保育施設に対して、文化や生活習慣の違いからくる障害をなくすための情報提供に努めます。

### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	多言語による総合的な 市政情報の提供及び相談 体制の充実	外国人が安心して暮らせるよう、インターネットを活用した外国語版生活ガイドホームページの開設及び更新、運営の充実を図ります。
2	母子保健の外国語への 対応	母子保健事業において、タブレットを用いた多言語での相談や支援を行ったり、外国語版の母子健康手帳を配布したりすることで、外国人が安心して子どもを生み育てやすい環境を整備します。
3	国際理解教育の推進	英語を母国語とする外国人をALTとして小・中学校に配置し、外国語でのコミュニケーション能力を高め、英語教育の充実を図ります。また、日本人の英語教育指導員の配置やエンジョイ・イングリッシュ（英語を用いた外国人との交流学習）を実施し、国際理解教育を推進していきます。
4	外国人の子どもに対する 保育所（園）の受入れ 態勢の充実	外国人の子どもが、保育所（園）での生活に対応できるように関係機関と連携し支援します。

## 【成果指標】

評価指標	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
乳児家庭訪問事業	100.0%	100.0%
周囲の人（近隣、友人等）に支えてもらって子育てをしているという実感がある保護者の割合		
（就学前児童の保護者）	80.4%	85%
（就学児童の保護者）	74.7%	80%
障がい児の受入れを行う保育所等の割合	100.0%	100.0%
不登校児童生徒の人数（出現率）		
（小学生）	9人（0.72%）	0人（0%）
（中学生）	13人（2.15%）	0人（0%）

## 【確保方策】

### ①利用者支援事業

#### ■基本型・特定型

西海市こども課及び各総合支所の窓口による対応を行っていきます。

#### ■母子保健型

（単位：か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計ニーズ量	1	1	1	1	1
確保量	1	1	1	1	1
確保方策の内容	西海市においては、子育て世代包括支援センターを、こども課に位置づけ、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する体制を整えています。（H30.4.1～）今後は、庁内の他部署や総合支所との連携が円滑に行えるよう努めるとともに市民への周知を図り、利用の促進を図ります。				

## ②地域子育て支援拠点事業

西彼地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	推計ニーズ量(人日)	4,595	4,448	4,303	4,181	4,011
	確保量(か所)	4	4	4	4	4
	確保方策の内容	現在、西彼地区では4か所で地域子育て支援拠点事業を行っており、利用可能児童数は合計で9,600人となっています。この定員が推計ニーズ量を満たしているため、現在の実施箇所数を確保量とします。				
西海地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	推計ニーズ量	2,319	2,379	2,279	2,198	2,098
	確保量(か所)	3	3	3	3	3
	確保方策の内容	現在、西海地区では3か所で地域子育て支援拠点事業を行っており、利用可能児童数は合計で7,200人となっています。この定員が推計ニーズ量を満たしているため、現在の実施箇所数を確保量とします。				
大島・ 崎戸地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	推計ニーズ量	6,146	6,003	5,855	5,707	5,564
	確保量(か所)	1	2	2	2	2
	確保方策の内容	現在、大島・崎戸地区では1か所で地域子育て支援拠点事業を行っており、利用可能児童数は合計で3,000人となっています。令和3年度からは認定こども園が設立されるため、利用可能児童数は、合計で6,600人となります。この定員が推計ニーズ量を満たしているため、現在の実施箇所数を確保量とします。				
大瀬戸地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	推計ニーズ量	1,100	1,045	1,012	979	957
	確保量(か所)	1	1	1	1	1
	確保方策の内容	現在、大瀬戸地区では1か所で地域子育て支援拠点事業を行っており、利用可能児童数は合計で2,400人となっています。この定員が推計ニーズ量を満たしているため、現在の実施箇所数を確保量とします。				

## ③乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計ニーズ量	訪問実人数	156	151	146	141	137
	訪問延べ人数	159	154	149	144	140
確保量		159	154	149	144	140
確保方策の内容		今後も継続して事業を展開し、子育て支援に関する情報提供を行います。				

#### ④ 養育支援訪問事業他

##### ■ 養育支援訪問事業

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計ニーズ量	18	17	16	16	15
確保量	18	17	16	16	15
確保方策の内容	今後も継続して事業を展開します。				

##### ■ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

関係機関の各種会合に参加し、情報の交換を行うなど、様々な機会を捉えて関係機関との連携強化に努めるとともに、国や県等の事業を利用し専門的な研修会の開催や参加などに努めます。

#### ⑤ 子育て短期支援事業

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計ニーズ量	16	15	15	14	14
確保量	16	15	15	14	14
確保方策の内容	現在、西海市内に子育て短期支援事業の施設はありませんが、予算としては30人分を確保している状況です。今後、ニーズ量を満たすために予算の追加を行うことにより、推計ニーズ量を確保量とします。				

#### ⑥ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度未移行幼稚園への副食費助成など、国の動向に応じて、助成を実施していきます。

## 第5章 計画の推進体制

### 1 市の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用したりするために必要な援助を行い、関係機関との連絡調整など便宜の提供を行うこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等を行うことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力すること。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力すること。

## 2 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、市民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

### (1) 行政の役割

本市は、子育て支援の重要な役割を担うことから、この計画に基づく全ての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施します。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

さらに、学識経験者や保育・教育関係者等の市民による次世代育成支援対策地域協議会と庁内の推進会議を設置し、この計画に基づく施策の実施状況を公表し協議することで、市民の意見を計画の推進に反映させます。同時に、推進会議では、個々の施策の進捗状況の把握と施策間の調整等を行います。

### (2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任をもっていることを認識することが大切です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、市民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚をもち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画します。

### (3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身に付けて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等に関わらず、全ての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

#### (4) 企業・職場の役割

働いている全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスが取れるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業がもつノウハウを生かしながら地域活動に参画します。

#### (5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすために、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援します。



### 3 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

#### (1) 市内における関係者の連携と協働

本市は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うに当たり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていきます。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援できることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担っていくとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となります。この際、円滑な連携が可能となるよう、本市は積極的に関与していきます。

#### (2) 近隣市町との連携と協働

子ども・子育て支援の実施に当たり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、本市は、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、病児保育など市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

#### (3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係する全ての事業の一体的な推進や、家庭教育の支援施策を行う本市の関係各課との密接な連携を図ります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

## 1 西海市次世代育成支援対策地域協議会設置条例

平成 21 年 3 月 23 日西海市条例第 6 号

改正

平成 25 年 6 月 25 日条例第 38 号

西海市次世代育成支援対策地域協議会設置条例

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 21 条第 1 項及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項並びに地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、西海市における次世代育成支援対策の推進に関して必要な措置について協議するとともに、子ども・子育て支援の推進に関し審議するため、西海市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 次世代育成支援対策の総合的な検討及び係る施策の推進に関し、協議すること。
- (2) 次世代育成支援地域行動計画の策定に関し、協議すること。
- (3) 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項に関し、審議すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 13 人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉、保健又は教育の各分野の関係者
- (2) 現に子育て中である保護者
- (3) 子育てを支援する業務に従事する者
- (4) 市内に事業所を有する事業主
- (5) 公募により選考される者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が委嘱し、又は適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、協議会の設置後最初の会議は、市長が招集するものとする。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。  
(関係人の出席等)

第7条 会長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定により出席した関係人には、西海市証人等の実費弁償に関する条例（平成 17 年西海市条例第 40 号）の規定により、費用弁償を支給する。  
(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、西海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年西海市条例第 39 号）に定めるところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年6月 25 日条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 西海市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

(任期：令和元年10月1日～令和3年9月30日)

	所属団体等	氏名	備考
1	西彼杵医師会市内代表 山崎医院	山崎 美縁	
2	長崎県西彼保健所	林田 祥子	
3	西海市民生委員児童委員協議会連合会副会長	浦本 文雄	
4	西海市保育会 会長（こむかえこども園 園長）	谷口 剛	
5	西海市校長会 大島東小学校 校長	白水 聡	会長
6	西彼中央幼稚園 園長	岡野 美穂	
7	西海市PTA連合会	竹本 知奈美	
8	間瀬保育所 保護者会	川村 由佳	
9	療育を考える会 会長	中村 聖子	
10	西海市学童保育連絡協議会	太田 亜星	
11	ダイヤソルト(株)崎戸工場	平尾 さよ美	副会長
12	連合長崎地域協議会西彼北部ブロック	佐藤 清次	
13	公募	豊岳 裕美	

敬称略、順不同

### 3 用語定義

※（ ）内の「法」は「子ども・子育て支援法」を略したものです。

#### か行

##### 家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条第6項）

##### 教育・保育施設

「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。（法第7条第4項）

##### 居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条第8項）

##### 子育て安心プラン

待機児童解消のための取組を一層強化、推進していくため、国が平成29（2017）年6月に策定し、平成32（2020）年度末の女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿を整備することとしたプラン。

##### 子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

##### 子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条第1項）

## 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とするもの。

### さ行

#### 事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条第9項）

#### 施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）

#### 市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）

#### 児童の権利に関する条約

世界の多くの児童（児童については18歳未満の全ての者と定義。）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況に鑑み、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したもの。

#### 小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条第7項）

#### 新・放課後子ども総合プラン

これまでの放課後子ども総合プランや、児童福祉・教育分野における施策の動向を踏まえ、放課後児童クラブ待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所確保等を内容とした、新たな放課後児童対策のプラン。

## た行

### 地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第 11 条）

### 地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第 7 条第 5 項）

### 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第 59 条）

### 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第 27 条）

### 特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。（法第 29、43 条）

## は行

### 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第 20 条）

#### 【参考】認定区分

- ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども
- ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

### 母子保健計画

市町村において、妊娠・出産・子育てに関する現状及び課題に即した母子保健施策をより効果的に推進し、母子の健康の保持増進を図ることを目的に策定するもの。

## よ行

### 幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条）

※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。

## 第2期西海市子ども・子育て支援事業計画

発行：令和2年3月

企画・編集：西海市 保健福祉部 こども課

〒857-2392

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2222 番地

電話 0959-37-0011（代表）